

法教育研究会「報告書」

我が国における法教育の普及・発展を目指して

- 新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために -

平成16年11月4日  
法教育研究会

## 目 次

はじめに .....	1
第 1 法教育の意義 .....	2
1 法教育とは何か .....	2
2 我が国における法教育の必要性 .....	2
第 2 法教育の現状と課題 .....	4
1 諸外国における法教育の現状 .....	4
(1) アメリカの法教育 .....	4
(2) フランスの法教育 .....	7
(3) スウェーデンの法教育 .....	8
(4) フィンランドの法教育 .....	8
2 これまでの我が国における法教育の実践と課題 .....	9
(1) 学校教育における法教育の実践 .....	9
(2) 法律家による法教育の実践 .....	10
(3) 我が国の法教育の課題 .....	11
第 3 法教育が目指すもの .....	12
1 我が国において目指すべき法教育 .....	12
(1) 自由で公正な社会を支える「法」的な考え方を育てること .....	12
(2) 法教育で取り扱うべき主たる内容 .....	13
2 子どもの成長に応じた法教育 .....	14
(1) 子どもの成長や発達の過程への配慮 .....	14
(2) 小学校，中学校，高等学校における法教育の展開 .....	15
3 中学校で実施されるべき法教育の内容と教材 .....	17
(1) 四つの教材の中学校社会科公民的分野における位置付け .....	18
(2) 四つの教材のねらいと趣旨 .....	19
4 法教育の受け手である子どもの立場からの感想 .....	21
(1) ルールづくりに関する模擬授業 .....	21
(2) 私法と消費者保護に関する模擬授業 .....	22
(3) 司法に関する模擬授業 .....	22

5	法教育を普及させるための今後の課題.....	23
(1)	法教育の重要性の周知 .....	23
(2)	学校教育における法教育と関係者への期待 .....	23
(3)	学校教育における法教育と家庭，地域社会，職場との連携 .....	29
(4)	普及を更に促進していくための取組み .....	32
	おわりに .....	34
	資 料	
別添 1	裁判所による司法教育の取組み .....	35
別添 2	法務省における法教育への取組み .....	37
別添 3	弁護士会の法教育への取組み .....	38
別添 4	初等中等教育における司法書士の取組み .....	40
	法教育教材	
	「ルールづくり」に関する教材 .....	43
	「私法と消費者保護」に関する教材 .....	73
	「憲法の意義」に関する教材 .....	93
	「司法」に関する教材 .....	103
	(参 考)	
1	法教育研究会委員名簿 .....	119
2	法教育教材作成部会構成員名簿 .....	120
3	審議経過 .....	121
4	法教育研究会「論点整理(平成15年12月26日)」 .....	125

はじめに

法教育研究会（以下「研究会」という。）は、我が国の学校教育等における法及び司法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について、教育的観点をはじめ、社会的に幅広い観点から調査・研究・検討を行うことを目的に法務省において発足し、これまで16回にわたる会議を開催して検討を重ねてきた。

我が国の学校教育等においても、既に、法及び司法に関する教育（以下「法教育」という。）について、先駆的な取り組みが行われてきているところであるが、近時、こうした法教育の在り方について本格的な検討を行うとともに、より広く普及を図っていく必要性が高まってきている。

1990年代以降始まった、各種の改革を経て、国民の自由な活動の範囲が広がる一方、自由な活動から生じ得る紛争を、法によって公正に解決することが、より強く求められることとなった。また、国や地方公共団体の活動に国民が参加することが、より一層求められるようになり、平成21年5月までには国民が一定の刑事裁判に参加する裁判員制度が開始されることとなった。

こうした社会の変革を受け、国民一人ひとりが法や司法の役割を十分に認識した上で、紛争に巻き込まれないように必要な備えを行い、仮に紛争に巻き込まれた場合には、法やルールにのっとった適正な解決を図るよう心がけ、さらには、自ら司法に能動的に参加していく心構えを身に付ける必要がある。

研究会では、社会の変革に対応するものとしての法教育の重要性に着目し、我が国や諸外国の法教育の現状について調査・研究した上、我が国の法教育のあるべき姿について検討を行ってきた。そして、新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむためには、法教育が必要不可欠であるとの認識に至り、今後、更に法教育を普及・発展させていく一つの方向性を指し示すため、本報告書（以下「報告書」という。）を取りまとめるとともに、法教育の具体的内容及びその実践方法をより明確に提示するために四つの教材を試案的に作成した次第である。

## 第1 法教育の意義

### 1 法教育とは何か

「法教育」とは、広く解釈すれば、法や司法に関する教育全般を指す言葉である。しかし、より具体的には、アメリカの法教育法(Law-Related Education Act of 1978, P.L.95-561)にいうLaw-Related Educationに由来する用語であって、法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育を特に意味するものである。これは、法曹養成のための法学教育などとは異なり、法律専門家ではない一般の人々が対象であること、法律の条文や制度を覚える知識型の教育ではなく、法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育であること、社会に参加することの重要性を意識付ける社会参加型の教育であることに大きな特色がある。

近年、我が国においても、法教育をこのような意味で理解することが一般的になってきており、研究会においても、これを前提として、法教育に関する検討を行ってきた。

### 2 我が国における法教育の必要性

今日、このような特色を持つ法教育の重要性がますます高まってきているが、その背景には、我が国の社会の変化がある。

1990年以降、我が国は、自由で公正な社会をよりよく実現するために一連の改革に取り組んできた。その重要なねらいの一つは、行政改革や規制緩和などに示されるように、行政による過剰な事前規制を見直し、社会の内にある多様な活力を積極的に引き出していこうという点にある。しかし、規制緩和などが進められていくに伴い、国民が自由に活動できる範囲が広がる一方で、自由な活動から様々な紛争が生じることが予想され、こうした紛争を法に基づいて公正に解決する必要が生じる。また、今後、国際化がますます進展していくにつれて、様々な文化的背景や価値観を持った人々の間での交渉が日常化していくことによって、今まで以上に透明なルールによる紛争解決が求められることになる。平成13年から本格的に始まった司法制度改革は、このような法に基づく公正な紛争解決が迅速に行われるために、司法・裁判制度の改革を実現しようとするものにほかならない。

また、これと同時に、一連の改革を通じて、国や地方自治体の活動などの公共的な事柄について、国民の参加がより一層求められるようにな

ってきている。司法制度改革においても、法や司法制度は、本来、法律の専門家のみならず国民全体で支えられるべきものとされ、司法を支える国民的基盤を確立するために、平成21年5月までには国民が一定の刑事裁判に参加する裁判員制度が開始されることとなった。これは、国民が法や司法を利用するだけでなく、司法を支えるために能動的に参加することが求められていることを意味する。

このような制度改革が実りあるものとなるためには、何よりもまず、国民一人ひとりが、自らの権利と責任を自覚し、国民の自律的な活動を支える法や司法の役割を十分に認識しなければならない。その上で、法律専門家の助力を得ながら、紛争に巻き込まれないように必要な備えを行い、仮に紛争に巻き込まれた場合には、法やルールにのっとった適正な解決を図るよう心がけるとともに、自ら司法に能動的に参加していく心構えを身に付ける必要がある。

法及び司法に関する学習機会を充実させることが必要とされるのは、まさに、このような要請に応えるためであって、それゆえ、このような教育においては、法律の条文や制度を知識として暗記するのではなく、法やルールの背景に、どのような目的や価値があるのか、司法や裁判がどのような役割を担っているかを自ら考えることを通じて学び、司法制度を正しく利用し、適切に参加する力を身に付けておかなければならない。

他方、知識を覚えることにとどまらず、実生活で生きて働く力として、思考力、判断力、表現力などを高めることを重視する法教育の基本的な考え方は、これまで積み重ねられてきている教育改革の観点からも求められているものといつてよい。平成14年4月から実施された新学習指導要領では、「生きる力」の育成を基本的なねらいとされており、「生きる力」の一つとして、自ら学び自ら考える力を育成することが挙げられている。このような教育の流れは、「急速かつ激しい変化が進行する社会を一人一人の人間が主体的・創造的に生き抜いていくために、教育に求められているのは、子どもたちに、基礎的・基本的な内容を確実に身に付けさせ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力（中略）などの〔生きる力〕をはぐくむことである。」とする、中央教育審議会答申（平成15年10月）にも現れている。

また、教育改革において、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日

本人の育成が目指され、その一つとして国家・社会の形成に主体的に参画する日本人の育成が挙げられている点にも注目しなければならない。

以上のように、法教育は、司法制度改革と教育改革の流れに沿うものであり、国民一人ひとりが、自由で公正な社会の担い手となるために欠くことのできない資質の育成を目指すものにほかならないのであって、現在、我が国において、その普及・発展を図る必要性が極めて高くなってきていると考えられる。

## 第2 法教育の現状と課題

我が国の法教育については、上述の視点から、その内容を具体化していくことになるが、その前に、諸外国における法教育の実践について見ておく必要がある。特に、法教育の概念は、アメリカのLaw-Related Educationに由来するものであり、アメリカにおいて、法教育が発展してきた背景、基礎となっている理念、実践などが、我が国の法教育にも大きな影響を与えてきたし、また、その他の諸国における、法教育の展開についても、大いに参考とすべき点があると思われる。

このような観点から、研究会においては、アメリカ、フランスの法教育についてヒアリングを行うとともに、委員をスウェーデン、フィンランドに派遣し、法教育の実践について検証を行ったが、その概要は以下のとおりである。なお、フランス、スウェーデン及びフィンランドについては、「法教育」と題して、以下の教育が行われているものではなく、法及び司法に関する教育の在り方全般について個人の見聞をヒアリングし、また、実地検証を行った結果をとりまとめたものである。

### 1 諸外国における法教育の現状

#### (1) アメリカの法教育

##### アメリカの法教育の理念

アメリカでは、1960年代後半以降、青少年の犯罪が増加し続け深刻な問題となるとともに、ウォーターゲート事件を契機として1970年代に市民の政治に対する不信が顕在化してきた。

このような社会状況を受け、法教育は、アメリカ立憲民主主義の基本概念・原理である、「権威、プライバシー、責任、正義」などの意義を市民が再認識するための方法として、また、青少年の行動を改善するための方法として提案されるに至り、法教育を全州的に推進するため、1978年には法教育法が成立した。

法教育法成立当時に考えられていた法教育の目的は、市民一人ひとりにとって必要な法的資質の育成であり、法的資質は、公私の双方において、個人が市民として効果的に役割を果たすために必要不可欠なものとされていた。そして法教育にいう「法」は、「法律」といった狭い範囲のものに限られているのではなく、「民主主義の理念」「紛争解決」など様々な意味が含まれており、また、法教育の実践に当たっては体験学習をはじめ、様々な教育方法が予定されていた。

1990年代になるとアメリカ法律家協会（American Bar Association）を中心にして、「法教育指針」が作成され、法教育がアメリカ合衆国の民主主義において、社会に参加する市民の能力と意欲を高めること、社会に対して自らが何かをなし得るのだという前提のもとで意思決定できる人間をつくることに目的があることが確認された。

アメリカの法教育の大きな特徴は、主として次の二つである。一つは、アメリカでは、いくつかの代表的な法教育のカリキュラムが存在するが、例えば、法的な価値を教えていくもの、実定法を扱うもの、紛争解決を行う技能を身に付けるためのもの、社会参加の過程に着目するものなど多岐にわたる点である。もう一つは、法的な価値や考え方を順序立てて教えていくことの重要性が深く認識され、低い学年から徐々に高い学年へ向かって、同じテーマについて、発達段階に応じて教材の質を変えながら学んでいくという長期的な視点に基づいている点である。

#### アメリカの法教育の実践

以下は、研究会においてアメリカの法教育の実践、それにかかわる活動の一例として報告されたものである。

なお、このほか、アメリカ法律家協会の取り組みや、幼稚園からのレベルに応じた模擬裁判の実践の例が紹介された。

#### (ア) Street Law Inc.の活動

Street Law Inc.は、法教育の代表的な教科書「Street Law」の作成で知られる団体である。主として、中学生レベルを対象とした、「Street Law」などの教材の作成のほか、その教え方についても実践的に取り組み、法教育を担う教員のためのカリキュラムやプログラムを実施している。他方、ジョージタウン・ローズ



クールとの提携によって、ロースクールの一種のクリニック・コースとして、「Street Law」を用いて、中学校等で法的な問題を教える、あるいは法的な観点から日常生活を考えさせることが行われている。これは、ロースクールの学生にとっては、中学生との法的な課題に関する対話が将来の法律実務家となるための勉強になる一方、中学生にとっては、単に法教育を受けられるだけでなく、ロースクールの学生を自分の将来像の一つとして、とらえることができるという副次的な効果も見られる取組みである。

また、裁判所との提携も行われており、法教育の受講が、非行少年に対する裁判所の矯正プログラム的一种として用いられることもあり、ここでもロースクールの学生が法教育を教える側として参加している場合がある。

(イ) Seattle Youth Involvement Networkの活動

いわゆるNPO/NGO団体である。市長の主導による青年会議を運営し、各地域から応募した学生（対象は14歳から19歳）が会議に参加して議論を行い、市長と会見し、会見後はその話し合いの結果を地域社会に還元する活動を行っている。

(ウ) Eastside Catholic High Schoolの活動

課外活動の一環として、JSA(Junior Statement of America)のプログラムを実施している。具体的には、アメリカ全土の単位で高校生を構成員とする議会が開かれ、連邦議会と同様、両院制で構成された会議において、年1回の法案提出、趣旨説明、議論、法案の採否などを行い、両院で法案を通過させることの難しさを体感させる活動を行っている。

(I) Shorecrest High Schoolの活動

課外活動として、裁判所との協力のもと、ティーン・コートの実践を行っている。実際の事件について裁判官、陪審員が判断を下すが、その裁判官、陪審員、裁判所職員をすべて高校生が行うというタイプのティーン・コートである。扱う事件は、万引き、交通違反等で、有罪であること自体は認めている場合が対象となっており、一種の調停手続として位置付けられている。ティーン・コートの出す判決は、原則として、「社会奉仕 時間」というもので、履行されると非行の事実が公的な記録から抹消されるという効果を伴う。

(オ) Constitutional Rights Foundationの活動

Constitutional Rights Foundation (以下「CRF」という。)もまた、法教育の代表的な教科書・カリキュラムの作成で知られる団体の一つである。Street Law Inc.などの他の団体とは競争的協力関係にあり、「Street Law」が中学レベルを主たる対象とするのに対し、CRFの教材は、高校レベルを主たる対象としている。法教育の教材の作成、そのためのプログラムの作成のほか、例えば、カリフォルニア州での、高校生による模擬裁判のトーナメントを、各郡の教育委員会との協力、裁判官、弁護士の個人レベルでの協力のもと、主催・運営している。

CRFでは、「すべての政治はローカルである」という言にあるように、教材・プログラムの策定等に当たり、その基本的な考え方として、各種の身近な問題と政府の関係について気付かせることを意図しており、それが実践できるような各種の活動・援助を行っている。

各種の法教育プログラムについては、それが非常に有用であるとしつつも、学校の教育現場は非常に繁忙であるため、正規のカリキュラムで法教育を正面から導入するのは困難であり、CRFでは、既存のカリキュラムにどのように法教育を組み込んでいくかという課題についても検討を行っている。

(2) フランスの法教育

フランスにおいては、学校での日常生活の中で市民教育として法を意識した教育が行われている。例えば、学校の規則は、単なる学校の命令や子ども同士の約束などではなく法規範としての意味を持っている。ルール of 制定、改正に当たっては、子どもたちの声が反映されるよう、クラスや学校での議決事項が子どもの学校代表を通じて市長に伝えられ、ルールは父母会の意見を聴取した上で制定され、地区を管轄する視学官事務所に提出されて承認を受けることとされている。

そして、子どもたちの声は、こうした学校のルールのみならず、県レベル、全国レベルでの子ども議会を通じて行政に反映され、1966年12月には子ども議会の提案に基づいて、民法典に、夫婦が離婚する際の規定として、「子は兄弟姉妹から離されてはならない。ただし、それが不可能なとき又は子の利益がこれと異なる解決を命ずるときはこの限りではない。必要な場合には、判事は兄弟姉妹間の人格的

な関係について定める（371-5条）。」という1箇条が追加された。

また、クラスの代表、学校の代表、学校評議会の父母代表の選出も、実際の選挙と同じシステムで行われ、市民教育の場となっている。

フランスの市民教育の出発点は個人にあるが、その個人は、社会性という性質を持った個人であり、個人の「個」とそれが創り出す「共同性」の緊張関係と相互依存関係というものを出発点にとらえてスタートしている。

内容について見ると、例えば、フランス憲法のマottoである、「自由、平等、博愛」が年齢に応じて、様々な表現により、繰り返し教えられている。

このようにフランスでは、基本的な原理、思想を子どもたちの年齢に応じて繰り返し語るといことが行われている。

なお、フランスにおいても、統治機構などに関する説明はされるが、重要なのは細かな知識ではなくて基本的な考え方であり、学校教育では原理が探求されて、応用や展開はそのための手段と考えられている。

### (3) スウェーデンの法教育

スウェーデンにおいては、小学7年生（我が国の中学1年生に相当する学年）に主として法や司法の教育があり、スポーツを例にとったルールの必要性、窃盗を例にとった刑事手続の流れ、法律関係者の仕事や役割の説明、ロールプレイや模擬法廷による司法手続の理解、被害者の経験といったことが教えられ、実際の裁判を見に行く法廷傍聴も盛んに行われている。法廷では単に裁判を傍聴するだけでなく、あらかじめ傍聴した事件の判決を予想させ、実際の判決との違いについて考えさせるなど、より体験的な手法が用いられている。また、小学校段階から民主主義、子どもの権利についても教えられている点が特徴的である。

このようにスウェーデンでは、民主主義が教育の基本となっており、民主主義においては、法や司法が必要な道具であるとの認識のもとに、法や司法についての教育が行われている。

なお、法律の学習に特化した高等学校も生まれつつあるが、これは法教育の一環というよりも、法律実務家になるための法学教育の前倒し的な色彩が強い。

### (4) フィンランドの法教育

フィンランドの小・中学生の社会科教育の中心は歴史であり、隣国のスウェーデンに比して、法及び司法に関する教育の比重は少ない。しかし、その中でも、子どもたちが、社会に参加する意識を持つための教育として、身近な社会問題について、教員がある程度リーダーシップをとってアイデアを出し、それを実際の政治や社会に還元していくといった試みを行っている。これは、国際比較の中で、フィンランドの子どもたちが、社会に関する知識の部分では、高いレベルを示すのに対して、社会に主体的にかかわるといふ部分では、低いレベルを示すという評価がなされたことに起因する。こうした取組みの中に、法教育的な要素が見られる。

なお、高等学校では、選択科目ではあるが、法律の授業として、契約法、家族法、相続法、消費者法、不動産法、金銭消費貸借法、労働法、刑事法など生徒たちが社会に出てすぐに遭遇する場面の法についてコンパクトにまとめた科目がある。

## 2 これまでの我が国の法教育における実践と課題

今後の我が国の法教育の在り方について議論するに当たり、研究会においては、これまで我が国において実践されてきた法教育について取り上げ、検討を行ってきた。検討の概要は次のとおりである。

学校教育における実践については、文部科学省からのヒアリングを行い、法律実務家による実践については、裁判所、法務省、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会からヒアリングを行った。

なお、法教育という概念は、新しい概念であるとともに、多義的である。以下の取組みは、法及び司法に関連する教育全般を幅広くとらえて、その内容を検討したものである。

### (1) 学校教育における法教育の実践

我が国の学校教育では、児童生徒の発達段階に即し、社会科や公民科をはじめ、関係教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間等において、学習指導要領を踏まえ、教科書やその他の教材を用いながら、法やきまりの意義、司法の仕組みなどについて理解させ、それらを自分の生活に生かすとともに、社会の一員として法やきまりに基づいてよりよい社会の形成に主体的、積極的にかかわろうとする態度などを育成することとしている。

具体的には、小・中・高等学校の各教科等において、それぞれの特徴を生かし、次のような指導が行われている。

### 社会科及び公民科

社会生活における取決めの重要性，日本国憲法の基本的原則，法の支配，権利・義務の関係，法に基づく公正な裁判の保障があること，裁判制度の概要など，法や司法に関して幅広く学習することとしている。

### 生活科

具体的な活動や体験を通じて，きまりやマナーを守ることなどの生活上必要な習慣や技能の指導が行われている。

### 道徳

約束やきまり，法の意義を理解させ，それを守ることの大切さを指導することとしている。

### 特別活動

学級活動や児童会・生徒会活動の中で，学級や学校における生活上の諸問題の解決や学校生活の向上のために，ルールについて考えたり，話し合うなどの活動を展開し，協力してよりよい生活を築こうとする態度を育てることとしている。

### 家庭科

生活課題を主体的に解決し，家庭生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てる学習にかかわって法律が取り上げられている。

### 総合的な学習の時間

各学校の判断で，総合的な学習の時間のねらいに即して，例えば，法に関する課題などについての学習活動を設定することができるようになっている。

これらの指導において，意欲的な学校や教員は，例えば，裁判の傍聴や 模擬裁判の実施等の体験的・問題解決的な学習を取り入れたり，弁護士や司法書士等の法律実務家との連携協力による授業を行うなど，児童生徒の法やきまりに関する興味・関心を引き出すような実践を行っている。

## (2) 法律家による法教育の実践

### 裁判所による取組み

裁判所では，国民に対して司法制度，裁判制度，裁判所の仕組みや役割，裁判官の仕事などを理解してもらうため，資料「別添 1 裁判所による司法教育の取組み」のとおり取組みを行っている。

### 法務省による取組み

法務省では、国民に対して法や司法の在り方を理解してもらうため、また、正義が実現されていく社会を築くために、刑事司法に対する十分な理解と信頼を持ってもらうため、資料「別添2 法務省における法教育への取組み」のとおり取組みを行っている。

#### 日本弁護士連合会・弁護士会による取組み

弁護士会では、司法制度、裁判手続、弁護士など法律実務家の仕事を理解してもらうための取組みを行うとともに、立憲民主主義社会の構成員としてふさわしい自律した市民を育成することをねらいとする教育に取り組む活動を別添「資料3 弁護士会の法教育への取組み」のとおり始めている。

#### 日本司法書士会連合会・司法書士会による取組み

日本司法書士会連合会では、国民に対し、法律的な知識や紛争を予防する能力を身に付けることとともに、紛争に巻き込まれた場合であっても、法によって紛争を解決する能力を身に付けることを目的として、資料「別添4 初等中等教育における司法書士の取組み」のとおり取組みを行っている。

### (3) 我が国の法教育の課題

以上の実践の検討を踏まえ、研究会では課題として以下の点が指摘された。

#### 学校教育における実践上の課題

学校教育における実践上の課題としては、まず、「法は規制・束縛するもの、疎遠なものではなく、社会生活をよりよくするために自ら主体的につくるものという意識を、一層はぐくむようにすべきではないか。」との意見があり、法の本来の存在意義に着目させる取組みの重要性が指摘された。また、「基本的理念、法の趣旨、法やルールの形成過程について、実感をもって理解させる指導が十分行われていないのではないか。」という意見が出された。

また、実践の方法として、「話し合って結論を出すという能力を養うことが重要であるが、十分身に付いていないのではないか。」として、法教育を実施する前提として自分の意見を言い、相手の意見を聞き、話し合って結論を出す能力の育成の重要性を指摘する意見があった。

さらに、法教育を普及させ、実際の場面で効果的に実施していくための取組みとして、「学校において、児童生徒の発達段階を踏ま

えた適切な法教育を行うためのカリキュラム編成が必要ではないか。」といった意見や、実際に法教育を推進していく観点から、「学校において法教育を効果的に進めるための教材の充実や指導法などの工夫が必要である。」といった意見があった。

#### 法律実務家による実践上の課題

他方、法律実務家による法教育の実践上の課題としては、まず内容面について、「司法を身近に感じさせる観点からの取組みは行われているが、司法制度の趣旨などを理解させるための取組みが十分ではないのではないか。」といった指摘がなされるとともに、実践の方法についても、「法律実務家と教員との連携が十分ではないのではないか。」といった点が挙げられた。

### 第3 法教育が目指すもの

#### 1 我が国において目指すべき法教育

##### (1) 自由で公正な社会を支える「法」的な考え方を育てること

研究会では、こうした課題を認識した上で、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討を進めてきた。

既に、第1で述べたとおり、我が国における法教育は、国民一人ひとりが自由な活動を行っていく上で、法及び司法が果たすべき役割について理解を深め、あらかじめ紛争を予防し、また、紛争を適切に解決するために必要な、基礎的な素養を身に付けるためのものであると同時に、国民一人ひとりが自由で公正な社会の担い手として、公共的な事柄に主体的に参加する意識を養うものでなくてはならない。

自由で公正な社会とは、様々な考え方をもち、多様な生き方を求める人々が、お互いの存在を承認し、多様な考え方や生き方を尊重しながら、共に協力して生きていくことのできる社会である。法は、本来、このような共生のための相互尊重のルールとして、国民の権利を守り、また、国民の責務を明確にすることによって、各人の自律的な活動を促進し、その生活をより豊かにするものであって、ただ単に国民を規制するだけのものではない。また、司法とは、すべての当事者を平等・対等の地位に置く公正な手続を通じて、法に基づく権利の救済を図り、ルール違反に対処することにより、法秩序の維持・形成を図るものである。

こうした法や司法の意義について学ぶことにより、法によって自ら

の権利が守られているとともに、他者の権利をもまた尊重しなければならないという権利と責任の密接な関係について十分に認識を深め、自らの在り方に深くかかわる法やルールを定める過程に積極的に参加することの重要性と、法を利用して紛争を解決することの合理性などを体得することになる。それによって、国民一人ひとりが法にかかわっていくことは、自由で公正な社会を国民一人ひとりが支えていくことなのだという、立憲民主主義社会の担い手として公共的な事柄に参加する責任感と、このようにして定められた法を守らなければならないという規範意識がはぐくまれることになる。

したがって、我が国における法教育は、個人の尊厳や法の支配などの憲法及び法の基本原理を十分に理解させ、自律的かつ責任ある主体として、自由で公正な社会の運営に参加するために必要な資質や能力を養い、また、法が日常生活において身近なものであることを理解させ、日常生活においても十分な法意識を持って行動し、法を主体的に利用できる力を養うことが目指されるべきである。

## (2) 法教育で取り扱うべき主たる内容

以上のようなねらいを実現するために、法教育においては、次のような領域を中心にして、学習機会の充実を図ることが望ましいと考えられる。

ア 法は共生のための相互尊重のルールであり、国民の生活をより豊かにするために存在するものであるということを、実感をもって認識させるために、ルールをどのようにしてつくるのか、ルールに基づいてどのように紛争を解決していくのかについて主体的に学習させる。

イ 個人と個人の間を規律する私法分野について、学習機会の充実を図る。その際には、日常生活における身近な問題を題材にするなどの工夫をして、契約自由の原則、私的自治の原則などの、私法の基本的な考え方について理解させるとともに、企業活動や消費者保護などの経済活動に関する問題が法と深くかかわっていることを認識させる。

ウ 一人ひとりの人間が、かけがえのない存在として相互に尊重されるべきであること及び自律的かつ責任ある主体として自由で公正な社会の運営に参加していく必要があることを認識させるとともに、それに必要な資質や能力をはぐくむために、個人の尊厳、国民主権



あるいは法の支配などの憲法及び法の基礎にある基本的な価値や国と個人との関係の基本的な在り方について、一層理解を深めさせる。

エ 司法とは、法に基づいて、侵害された権利を救済し、ルール違反に対処することによって、法秩序の維持・形成を図るものであることを認識させるとともに、すべての当事者を対等な地位に置き、公平な第三者が適正な手続を経て公正なルールに基づいて判断を行うという裁判の特質について、実感を持って学ばせる。

このような領域を中心として法を学ばせるに当たっては、自由で公正な社会の担い手として、自分自身で考え、その意見を積極的に分かりやすく述べ、また自分と異なる見解にも十分配慮して、討論や合意形成などができる能力を身に付けさせるように努めることが重要である。

また、法によって自らの権利・自由が守られているとともに、他者の権利・自由もまた尊重しなければならないという権利と責任の密接な関係について認識を深めさせ、相互尊重のルールである法を守る重要性を理解させることにより、規範意識を涵養する点にも配慮することが必要である。

## 2 子どもの成長に応じた法教育

法教育のねらいからは上述の内容が導かれるが、子どもたちに対しては、どの段階でこうした内容の法教育を実践していくことが最も適切であろうか。

法教育の実践に当たっては、子どもの成長や発達のプロセス及び学校段階に応じた取組みが不可欠となる。研究会では、この点について示唆を得るため、発達心理学の専門家、小・中・高等学校の教諭からヒアリングを行ってきた。聴取した意見などの概要は次のとおりである。

### (1) 子どもの成長や発達のプロセスへの配慮

子どもの心理的発達については、ジャン・ピアジェ(J.Piaget,1896-1980)やローレンス・コールバーグ(L.Kohlberg,1927-1987)などによる先駆的な業績があり、このような発達心理学の研究において、子どもの判断は、成長に従って、自分の欲求のほか、第三者的なものの見方、社会的なことへの理解、対象の客観化が深まることによって、主観的なものから、より客観的なものになっていくと指摘されている。そして、子どもの判断が主観的なものから、より客観的なものへと変わっていくには、子どもが規則(ルール)や判断の意図や動機を理解

できる力と、自分たちで規則をつくり出す経験が重要であるとされている。

また、このような発達心理学の研究によれば、小学校低学年では物事の決め方として、じゃんけんなどが公平だと思うが、小学校半ばくらいで多数決を重視するようになり、小学校高学年から中学校くらいで、多数決で決めていいことといけないことがあることが認識できるようになると考えられている。

さらに、子どもの判断基準としては、一般的に、偉い人が言うから正しい、自分にとって都合が良い、周りの人たちが良いと思うような期待に応える、社会秩序を維持するために法が必要なのだという認識、社会契約的な発想、いかなる社会においても人類普遍的な原理、根本的な倫理が存在するのだという認識、といった段階に従って発達していくと考えられており、こうした子どもの発達の状況を踏まえながら、例えば、ジレンマを含んだ事例を子どもに提供して議論させるという学習活動や社会的な参加、相手の立場に立った議論の機会などが重要であるとされている。

法教育の実践に当たっては、こうした子どもの発達にも留意していくことが必要となる。

## (2) 小学校、中学校、高等学校における法教育の展開

### 小学校における法教育

小学校における法教育は、小学生の発達段階から考えれば、「約束やきまりを守ろう」といった視点がやや強く打ち出されることになると考えられるが、単に、法やきまりを守ることだけを強調するのではなく、法やルールの必要性やありようを理解させることも重要となる。また、作業的・体験的な活動を通じて公民的資質や能力の基礎を身に付けていくことが求められ、社会科で法を学ぶという形よりも、日常生活や遊びの中からルールづくりをしていくという実践が重要になる。さらに、相手の立場に立って考え、行動するといったことや、公德心など道徳性の育成も小学校の場合には法教育の基礎として重要になる。

このような観点から、小学生における法教育は、社会科のみならず、道徳、学級活動などの特別活動などにおいても実施できる可能性がある。

そして、小学校では自分とクラス、自分と友達といった（一人称

又は二人称の)世界が中心であるが、中学校になると自分、相手、クラス、学校、地域というように多面的、多角的に見方が広がっていくため、このような視点から小・中学校での教育の連携を図る必要がある。

#### 中学校における法教育

中学校における法教育は、中学生の発達段階にかんがみれば、普遍的な原理の理解が重要となる。具体的には、憲法や法の基本原理の理解が重要であり、社会科の授業においては、個人の尊厳や法の支配などの基本原理を理解させ、法が単に国民を規制するだけのものではなく、国民の生活をより豊かにするものであること、法が、多様な人々が共生するための相互尊重のルールであること、市民社会における契約の自由と責任、権利と義務といった基本的原則、司法とは、法に基づいて侵害された権利を救済し、ルール違反に対処することによって、法秩序の維持・形成を図るものであることを理解させる必要がある。

また、普遍的な原理を理解する前提として、事実を見極める能力、適正な手続を踏むべきだという感覚、正解のある問いばかりではないという感覚を持ち、判断が立場によって規定される場合があり、しかも多様な立場が存在し得るという認識を持った上で、普遍的な価値が存在するということについて、認識を深めることが重要になる。そして、価値的に優劣がつけられない解答が幾つもある中で、一つの解答を選んだ根拠、理由などについて考えたことを表現する力を身に付けることも重要になる。

中学校における法教育は、社会科だけではなく他教科、道徳、特別活動などでも実施できる可能性があるとともに、選択教科や総合的な学習の時間を活用して、法教育を、より深く理解させることも可能である。

#### 高等学校における法教育

高等学校段階になると、より高度な理解が可能であることを前提に、法的な諸問題について考察させるとともに、確かな根拠に基づいて公正な判断を行わせることも重要になる。

公正な判断に当たっては、まず自分自身で判断を行って、それに説得的な理由付けをすることが重要であるとともに、他者の判断とその理由付けを学び、自らの判断を再構成していく必要性を認識さ

せることも重要になる。こうした理解を通じて、他者の判断を批判の対象とすることも可能であるが、他方、自己の判断には必ず責任が伴うことを理解することも重要になる。また、法的に関連がある重要な事実、争点を見極め、重視すべき基本的価値を明確化することも重要になる。さらに、一人ひとりが法をつくる主体であるという認識を持つことも必要となる。

### 3 中学校で実施されるべき法教育の内容と教材

こうした子どもたちの発達段階を踏まえ、研究会では、法教育の具体的内容及びその実施方法を、より明確に提示するために、中学3年生で実施されるべき法教育について、四つの教材を試案的に作成することとした。特に中学3年生を対象としたのは、第一に、子どもたちの発達段階を踏まえると、中学3年生程度であれば、第3の1(2)において示した法教育で取り扱うべき主たる内容について理解できると思われること、第二に、これらの内容が、これまでの中学校社会科公民的分野で指導されている内容と密接に関連していること、第三に、義務教育の最終段階において、習得されるべき法的素養を示しておくことが重要だと思われたことによるものである。

しかし、アメリカの法教育でも見られるとおり、法的な価値や考え方、国家・社会の意思形成に参加していく意識は、長期的な教育や学習によってはぐくまれるものであって、法教育は、中学校段階のみならず、より早期の段階から高等教育段階、そして生涯にわたって継続的かつ一貫した視点に基づいて行われるべきであり、中学3年生以外での必要性が小さいことを意味するものではない。報告書で示す、四つの教材を基礎として、対象年齢、世代に応じた教材の作成が有用であることはいうまでもない。

なお、今回示す教材は、中学校学習指導要領（以下「要領」という。）に基づき、法教育の趣旨を早急かつ円滑に実現できるように作成されたものである。したがって、法教育のねらいを理解し、その内容及び指導方法についての議論を深めるために、これらの教材が、少しでも多くの学校において、それぞれの実情に合わせて活用されることが望ましいと考える。しかし、今回作成した教材は、あくまで一例として示したものであって、今後、他の教科・科目との連携などを含めて、各学校において様々な実践が積み重ねられ、法律実務家等の協力を得て、多種多様な教材が開発・蓄積されることが望まれるとともに、本教材についても、

その利用状況を踏まえ、検証・改訂を行うことが必要である。また、より長期的な視点に立って、法教育のさらなる充実を図るためにも必要な学習内容を検討し、それに対応する教材を作成していくことが必要である。

(1) 四つの教材の中学校社会科公民的分野における位置付け

研究会では、中学校社会科公民的分野において、法教育を実践する際に、特に重要であると考えられる四つの領域を取り上げ、教材作成部会を置いた上で、部会内に、領域ごとに教材作成グループを組織し、授業において中学校の教員が実際に用いることのできる教材を作成した。各教材と要領との対応関係は次のとおりである。

単元名「ルールづくり」

要領の内容「(1) 現代社会と私たちの生活」の「イ 個人と社会生活」中、「社会生活における取決め」にかかわる教材

単元名「私法と消費者保護」

要領の内容「(2) 国民生活と経済」の「イ 国民生活と福祉」中、「消費者の保護」にかかわる教材

単元名「憲法の意義」

要領の内容「(3) 現代の民主政治とこれからの社会」の「ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」中、「我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義」にかかわる教材

単元名「司法」

要領の内容「(3) 現代の民主政治とこれからの社会」の「イ 民主政治と政治参加」中、「法に基づく公正な裁判の保障」にかかわる教材

これら四つの教材はそれぞれ独立したものに見えるが、下の図に示のように、相互に有機的な関連を持っている。

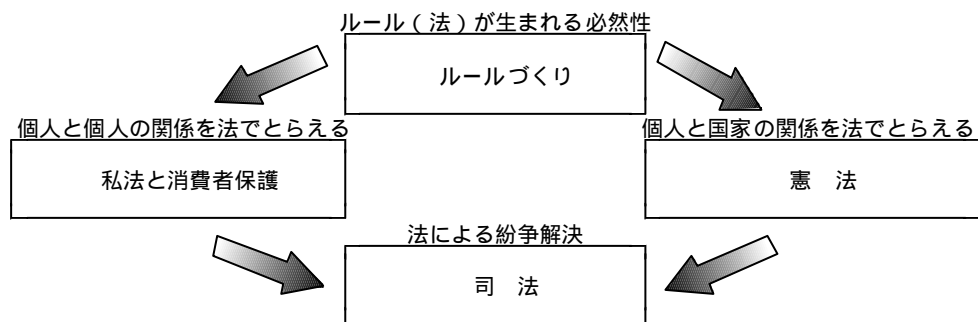


図 四つの教材の関連

この関連について説明するに当たり、まず、この四つの教材がそれぞれ公民的分野において、どのように位置付けられるかについて敷衍しておく。公民的分野の内容は、次のように構成されている。まず、要領の内容(1)で、高度経済成長以降の我が国及び国際社会の変容と現代社会の特色をとらえるとともに、個人と社会とのかかわりについて学ぶ。次に、要領の内容(2)と(3)で、現代の政治や経済を支え動かしている基本的な考え方や仕組みを学ぶ。その上で、世界平和と人類の福祉について考え、地球環境問題や資源エネルギー問題などを含め、現在及び将来において、よりよい社会を築くために解決すべき人類の課題について考えることができるように内容が構成されている。

このような内容構成の中で、四つの教材は、おおよそ次の順で学ばれることになる。まず、要領の内容(1)で、「ルールづくり」が取り上げられ、個人と社会とのかかわり方の考察を通じて、社会集団の中でルール(法)が生まれる必然性を学び、次に、要領の内容(2)で、「私法と消費者保護」が取り上げられ、経済社会における契約を仲立ちとした個人と個人の関係の考察を通じて、私的自治の原則を学び、そして、要領の内容(3)で、「憲法の意義」が取り上げられ、民主主義の重要性と民主主義社会においても守られるべき基本的人権などの価値に関する考察を通じて、憲法の意義を学び、最後に、要領の内容(3)で、「司法」が取り上げられ、現代社会で発生している様々な紛争の解決方法の考察を通じて、法に基づく裁判の意義を学ぶ。つまり、ルール(法)が生まれる必然性を学ぶことに始まり、その法を通じて個人と個人の関係、個人と国家の関係を学び、そして最後に法によって紛争を解決することの意義を学ぶという流れが考えられる。

なお、今回開発されたそれぞれの教材は、通常の指導計画では学習時期が離れたものとなるため、それぞれの教材の関連が見えにくくなるおそれがある。そこで、最初の、「ルールづくり」の授業の冒頭で、今後行われる四つの教材の関連についてガイダンスを実施し、それぞれの学習の意味付けを行ったり、あるいは四つの教材の学習が終わった後に、教員がその関連を整理して示したりすることによって、生徒に社会科で学ぶ法教育の中核を形成することができるのではないかと考える。

## (2) 四つの教材のねらいと趣旨

ルールづくり - 法やルールの基本となる考え方を学ぶ

この教材は、法教育のねらいの一つである、法が単に国民を規制するだけのものではなく、国民の生活をより豊かにするものであることを認識させること、また、ルールづくりを通じて、法が多様な人々が共生するための相互尊重のルールであり、これを守っていくことの大切さを理解させることに対応したものである。

本教材では、生徒に身近な紛争状況を設定して、この紛争状況を解決するためのルールづくりを体験的に行わせることにより、ルールを身近なものとして意識付け、自分たちで合意したルールを守るといった規範意識の涵養、状況の変化に応じてルールをつくり変えるといった、主体的なルールを作成し利用する意識を育てることを目指している。

#### 私法と消費者保護 - 契約を通じて私的自治の考え方を学ぶ

この教材は、法教育のねらいの一つである、法が日常生活において身近なものであることを理解させ、日常生活においても十分な法意識を持って行動し、法を主体的に利用できる力を養うことに対応したものである。

本教材では、私法分野について日常生活における身近な問題を題材として、市民社会における契約の自由と責任、私的自治の原則といった基本的原則を理解させるとともに、企業活動や消費者保護などの問題が、法と深くかかわっていることを認識させることを目指している。

#### 憲法の意義 - 憲法及び立憲主義の意義を生活に関連付けて学ぶ

この教材は、法教育のねらいの一つである、個人の尊厳や法の支配などの憲法及び法の基本原理を十分に理解させ、自律的かつ責任ある主体として自由で公正な社会の運営に参加するために必要な資質や能力を養うことに対応したものである。

本教材では、民主主義と立憲主義をできる限り平易な言葉で理解させるため、民主主義を、「みんなのことはみんなで決めること」、立憲主義を、「みんなで決めるべきこと、みんなで決めてはならないことを明らかにしたこと」として位置付けた。こうした概念を生徒の生活と関連付けながら、憲法の意義を深く理解させることを目指している。

#### 司法 - 裁判が果たす役割を学ぶ

この教材は、法教育のねらいの一つである、司法とは、法に基づ

いて侵害された権利を救済し、ルール違反に対処することによって、法秩序の維持・形成を図るものであることを認識させることに対応したものである。

本教材では、司法の過程を模擬体験させることにより、裁判が果たす役割や民事裁判と刑事裁判の違いを理解させることを目指している。

#### 4 法教育の受け手である子どもの立場からの感想

研究会では、教材を作成するに当たり、その内容構成、水準及び分量等が適切か否かを検証するために、中学校（中央区立銀座中学校，新宿区立落合第二中学校，目黒区立第二中学校，筑波大学附属中学校，筑波大学附属駒場中・高等学校）に御協力いただき、各教材の模擬授業を実施した。その際に出された生徒の感想をいくつか紹介することで、法教育の意義についての生徒の受け止め方を示すこととする。

なお、授業によっては感想を得ていないものもあることをあらかじめお断りしておく。

##### (1) ルールづくりに関する模擬授業

ルールづくりに関する模擬授業では、生徒から次のような感想が出された。

まず、「ルールは、やっぱり必要なものだと思います。みんなで守るものだからみんなで考える。一つひとつ解決していくことが、どれだけ大切なのかルールをつくったり考えたりする難しさを学びました。」「ルールを一つ決めるのに思ったよりたくさん手間がかかったり時間がかかったりして驚きました。私たちが今まで当たり前のように感じていたルールも、つくられるまではこんな風に手間と時間をかけてつくられていくのだと思いました。」といったように、ルールづくりのために払われる努力の重要さと、その過程に主体的に参加する意義についての感想が見られ、それを踏まえて、「ルールは、つくることも大変だけど、つくった後に守ることや必要性を感じることで、目的を達成するようになるなど、とても重要性が高いものだと思います。」など、ルールづくりを通じてルールを守る意識の高まりも見られた。

そして、ルールづくりの過程については、「みんなで話し合わなければ、守るのはみんななのだから、意味のないルールになってしまうから、話し合いは絶対にしなくてははいけないと思います。」などとル



ールづくりの過程における話し合いの重要性に着目した感想が多く見られた。

また、話し合いの場においては、「人が対立していたら、しっかり話し合うのが大切！！自分の意見をしっかり言うのも大切！」「自分の意見だけという考えをせず人の意見も大切にすることが分かった。」といった自分の意見の主張、相手の意見の理解などについても思いを致らせた感想が見られた。

さらに、「ルールとは、自由の中でも無くってはならないものだと思う。自由の中でもルールがあるから自由でいられる。だからルールはとても大事だと思う。」「ルールは人と人とがかかわりあって生きていくために必要なものだと思う。ある程度の境界線を引いて、お互いそのルールを守って生きていくべきだ。」「ルールには限界がある、公平にするのは難しい。」「ルールが無かったらどうなるのか他の人とも考えていきたい。」といったルールの存在意義について理解を深めることにより、その限界にまで言及する感想も見られ、この模擬授業を通じて生徒のルールに関する意識の深まりを見ることができる。

## (2) 私法と消費者保護に関する模擬授業

私法と消費者保護に関する模擬授業では、まず、契約について「自分達がいつも身近に行っている行動に、『契約』というものが、こんなにもかかわっていると知ってびっくりしました。自分の生活に生かしていけるようにしたいです。」といった契約を身近なもの意識した感想が見られた。

さらに、契約の理解については、「自分の都合だけで契約は解消することができないことを覚えておきたい。」「知ってれば得する気がする。あまり、むやみに買うとか言わない方がいいと思った。」などと、契約自由の原則と契約に伴う責任について理解し、自分たちの生活を見直そうとする感想も見られた。

また、授業の内容については、「二人一組になって、契約書をつかったり、みんなで意見を出し合って一人ひとりの考え方などをみんなに分かるように説明していくのは、とても参考になったし、楽しかった。」といった体験型の学習を通じて、生徒も興味を持って主体的に参加したことをうかがわせる感想も見られた。

## (3) 司法に関する模擬授業

司法に関する模擬授業では、紛争解決の擬似体験を通じて、「調停

と裁判。もともとちょっとは知っていた。でも、実際に紛争を解決すること（特に第三者）は難しいと思った。」「最後の解決策があやふやになってしまった気がする。実際の調停はかなり大変だろうと思った。」「解決方法は一つではなく、何通りもあることを学びました。」などといった紛争解決の難しさを体感した感想が数多く見られた。

さらに、裁判制度については、「裁判までの流れがよく分かった。裁判所に行ったときに実際に確かめてみたい。」「身近なことから司法がよく分かるようになった。裁判所に行くのが楽しみ。」などといった裁判制度や裁判所を身近に感じるようになったという感想が見られた。

## 5 法教育を普及させるための今後の課題

これまで法教育の必要性、ねらい、具体的内容などについて検討を進めてきたが、今後は、いかに法教育を広く普及できるかが大きな課題となる。

### (1) 法教育の重要性の周知

学校教育等における法教育の普及に当たっては、まず教育関係者や法律実務家をはじめ、広く法教育の重要性を理解してもらうことが必要となる。

こうした法教育の重要性の普及のためには、最高裁判所、法務省、文部科学省などの関係省庁、日本弁護士連合会や日本司法書士会連合会などの関係団体が、それぞれの立場で連携を図りながら積極的に取り組みを進めることが期待される。

例えば、法務省に対しては、裁判員制度の実施など司法制度改革の推進を考慮すると、国民に法教育の重要性を理解させ、広く普及させることを期待したい。

また、文部科学省に対しては、学校教育における法教育の推進の必要性を考慮すると、様々な機会に法教育の重要性を教育委員会や学校に広く周知させることを期待したい。法教育のイメージが持てるよう、教育関係者による研究協議会などで、法教育の実践の工夫をできるだけ取り上げること考えられる。

なお、法教育の普及に当たっては、各学校が児童生徒、学校、地域などの実態に即し、十分創意工夫を発揮できるよう配慮することが大切である。

### (2) 学校教育における法教育と関係者への期待

学校教育における法教育の担い手は学校の教員である。法教育を効果的に実施するためには、教員による創意工夫を生かした指導を中心とするべきであるが、法及び司法に関する思考型の教育という新たな取組みであることから、教材開発や指導方法などの実践研究を促進するとともに、法律実務家をはじめとする様々な関係者の支援を得ることが重要である。

具体的には、以下のような支援が必要となると予想される。

法実務を生かした教材や学習指導案等作成への協力

法教育の理解に有用な参考文献の提示

授業準備等において生じた法律に関する疑問に答えられるような教員向けのホームページの作成・運営

模擬授業等を通じた新たな指導方法の紹介

法と司法の教育に関する研修への専門的支援

こうした学校側の要請を受けて、法律実務家をはじめとする関係者には、次のような取組みが期待される。

法律実務家

#### (ア) 裁判所

司法が身近なものとして活用され、国民から、より一層の信頼を得るためには、司法制度、あるいは裁判制度の仕組みについて国民の理解を図るための取組みを、一層充実させることが非常に重要である。

裁判所においては、このような認識を踏まえて、これまで、各地の裁判所のホームページ等で広報した上で、学校等の要請があれば、各地方の実情に応じて、児童生徒に対する出前講義、あるいは法廷傍聴等を実施してきた。

また、現在、司法制度改革のための様々な取組みが行われているが、この取組みが実りあるものとなるためには、司法を国民の間で確実に根づかせる必要がある。とりわけ一連の改革の中でも裁判員制度は、国民の深い理解と幅広い参加を必要とするものであって、制度を円滑に実施・運営していくためには、将来の裁判員候補者である児童生徒に対する法教育を一層充実させていくことが極めて重要である。

したがって、今後とも裁判所に対しては、各地の裁判所の実情に応じつつ、現在、実施している出前講義、法廷傍聴について、

各地の裁判所のホームページによる広報活動を充実するなど、これまでの取組みを、一層推進していくことが望まれる。

また、法教育のための教材作成への協力や、その検証・改善などの取組みへの協力を行うことが期待される。

さらに、教育委員会等からの要請に基づき、教員に対する研修について、裁判官を講師として派遣するという協力も望まれる。

#### (イ) 法務省

法務省に対しては、検察官・検察庁の業務や刑事手続等を分かりやすく理解させるための検察庁における取組み及びその他の既存の取組みが、学校側の需要に応え、学校教育における法教育の普及にも資するものであることを踏まえ、引き続き積極的に行っていくことが望まれる。

また、法務省では、平成21年5月までに実施予定の裁判員制度に関する広報・啓発活動を実施していくとのことであるが、その活動の一環として、検察官を学校に講師として派遣することは、裁判員制度の啓発のみならず、研究会が目指す法教育の普及の観点からも極めて重要であり、その積極的推進が望まれる。

さらに、このような取組みの一環として、あるいはその発展的な取組みとして、教育委員会等から教員研修の支援要請があった場合、講師派遣を行うなどの対応を積極的に行うことや研究会で作成した教材を用いた授業と法律実務家としての検察官の出前教室とを連携させることによって、授業が充実することが大いに期待できるところである。例えば、刑事手続等の考え方を理解させる教材でもある司法の教材を用いた授業に検察官の出前教室を活用することによって、児童生徒の理解をより深めることは、大いに有意義と考えられる。このような観点から、法務省においては、検察官が出前教室や移動教室を実施する際、法教育の考え方を念頭に置きながら、法教育の教材を用いた授業との連携が図れるよう、研究会で検討された法教育の考え方や教材を各検察官に周知させるよう努めるなどの方策を検討するべきである。

以上のほか、教育関係者、法律実務家に広く法教育の重要性を周知するための方策として、広報活動が必要不可欠であり、法務省において短期的・長期的視点に立った様々な方策を講じることが期待される。

(ウ) 日本司法支援センター

平成16年通常国会において、一連の司法制度改革関連法案の一つとして可決成立した、総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づき、平成18年度に日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）が設立される予定である。支援センターは、裁判など法による紛争解決の制度の利用を、より容易にするとともに弁護士や司法書士などのサービスをより身近に受けられるようにする総合的法律支援を実施するための中核となる法人である。

支援センターは、その業務として、裁判など法による紛争解決の制度を有効に利用するための情報・資料や弁護士・司法書士などの活動に関する情報・資料の提供をすることを予定しており、教員が法教育の授業に役立てるため、あるいは児童生徒の自主的調査研究のため、法や裁判制度に関する情報・資料や、それぞれの地域における身近な法律専門家の活動内容等の情報・資料の入手先として活用することが考えられる。

支援センターでは、各地の裁判所、検察庁、弁護士会及び司法書士会等が行っている、法教育に関する各種の取組みに関する情報も一般的に提供することが想定されることから、学校においても、このような法律実務家等の取組みを活用することがより容易になると考えられる。

支援センターは、情報提供のほか、講習又は研修を実施することとされており、支援センターの理事長の業務運営上の判断によって決せられる事項ではあるが、例えば、学校の依頼に応じて、法や紛争解決制度についての講義を行うため、支援センターの常勤ないし非常勤の弁護士等を派遣することにも期待したい。

(I) 日本弁護士連合会・各弁護士会連合会・各弁護士会

日本弁護士連合会・各弁護士会連合会・各弁護士会（以下「日弁連等」という。）では、これまで法教育における先駆的な取組みを進めており、法教育推進の原動力となってきた。こうした法教育の活動実績にかんがみ、また、法教育の実践に当たり、豊富な人材を供給しうることからしても、今後も、日弁連等において、一人でも多くの学校の教員が、法教育に実際に触れることのできるよう、弁護士による学校での授業、その際に使用する教材の作

成などを，より積極的に推進することが望まれる。そして，こうした授業実践に当たっては，教員との事前の打合せ，事後の感想も聞きながら実施し，単に法教育を伝えることのみならず，教員と法律実務家の間に対話を行いながら，法教育を展開していくことが望まれる。

また，法教育の普及に当たっては，教員とともに法教育について考え，その重要性を理解してもらうことが重要であり，弁護士による教員向けのセミナーの実施も望まれる。

そして，法教育は単に大都市圏のみならず，全国で行われる必要があり，各弁護士会においては，全国各地で法教育が実施される場合に備えて，各地で受け皿となる組織の確立が望まれる。札幌，仙台，茨城，横浜，山梨，福井，名古屋，大阪，広島では，既に，こうした組織が構築されており，東京は，東京弁護士会と第一東京弁護士会で，模擬裁判の指導を中心として，既に，かなりの実績を積んでいる。また，関東弁護士連合会は，法教育委員会を設置するなど，非常に積極的な取組みが見られる。こうした組織も，今後は各地での受け皿となる組織として，学校の教員からの法教育に関するアクセス先としても活用されることが望まれる。

さらに，日本弁護士連合会には，教員が閲覧できるような法教育関連のホームページの作成や，これを介した双方向的な対話などを行う情報センター的な役割を期待したい。

このような学校や教員への理解の促進は極めて重要であるが，法教育の普及に当たり，日弁連等が，単に学校や教員とのやり取りにとどまらず教育委員会などとも接触を行うなど，様々な段階を通じた法教育普及のための取組みを行うことが望まれる。

(オ) 日本司法書士会連合会・各司法書士会

司法書士は，市民に身近な法律家として，市民と司法を結びつける役割を果たしている。司法書士には，業務を通じて知り得た現実の社会と学校現場を結ぶ役割を担うことが期待されている。

司法書士会では，これまで消費者教育を中心とした実践を重ねており，全国の8割以上の都道府県で，主として高校生を対象に，司法書士による授業を実施している。

消費者問題は，関連する法のみに着目すると，やや狭い分野と

とらえられがちであるが、消費者問題は生活全般に関係するため、消費者教育に契約の基本的な考え方、社会の中のルール、司法制度といった、法教育で必要とされる要素を取り入れることは可能であり、今後は、法教育の視点に基づき、消費者教育を中心とした私法分野に関する幅広い教育活動を全国展開していくことが望まれる。

司法書士会では、教員と司法書士が連携した教材作成の取組みが行われているが、この教材作成に当たっては、担当教科にかかわらず教員であれば誰でも授業が可能であって、全国いずれの学校であっても、生徒が理解できるものとなることが重要であり、さらに、先進的な学校では、教員が発展授業にも取り組めるような実践プランの策定が期待される。

法教育を担う教員が、その必要性を実感したときには、教員は自らの役割と外部講師の役割を整理して、より効果的な教育実践へと高める能力を持っており、主人公は生徒、授業運営の主役は教員、司法書士は名脇役あるいは名黒子役といったお互いの持つ力を活用した授業展開の研究と実践が望まれる。

そして、教員と司法書士との連携を、一層確かなものとするため、講師の側である司法書士に対する法教育の入門講座等を通じて、司法書士と教員とが対話できる場面の充実を図るよう司法書士の理解を促進することが望まれる。

司法書士は、地域において市民生活に密接にかかわる法律実務家であるという特性を生かし、学校教育を基礎として、生涯学習までを視野に入れた取組み、さらには、これらの実践活動を通じて、法教育の必要性を周知する役割を果たすことが望まれる。

#### 法学研究者

法教育の普及に当たっては、学校教育、とりわけ社会科教育における法教育の重要性や、政治分野・経済分野との関連について、より理論的な整理が必要であり、法学研究者に対しては、教育研究者と連携しつつ、法教育の理論化に関する支援を行うことが望まれる。

法学研究者による法教育への具体的な関与については、まず、出前講義などの形で、直接、児童生徒に対して法教育を実施することが考えられる。現在でも、大学によっては、高校生を対象とした法教育を補充する意味での各法分野・テーマに関するミニレクチャー

が行われており，今後は，法の基本的な考え方や各法分野のイメージについて，教員の授業と提携しながら，教員が行う法教育のいわば補助的な講義として行うことが望まれる。

さらに，教材の作成や教員に対する教育・研修に関与することも考えられる。現在でも，大学によっては，例えば，消費者教育について，一般人を対象とした契約の基礎知識や消費者法・製造物責任法などの概略の説明を行うなどしており，今後，法教育の分野についても，教員に基礎知識を補充するための同様の取組みを行うことが望まれる。法科大学院の創設により，従来の法学部の役割が，社会の隅々に法の素養を持った市民を輩出していくという面により特化していくことも考えられ，法教育は，法学部教育の基礎レベルの理解といった側面もあることから，教員に法的な考え方や各種法分野の原理原則について伝える聴講制度や通信教育，教材作成への支援といった取組みが望まれる。

こうした取組みに当たっては，個々の法学研究者ではなく，大学が窓口となる体制を構築するなど制度的な手当てが必要となると考える。

将来的には，法教育を法科大学院のクリニックの一つとして位置付けることも視野に入れて検討し得るところであるが，これは法教育自体が相当に確立することが前提となると考える。

#### 教育研究者

学校における法教育を推進する上で，教員を志望する学生等に対し，法教育にかかわる指導の充実が望まれる。現在でも，免許状の取得に当たっては，日本国憲法の履修が必修となっているが，このほか，例えば，社会科や公民科の免許状の取得に当たって，教科に関する科目として法律学を履修する中で，法教育的な内容を取り入れる工夫が考えられる。一部の教科では，教職に関する科目である各教科の指導法に関する科目等の中で，同様の工夫も考えられる。また，各大学の特色に応じて，選択科目において法教育的な内容を学生に教授することも考えられる。

さらに，法教育にかかわる教員の研修や学校の自主的な研究活動への支援を行うことも期待される。

このような取組みを促進するためにも，大学の教職課程の教官も含めて法教育の重要性が周知され，指導方法など，その充実のため



の研究が行われることが望まれる。

(3) 学校教育における法教育と家庭，地域社会，職場との連携

法教育を立憲民主主義国家における，あるべき国民を育成するための教育という認識を前提とすれば，「読み」「書き」「計算」と同様，法教育は，社会生活を行う上での必要最小限の教養を身に付けるためのものと考えられる。このような教養を身に付けることは，学校教育の一環としてなされるべきことはもちろん，人が一生の大半を過ごす家庭や地域社会，職場においても行われることが望ましい。

特に，法教育が比較的新しい概念，内容であることを考えると，既に学校の教育課程を修了した人々が法教育に触れる機会は，地域社会，家庭，職場に求められることになる。

さらに，社会人に対する法教育は，学校教育における法教育を補完するという過渡的な意味合いだけでなく，時々刻々と変容していく社会や制度に対応した，その時々新鮮な法教育を学校教育の過程で習得したものを土台にして，施していくという意味でも重要と思われる。

家庭との連携

まず，家庭において法教育，あるいは法教育の前提となるべき教育が実施されていくことが期待される。発達心理学の観点から見ても，学校教育において円滑に法教育が実施されるためには，その前提として自尊感情や他者への共感といった適切な情操教育が行われている必要がある。このような情操教育を行う場として，家庭が非常に重要であることはいうまでもない。

また，家庭は基本的な日常生活の場であり，例えば，消費者問題など，日常生活に密接な関係を持つ法的問題に子どもたちが接する場である。したがって，家庭の日常的な会話の中で，いわば生活を守る知恵として法的な話題が話されれば，子どもたちにとって法が非常に身近なものとして感じられるようになると考えられる。

このような家庭における法教育，あるいはその前提となる教育を支援する手段として，これから，家庭を持ったり，親になる人への法教育が望まれる。例えば，両親が子どもに分かりやすく法教育を伝えていくため，日常の細かな疑問を子どもの年齢に応じてQ & A形式の分かりやすいものにまとめて，伝えていくことなどが考えられる。こうした内容を伝える手段としては，母親・父親学級などでの伝達，地方自治体の広報誌の活用，スポーツ施設や公共交通機関

などでの啓発用チラシの配布などのほか、テレビなどのメディアを使うことも有効である。さらに、一般向けや子ども向けの広報用ビデオを作成することも考えられる。

その際には、「法」という言葉を前面に押し出さず、法的な考え方を身に付けていた方が生活が豊かになることを伝えることに留意する必要がある。

他方、子どもを通じて法教育を家庭内に普及することも有効である。研究会では、学校教育における法教育の在り方について、具体的に検討してきたが、小・中学校における法教育を公開授業として行い、保護者の参加を求めたり、学校における法教育の授業内容が、家庭での話題になることによって、法教育が保護者にも広がっていくことが期待できる。

#### 地域社会との連携

地域社会における身近な法的問題は、消費者問題などであり、悪質商法の被害に遭わないための知恵や生活を守る法の周知、司法サービスの充実といった地域社会の現状に根ざした取組みが、国民の法意識を高めることにつながり得る。このほかにも、例えば、育児休業に関する事など、子育てに役立つような法的な情報、あるいは子どもを事件や事故から守るための地域の取組みや情報の周知も法的意識を高める一助となると考えられる。このような情報の周知に当たっては、一般の市民が気軽にアクセスできる法律Q & Aといったホームページの開設も有効であり、この開設については、弁護士会、司法書士会、法科大学院の学生による支援が考えられる。また、地域の取組みに当たっては、地域の消費生活センターや消費者団体等との連携が重要となると考える。

他方、国民の側も情報の提供を漫然と待つのではなく、知って生かすべきものを自分から取り入れたり、積極的に意見を言うことも求められている。現在、地域社会の中でも、例えば、優良な企業への投資や商品の購入を通じて、こうした企業を応援していこうといった機運も見られ、また、裁判員制度の実施を控えて、自ら判断することの大切さが徐々に認識されるなど、法意識の高まりが見られることから、今後もこうした意識を高めていくための取組みが期待される。

国民が、自らが法を作る主体、地域社会を支える主体であるとの

意識を高めるためには、様々な方策があると考えるが、まずは街づくりなどの身近な問題に参画していくことも重要であり、住民が身近な問題に、より容易に参画できるような仕組みづくりなどについて地方自治体の協力も期待したい。

#### 職場との連携

職場における法教育は、家庭や地域社会における、いわば個人の自発的な意思によるものとは異なり、個人が属する職場における教育の一環としてなされる点で高い実効性が期待できるところに特徴がある。中でも、多くの人々が所属する企業においては、近時、「企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility)」が大きな関心を呼ぶ中で、社員教育の中に、単に社是・社訓等によって一体感を醸成したり、法令を遵守するための教育にとどまらず、企業人としての倫理意識の徹底を図る動きがあるが、これを一層深めて、民主主義社会の一員としての倫理意識・民主主義社会の担い手としての意識をあわせて徹底することも考えられる。企業における、このような教育は、個々の企業の自発的な取組みとしてなされるものであるが、より多くの企業がこのような教育を行うようになるためには、法律実務家の協力はもとより、法教育の必要性を誰もが認める環境形成が必要である。

#### (4) 普及を更に促進していくための取組み

以上、詳述してきたとおり、法教育の普及に当たっては、学校教育における法教育の展開を中心としながら、家庭、地域社会、職場といった社会を構成する様々な場面においても、法教育を展開していく手法を模索していく必要がある。

法教育の普及を更に促進していくためには、報告書で挙げられている各種の取組みが、今後、着実に実施されていくことが極めて重要であり、今後もその実施状況を見守り、推進していく必要がある。報告書や今回示した教材を契機に、各地で法教育の実践を更に拡大していくためには、子どもたち、教員、保護者、一般の方々からの法教育へのアクセスを拡充することも重要であり、法教育に関する情報交換の場の設定も求められる。

研究会は、法務省における検討会と位置付けられ、我が国における法教育の在り方を検討してきたが、その成果を報告書としてまとめ、公表することをもって、その任を終えることとなる。ただ、今後も、

法教育が定着するまでの間については，法教育の普及のための取組みを法務省においても継続していくことが望ましいと考える。

また，文部科学省に対しては，報告書の趣旨を踏まえ，法教育の定着に向けて，学校の教育課程や指導の充実改善のための取組みを進めることを切に望みたい。

おわりに

研究会においては、法教育の在り方について、多角的な視点から検討を進めてきたが、検討に際しては、これまで行われてきた教員及び法律実務家等による先駆的な取組みを十分に尊重し、今後、学校その他の教育機関、民間団体などによる、自発的な創意工夫を、より一層促進するものとなるよう努めてきた。報告書の取りまとめに当たっても、その姿勢が変わるところはない。

報告書は、研究会の委員から出された意見をもとに、我が国の法教育の在り方などについて一つの考え方を示したものであるが、今後の法教育の普及・発展に当たっては、報告書に示されたものだけでなく、様々な考え方や実践例が生まれ、積み重ねられていくことが望ましい。

したがって、報告書は、今後、法教育についての考え方、実践を喚起する一つの契機とするべく研究会が取りまとめたものであって、これらを参考に多様な取組みを進めていただければ幸いである。

研究会では、報告書において、我が国の法教育の在り方について一つの方向性を示すことができ、研究会としての大きな使命を果たしたと自負している。研究会の目的は、ひとえに法教育が広く国民の理解と支援を得て、我が国に定着していくことであり、報告書が、法教育についての様々な議論や実践の契機となることを祈念して、報告書を締めくくることとする。

最後に、研究会の検討に御協力いただいたゲストの方々、教材の作成に御尽力いただいた教材作成部会の方々、模擬授業に御協力いただいた中央区立銀座中学校（学校長 河野美和氏）、新宿区立落合第二中学校（学校長 平野克彦氏）、目黒区立第二中学校（学校長 山崎 勉氏）、筑波大学附属中学校（学校長 阿部生雄氏）、筑波大学附属駒場中・高等学校（学校長 向高祐邦氏）の皆様にご心より感謝申し上げます。

模擬授業に御協力いただいた各中学校の学校長については、いずれも模擬授業実施当時に御在職の方々のお名前を記させていただきました。

## 裁判所による司法教育の取組み

### 裁判官の講師派遣（出前講義）

- 内容 ・ 裁判官が学校等に出かけ，体験談を交えて講義，講演，質疑応答  
 ・ 裁判所の仕組み・役割，裁判官の仕事など，司法制度・裁判制度について分かりやすく説明
- 派遣先 ・ 小学校，中学校，高校，大学，その他

#### \* 東京地裁の例

- テーマ ・ 裁判制度及び裁判所の仕組み，民事裁判の仕組み，裁判所の仕事，司法の果たす役割と意義について等
- 対象 ・ 都内の中学生，高校生
- 内容 ・ 中学生：刑事裁判と民事裁判の違い等の基本事項の説明など裁判所や裁判官に親しんでもらう。  
 ・ 高校生：具体的な事例や経験談を通して，民事裁判全体について，また職業としての裁判官について説明する。
- 工夫例 ・ 六法や法服，事件記録の書式等実際の裁判で使用するものを持参し，生徒が見たり触れたりできるよう工夫する。  
 ・ 最近報道された著名事件に関連性を持たせて話をする。  
 ・ クイズを取り入れるなど参加型の授業にする。

### 模擬裁判・模擬調停

- 内容 ・ 模擬裁判・模擬調停で，児童，生徒等が裁判官役，弁護士役等を体験（裁判官・裁判所職員が実演する模擬裁判・模擬調停を見学してもらうこともある）
- 対象 ・ 小学生，中学生，高校生，大学生，その他

#### \* 東京地裁の例

- 題材 ・ 刑事事件（強盗・否認）
- 対象 ・ 見学に来た都内外の小学生
- 内容 ・ 裁判所が準備したシナリオに従って，裁判官役や証人役を演じてもらう。判決は裁判官役の小学生が考える。
- 工夫例 ・ 小学生にも興味を持ちやすい内容にする。

## ガイド付き法廷傍聴・裁判所見学

- 内容 ・ 法廷での裁判傍聴  
傍聴後に，担当裁判官が事件や手続について説明するケースあり
- ・ 法廷，調停室，審判廷等の見学
- 対象 ・ 小学生，中学生，高校生，大学生，その他

### \* 東京地裁の例

- 対象 ・ 都内外の中学生，高校生の10人程度のグループ
- 内容 ・ 法廷傍聴，空き法廷を利用した説明，質疑応答
- 工夫例 ・ 傍聴に適した事件を選定する。  
・ 裁判官と身近に話ができるようにする。

### ビデオ

- ・ 「私たちの裁判所」  
配布先 全国の中学校・高校，各高裁・地裁・家裁
- ・ 「みんな知ってる？ - 裁判のしくみ - 」  
配布先 全国の小学校，各高裁・地裁・家裁
- ・ 「知っていますか？ 裁判所」  
配布先 各高裁・地裁・家裁

(いずれのビデオも要望があれば配布先以外の学校への貸し出しも行っている。)

## 法務省における法教育への取組み

### 検察庁，刑事局における取組み

#### 移動教室・出前教室・刑事裁判傍聴プログラムの実施

##### 移動教室プログラム

- 主に小中学生を対象に，検察庁において，庁舎見学や子供用広報ビデオの上映のほか，検察官・検察庁の業務に関する説明・質疑応答を行うなどする。

##### 出前教室プログラム

- 主に小中学生を対象に，検察職員が学校等の教育機関に出向くなどして，検察官・検察庁の業務に関する説明・質疑応答を行うなどする。

##### 刑事裁判傍聴プログラム

- 主に，高校生，大学生，社会人を対象に，実際の法廷における裁判傍聴を行うとともに，検察官・検察庁の業務に関する質疑応答を行うなどする。

パンフレット，広報ビデオの作成

### 保護局における取組み

#### 「中学生サポート・アクションプラン」

非行問題に関する豊富な知識，処遇経験等を有する保護司が直接中学校へ赴き，下記のような取組みを行う。

非行問題，薬物問題をテーマにした中学生に対する非行防止教室の実施

問題を抱えた生徒への指導方法等についての教師との個別協議の実施

生徒指導担当教師との合同事例研究会の実施，など

### 人権擁護局における取組み

中学生人権作文コンテストの実施

人権擁護委員や法務局の職員による「人権学習」の出前教室（人権教室）

### 秘書課における取組み

法務省見学における我が国の基本法制等の説明



## 弁護士会の法教育への取組み

### 1 日弁連による司法教育へのこれまでの取組み

日弁連は、1990年代以降、弁護士による法に関する教育について、多様な形で取り組んできた。1993年5月の定期総会において「司法に関する教育の充実を求める決議」を採択した。さらに1998年11月には、「司法改革ビジョン」においても司法教育の推進について項目を設け提言している。

消費者教育の分野については、日弁連消費者問題対策委員会内に教育部会を設け活動している。

また、日弁連として、現在、社会科見学を広く受け入れており、2001年度には41件、1159人、2002年度には83件、1395人、2003年度には119件、2638人を受け入れ、そのためのパンフレットも用意している。

### 2 弁護士・弁護士会のこれまでの取組み

弁護士・弁護士会も、これまで、中学生・高校生だけでなく広く市民を対象に、司法教育を実践してきた。内容は、消費者問題・家族問題・一般民事問題・司法制度の仕組みなど多岐にわたり、またその方法も講義形式だけでなく、模擬裁判の実演や指導、法廷傍聴など、創意工夫を凝らしている。実施する場所も学校・公民館・ホール・カルチャーセンター・弁護士会館などバラエティーに富んでいる。

現在の学校教育の公民科目では不十分な司法制度の紹介や基本的な法律知識を、このような形で補い、また成人に対しては生涯教育として市民向けの教育活動を行っている。

これらの活動は、司法の仕組みを理解してもらい、生活に必要な法律知識をわかりやすく紹介しながら、対話を大切にすることに重点がおかれており、今後も積極的に行っていく。

### 3 司法教育の基礎となる「法教育」の重要性

このような活動を通じて、今、その必要性が認識され始めているのは、「法教育」である。これは、知識としての法律を教えることではなく、自由で公正な民主主義社会で「法の支配を支える市民」としての資質を身につけるための教育のことである。法の役割や原理、法制度の成り立ちについての知識、それらを応用する技能、さらに他人を尊重し、基本的人権を守り、法に従って問題を解決する姿勢を身につけるためのものだ。

日弁連は一昨年「法教育に関するワーキンググループ」を立ち上げ、その提言を受け、昨年6月にはこれを新たな委員会組織に発展させて（市民のための法教育委員会）、日本に「法教育」を根付かせる活動に本格的に取り組むこととした。

昨年6月には、現在既に弁護士が行っている法教育の実験授業を紹介し、海外の取組みについても紹介するシンポジウムを行った。

現在、市民のための法教育委員会においては、各地の取組みの情報交換、カリキュラム・教材の検討等を行っている。

法教育は、全国で実施されるためには、教員による学校現場での実施がのぞまれ、弁護士による出前授業で、すべてをまかなうことはできないが、現在「法教育」を強く打ち出していくためには、弁護士による出前授業のさらなる推進、教材の提案などが必要

であるとの認識から、各地での取組みを促進すべく下記のような活動をしている。

教員の参加も呼びかけた夏季セミナーの実施（8月21日 東京 クレオ）

弁護士会・弁護士会連合会での活動を促進すべく、ブロック単位で連絡協議会を開催（北海道，東北，四国，中国で実施。今後，九州で実施予定）

本年11月に，アメリカ視察を予定。

教材の作成，実験授業の実施の推進

法務省法教育研究会のバックアップ

#### 4 法教育に対する各弁護士会連合会・各弁護士会の特色のある動き

日弁連では，法教育の推進のために，法教育を推進していくための組織の設置を要請し現在までのところ，札幌，仙台，茨城，横浜，山梨，福井，名古屋，大阪，広島各弁護士会において対応する組織ができている（順不同）。

つぎのような特色のある活動も始まっている。

茨城県弁護士会では，昨年度から法教育委員会を設置し，県内の学校に法教育を行うための講師の派遣を積極的に行っている。この夏には教師向け法教育セミナー，子どもロースクール，夏休み子どもコンテストに取り組んでいる。

福井弁護士会では法教育関連活動として，出張授業メニューを各高校に配布し，また，中学校において実験授業も実施している。この夏には，教員向けの懇談会，子ども向けジュニアロースクールを開催した。

札幌弁護士会では，パンフレットを作成し，出前授業を行っている。

名古屋弁護士会では，1999年以降，弁護士が学校へ出かけて出前授業を行うとともに，模擬裁判の指導や法廷傍聴など活動範囲を広げ，更に2003年以降は夏休みを利用して自前の「サマースクール」を開催し，中学生・高校生を対象に模擬裁判や法教育講座を行っている。

大阪弁護士会では，1999年以降，弁護士自身が学校に出かけ，高校生向け・中学生向け「法むるーむ」などを用いた出張授業などを行うとともに，模擬裁判の指導や法廷傍聴など活動範囲を広げ，春休みや夏休みに中学生を弁護士会に集め，弁護士による法教育授業や模擬裁判を見たあとの評議，事務所訪問などを体験して貰うジュニアロースクールを実施している。

また，弁護士会連合会においても次のような動きがある。

関東弁護士会連合会では，2002年の大会で法教育をテーマにシンポジウムを開催するなど，積極的に推進してきたが，その後，法教育委員会を設置し，夏季セミナーを日弁連と共催するなど，活動をしている。

四国弁護士会連合会では，本年度の大会シンポジウムで法教育をテーマとすることとしている。また，東北弁護士会連合会では，大会シンポジウムのテーマとすることを検討している。一昨年の中部弁護士会連合会大会のシンポジウムでも「法教育」をテーマにシンポジウムが開催されている。

## 初等中等教育における司法書士の取組み

### 1 司法書士（司法書士会）による法教育・消費者教育への取組み

司法書士会は、司法の重要性を考えると、「法教育」が自己責任を求められる社会の中で正しい自己決定・自己判断をするために必要な基礎教育であり、特にリーガルマインド・人権感覚の養成は、公平・公正な国民生活を守るため最も重要であると考え、10年ほど前から積極的に司法書士による法教育実践活動を展開してきた。

近年若年者層の安易な契約に起因する消費者トラブルが増加しており、学校を出て社会に巣立つ前に、社会生活に必要な基礎的法律知識や法的考え方の習得が求められている。これは法律問題（紛争）が起こってからへの対応だけを考えるのではなく、問題が起こらないようにする予防司法の観点や、更には単に被害に遭わないということを超えて、法律と国民を結びつける接点としての役割も求められているものと考え。そのため、多くは公民、家庭科の授業の一環としてクレジットやカード契約の理解を中心にして、寸劇を取り入れるなど、わかりやすい授業を行っている。司法書士は、日常の相談業務などの経験から生きた法教育が可能であり、これに取り組むことは、社会に対して司法書士が果たさなければならない役割の一つであると考えている。

司法書士会による法教育は、昭和54年前後に全国各地で「身近な法律問題」をテーマとした法律教室を開催したのが組織的な事業活動の始まりとされている。それ以前にも個々の司法書士が公民館活動やPTA活動の中で講演会を行っていたという実績もある。その後、社会問題化したサラ金被害の拡大に伴い、全国各地の司法書士が多重債務者の事後救済活動を行う中で、消費者教育の必要性を強く認識し、司法書士会事業として予防司法の見地から市民に対する法律教室の実施が徐々に拡大してきた。こうした各地での活動を支援するために、日本司法書士会連合会は、平成11年に初等中等教育推進委員会を組織し、法教育（消費者教育）事業のさらなる充実発展に組織として取り組むようになった。

### 2 司法書士会による法教育・消費者教育の現状

平成15年度、全国50箇所の司法書士会のうち、約80パーセントにあたる39の司法書士会で法教育（消費者教育）事業が実施されるに至り、この数は年々増加している。また、各司法書士会での取組みの内容は、独自に構成されたものが多く、テーマも様々だが、主には社会に巣立つ直前の高校生を対象にした「消費者教育」を中心とした私法分野で行われている。

実施スタイルは、社会科（公民）、家庭科といった教科教育の中で行ったり、また、総合的な学習の時間やホームルームの中で行ったりと、学校側のニーズに合わせた柔軟な取組みがなされている。

個別テーマとしては、「契約」「カードの仕組み」「悪徳商法予防法」といった社

会に巣立ってから役に立つであろうと思われる社会事象に合った内容を、日々の相談業務等で得た「生きた教材」を使いながら生徒、学生たちに語りかけているのが主なものであるが、近年では、学校側のニーズも多様化し、私法分野を中心に幅の広いテーマで実施する機会が増えてきている。

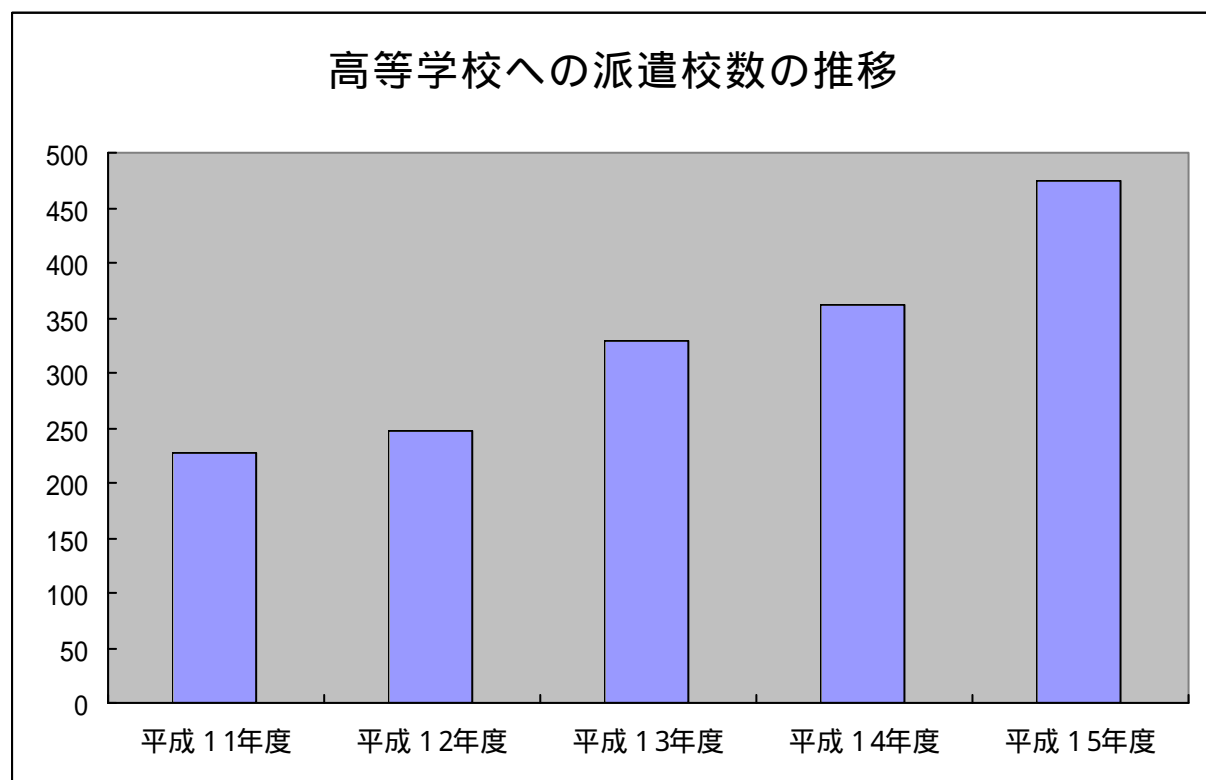
### 3 今後の課題とこれからの方向性

前述したように、司法書士は日常業務の中で得た知識経験を「生きた教材」として提供しながら、教科書や黒板の中からは学べない部分を補完する形で学校側と連携しながら事業展開をしているが、今後もこの連携の中で法律実務家として、教育の現場に対して何ができるのかを研究しながら、この初等中等教育の分野における事業を展開していきたい。そして、消費者トラブルを回避することを教えるだけでなく、基本的な社会ルールとしての「法」の考え方も踏まえたうえでの消費者教育を中心とした「法教育」の実践に向けての検討を重ねたい。

司法書士会は、「生きる力となる『法教育』」の定着を目指し、教育現場、そして法教育にかかわる様々な機関、団体との連携を深めながら、生き生きとした力のある子どもたちを社会へ送り出せるようにさらに積極的な事業展開をしていきたい。

## 平成11年度から平成15年度までの派遣校数の推移

	会事業 単体会	高等学校	専門学校	短期大学	大 学	養護学校	中学校	講 演	合 計
平成11年度	23会	228校	4校	2校	-	2校	4校	-	240校
平成12年度	32会	248校	4校	4校	1校	1校	-	-	258校
平成13年度	37会	329校	1校	4校	2校	2校	1校	1校	340校
平成14年度	34会	361校	1校	2校	1校	1校	1校	-	368校
平成15年度	39会	474校							474校



## ルールづくりに関する教材

### 第1 「ルールづくり」の単元設定の趣旨

#### 1 法教育における「ルールづくり」の学習の必要性

「ルールづくり」の単元は、「法は共生のための相互尊重のルールであり、国民の生活をより豊かにするために存在するものであるということ」を、実感をもって認識させるために、ルールをどのようにしてつくるのか、ルールに基づいてどのように紛争を解決していくのかについて主体的に学習させる」(報告書第3の1(2)ア)ものとして位置付けられている。具体的な学習場面では、ルールづくりを通じて、上述の内容を認識させるとともに、法が多様な人々が共生するための相互尊重のルールであり、守ることの大切さを理解させることを目指している。

本教材の特徴は、生徒に身近に感じられる紛争状況を設定し、この紛争状況を解決するための解決策(ルール)づくりを体験的に行わせる点にある。

解決策(ルール)を体験的に作成する過程においては、生徒がそれぞれ合理的な意見を持ち、生徒間の討論を経た合意形成に基づいて紛争を解決することが必要となるが、こうした体験的な作業は合意形成や建設的な批判の能力の育成にもつながると考える。

また、生徒の身近な紛争状況を設定することにより、作成したルールもまた身近なものであると意識付けることが可能となるし、作成体験を通じて、自分たちで合意したルールを守るという規範意識の涵養、状況の変化に応じてルールをつくり変えるといった、主体的なルールを作成し利用するという意識をはぐくむ教育にもつながると考える。

#### 2 「ルールづくり」に関する学習指導要領や教科書の記述

##### (1) 学習指導要領の内容

「ルールづくり」について、中学校学習指導要領(以下「要領」という。)では、大項目「(1) 現代社会と私たちの生活」の中項目「イ 個人と社会生活」に位置付けられており、「人間は本来社会的存在であることに着目させ、個人と社会とのかかわりについて考えさせる」際に、「社会生活における取決めの重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる」こととされている。中項目イについては、「身近な社会集団として家族、学校、地域社会などを取り上げるとともに、個人が結び付いて社会が生まれ、社会生活が営まれていることを理解させ、社会生活を円滑にするために互いの合意に基づいてルールがつけられていることなど、日常の具体的な事例を取り上げて考えさせる」とされており、「例えば、生徒会の規則、ゲームやスポーツのルール又は、地域の自治会の規則など、具体的な事例を幾つか取り上げることが考えられる。それらの事例を通して、ルールや規則をつくっていくには、様々な考えを持つ人々がそれぞれ自分の意見を説明し十分な話し合いを行って、互いが納得して合意できる内容にしていく努力が必要であることに気付かせることが大切である。また、そうしてつくられたルールや規則ゆえに互いが責任をもって守ることが大切であること、そして個人がそのようなルールや規則をつくったり、あるいはそれを受け入れていく限り、その結果について責任が伴うことにも気付かせることが大切である。」(文部省『中学校学習指導要領解説 - 社会編 - 』、以下「解説」という。)との記述も見られる。

前者の記述から以下の3点が指摘できる。

個人と社会との関係の中で、ルールがつくられていること。

ルールは社会生活を円滑にするための手段であり、それを形成するのは社会の中で生きる個人であること。

ルールは個人間の合意に基づき間主観的に形成されること。

「ルールづくり」の学習においては、このような「ルールのとらえ方」を生徒に理解させることが大切であろう。また、後者の記述にあるように、

ルールは個人と社会との関係でつくられるものであり、必要が生じた場合に個人間で合意し、つくるべきものであること。

自分たちでつくったルールであり、守る責任が生ずること。

個人と社会との関係の中で不必要になったルールは変更又は廃止する必要があること。などに気付かせることが大切である。このため、生徒会の規則など日常生活の具体的な事例を用いることが考えられる。

なお、ここでは社会科における、「ルールづくり」学習に焦点を絞り、まとめた。中学校段階では、他に、特別活動に集団生活におけるルールに関する内容が含まれる。例えば、学級活動で、学級内の組織づくりや仕事の分担処理にかかわって、学級のルールについて話し合わせたり、社会の一員としての自覚と責任の指導に際し、社会生活上のルールなどについて考えさせたりすることが考えられる。社会科と特別活動のそれぞれの特質や意義を踏まえつつ、双方の指導を関連付けることも大切である。

## (2) 教科書の記述

教科書に見る「ルールづくり」学習においては、社会におけるルールの存在理由を帰納的に説明しているもの、ルールをつくる場合の合意の大切さ、ルールを変えることの大切さ、ルールを守ることと社会的責任の関係について説明したものがある。また、具体的な紛争状況を踏まえ問題について考察をさせる、紛争状況に関してルールが作られる過程を生徒にたどらせる記述も見られる。

## 第2 単元

大項目 「(1) 現代社会と私たちの生活」

中項目 「イ 個人と社会生活」

- 1 小単元 「ごみ収集に関するルールをつくろう」(3時間：第1プラン)の構成
  - 第一時 「ごみ収集に関するルールをつくろう」
  - 第二時 「ごみ収集に関する町内会規約を制定しよう」
  - 第三時 「ごみ収集に関する町内会規約を評価しよう」
- 小単元 「マンションのルールをつくろう」(4時間：第2プラン)の構成
  - 第一時 「ルールの機能と望ましいルールの要件は何か」
  - 第二時 「マンションの紛争を解決するルールをつくろう」
  - 第三時 「ルールについて討論しよう」

#### 第四時 「ルールを評価しよう」

第1プラン又は第2プランを選択的に利用することを想定している。

### 2 単元の目標

ルールについての関心を高め、社会生活におけるルールの意義について考える態度を養う。

ルール作成による紛争解決を通じて、社会生活における取決めの重要性、集団内の個人の自由を保障するためのルールの必要性、それを守る意義について考えさせる。

事例の望ましい解決策（ルール）を作成し表現させる。

作成したルールについて、合理的に考察し評価することができる。

### 3 単元の位置付け

「ルールづくり」の単元は、要領の大項目「(1) 現代社会と私たちの生活」の中項目「イ 個人と社会生活」で実施する。

学習は3～4時間で編成しており、第1プランと第2プランの2種類のプランを作成した。

第1プランは、「ごみ収集に関するルールをつくろう」と題して3時間で構成し、第2プランは、「マンションのルールをつくろう」と題して4時間で構成した。

なお、第2プランの1時間目はルールの機能、望ましいルールの要件を理解するための授業となっており、第1プランの1時間目としても適用することができる。

### 4 単元の指導計画

#### (1) 「ごみ収集に関するルールをつくろう」の概要

##### ア 第一時 「ごみ収集に関するルールをつくろう」

第一時の授業では、「ごみ収集に関するルールをつくろう」というテーマのもと、町内会で起こった、ごみ収集場所をめぐる紛争の解決策を考える。具体的には、実際に、ごみ出しの経験をした後、架空の町内会を設定して、利害が対立する幾つかの立場に立って、ごみ収集場所をどこにするか考える学習を行う。

実際の学習の流れは次のようになる。

ごみ出しについて自分の経験を報告する。

良いルールの条件を考える。

ごみ収集場所をどこにするかを幾つかの立場に分かれて考える。

##### イ 第二時 「ごみ収集に関する町内会規約を制定しよう」

第二時の授業では、「ごみ収集に関する町内会規約を制定しよう」というテーマのもと、第一時の授業でそれぞれの立場に立ってつくったルールを提案する。具体的には、それぞれの立場から町内会規約案を提案し、話し合い活動を行って望ましい町内会規約を検討する学習を行う。

実際の学習の流れは次のようになる。

それぞれの立場から町内会規約案を提案する。

パネルディスカッション形式で話し合う。

生徒が各自で望ましい町内会規約を検討する。

##### ウ 第三時 「ごみ収集に関する町内会規約を評価しよう」

第三時の授業では、「ごみ収集に関する町内会規約を評価しよう」というテーマのもと、町内会のごみ収集場所をめぐる紛争の解決策のためにつくったルールを一定の基準から



評価する。具体的には、町内会役員の役割を担当したグループが作成したルールを評価し、この評価を前提に生徒各自がごみ出しのルールを作成する学習を行う。

実際の学習の流れは次のようになる。

町内会役員の役割を担当したグループが作成した町内会規約を発表する。

発表された町内会規約が望ましいルールかどうか評価する。

生徒各自が望ましいと考えるルールを作成する。

ルールの機能、望ましいルールの要件を確認する。

## (2) 「マンションのルールをつくろう」の概要

### ア 第一時 「ルールの機能と望ましいルールの要件は何か」

第一時の授業では、「ルールの機能と望ましいルールの要件は何か」というテーマのもと、日常生活に見られるルールの中で受け入れることのできるルールとは、どのようなものかを考える。具体的には、生徒が日常生活の中で出会うトラブルを解決するルールを想定し、その適否を考えることを通して、ルールの機能と望ましいルールの要件を考える学習を行う。

実際の学習の流れは次のようになる。

ルールは何のためにあるか考える。

ルールの具体例を検討する。

それぞれのルールの問題点を考える。

ルールの問題点をどのように改善すればよいか考える。

ルールが適正となる要件を整理する。

### イ 第二時 「マンションの紛争を解決するルールをつくろう」

第二時の授業では、「マンションの紛争を解決するルールをつくろう」というテーマのもと、架空のマンション住人間の紛争を設定し、解決のためのルールを考える。具体的には、マンションでのペットの飼育について紛争が発生していると想定し、その紛争を解決するルールを考える学習を行う。

実際の学習の流れは次のようになる。

マンションでのペットの飼育について住人間に紛争が生じていることを確認する。

ペットを飼育している住人や隣接する部屋に居住する住人の状況を確認する。

班に分かれて解決策を考える。

### ウ 第三時 「ルールについて討論しよう」

第三時の授業では、「ルールについて討論しよう」というテーマのもと、第二時の授業で各班が考えた解決策をクラス全体で検討し、クラス全体の議論を通して、望ましい解決策を決定する学習を行う。

実際の学習の流れは次のようになる。

各班で考えた解決策を生徒各自で評価する。

各班で考えた解決策についてクラス全体で話し合う。

クラス全体で解決策を決定する。

### エ 第四時 「ルールを評価しよう」

第四時の授業では、「ルールを評価しよう」というテーマのもと、第三時の授業で決定された解決策が適正かどうかを評価する。具体的には、第一時で学習した、「ルールが

適正となる要件」をもとに解決策を評価する学習を行う。

実際の学習の流れは次のようになる。

第一時の授業で学習した、「ルールが適正となる要件」を確認する。

クラスで決定した解決策を生徒各自が受け入れることができるか検討する。

新たな問題状況を設定し、現在の解決策で問題が解決されない場合の対応を考える。

### 第3 単元の指導計画

#### 1 ごみ収集に関するルールをつくろう（第1プラン）

##### (1) 第一時 「ごみ収集に関するルールをつくろう」

	学習内容	学習活動（教師の指示・発問と生徒の予想される答え）	指導上の留意点
事前準備		生徒は、1週間程度ごみ出しを体験し、感想を簡単なレポートとして提出する（1枚程度）。	
導入		<p>皆さんが提出してくれた、「ごみ出し」レポートを発表してください。</p> <p>指名された何名かの生徒が、ごみ出しの感想レポートを発表し、ごみ問題の切実さを確認する。</p> <p>これから、「ルールをみんなでつくってみよう」という学習をします。この学習にかかわる次のことに答えてください。</p> <p>ワークシート1に記載する。</p>	第三時にも同様のことを行わせ、本学習による意識の変容を確認する。
展開	日常生活における紛争	<p>ある町内会で、ごみ収集場所についての問題が生じています。まず、問題の状況を確認しましょう。</p> <p>ワークシート2-1の「ごみ収集場所をどこに？」を範読する。</p> <p>ワークシート2-2の「各自の主張」を生徒が音読し、ごみ収集場所についての、それぞれの住民の立場を確認する。</p>	ワークシート2-3の「付近地図」を黒板等に掲示する。
まとめ	紛争解決のためのルールづくり	<p>立場に応じて班分けをし、それぞれの班で解決策（町内会規約）を作成してみましょう。</p> <p>ワークシート3に記載する。</p>	<p>資料1のような主張が考えられる。</p> <p>議論が拡散しないようごみ収集場所は、川上・山村・太田宅前の3か所に限定する。</p> <p>班ごとに役割演技に徹しさせ、役割分担をさせる。</p> <p>自分たちの立場を理解し、その立場になりきってこの問題の解決策を考えさせ、他者を説得し得る案を提示させる。</p> <p>罰金や罰則を設けることのみ論点を着目させない。</p> <p>各立場を明確にさせるため、表示板を用意するとよい。</p>

##### (2) 第二時 「ごみ収集に関する町内会規約を制定しよう」

	学習内容	学習活動（教師の指示・発問と生徒の予想される答え）	指導上の留意点

導入	ルールづくりの合意形成	<p>それぞれの班が作成した解決策（町内会規約案）を発表してもらい、どのような町内会規約をつくったらよいか議論しましょう。</p> <p>「ごみ収集に関する町内会規約」の制定をめくり、パネルディスカッション形式の話し合いを行う。</p>	<p>司会進行は、町内会役員班に行わせる。同班に、ワークシート4（司会進行シート）を活用させ、問題点、対立点を明確にさせ、興味や関心が持続できるようにさせる。</p>
	展開	<p>机の配置をパネルディスカッション形式の円陣にする。</p> <p>班ごとに、町内会規約案の提案を行う。</p> <p>班ごとに、各提案への質疑・応答を行う。</p> <p>ここで役割演技を終了し、生徒個人（各自）で自らの支持する町内会規約案を考え、一旦決定する。</p> <p>生徒個人の決定を踏まえ、全体討論を行い、望ましい町内会規約を検討する。</p>	<p>町内地図を拡大し、場所の説明の際に使用させる。</p> <p>町内会規約の検討に当たっては資料2のような論点が考えられる。</p> <p>町内会規約案の論点が拡散（ごみ収集場所を地下に設ける、2階建てにする等というように）するときには、論点を整理させる。</p>
まとめ		論点を整理する。	
事後学習		町内会役員班による検討会議を行い、この問題に関する町内会規約を決定し、その決定内容、プロセスを他の班に対し報告できるようにする。	

### (3) 第三時 「ごみ収集に関する町内会規約を評価しよう」

	学習内容	学習活動（教師の指示・発問と生徒の予想される答え）	指導上の留意点
導入	ルール評価の視点 手段の相当性 明確性 平等性 手続の公平性	<p>町内会役員班から町内会規約を発表してもらいましょう。</p> <p>町内会役員班による「町内会規約」の発表と理由、決定プロセスの説明を行う。</p> <p>ワークシート5-1に記入する。</p>	<p>全体討論の成果を踏まえた町内会役員班が、代表として町内会規約を決定したというプロセスの正当性の確認をさせる。</p>
展開	ルールをつくるに当たった条件	<p>この町内会規約が本当に望ましいルールかどうか、評価してみましょう。</p> <p>ワークシート5-2に記載した後、班で話し合いをする。</p> <p>班の話し合いの結果について、ワークシート5-3に記載させる。</p> <p>班の代表が話し合いの結果を発表し、クラス討論する。</p>	<p>ルール評価の視点に基づき評価させる。</p> <p>手段の相当性 = 目的</p>



## 資料1 想定される各立場の回答事例

### A 川上さん（ごみ収集場所周辺に住む住人）の立場

主張：ごみの量が増えるのだし、これまで我慢してきたのだから、別の場所にごみ収集場所を変えるべきである。ごみ出しのルールを守らない人もいる。

規約：ごみ収集場所は、新しくできた建売住宅地の一角につくるべきであり、町内会員は期日とルールを守ってごみを出すようにするべきである。

理由：町内におけるごみ収集場所の不利益は公平に負担するべきである。町内の一人、もしくは一地域のみが負担するのは不公平である。これまで長い間、私の家の前をごみ収集場所として提供してきたのだから、今度は新しくできた建売住宅地の一角につくるべきであり、これで公平になる。

### B 田中さん（古くからの住人）の立場

主張：住人が増えてごみの量が増えるのは新しい住人が来るからである。新しい住人の住んでいる周辺にごみ収集場所をつくるべきである。ごみ出しのルールを守らない人もいる。

規約：ごみ収集場所は、新しくできた建売住宅地の一角につくるべきであり、町内会員は期日とルールを守ってごみを出すようにするべきである。

理由：町内におけるごみ収集場所の不利益は公平に負担するべきである。町内の一人、もしくは一地域のみが負担するのは不公平である。これまで長い間、川上さんの家の前をごみ収集場所としてきたのだから、これからは新しくできた建売住宅地の一角につくるべきであり、これで公平になる。

### C 山村さん（新しく引っ越してきた住人）の立場

主張：ごみの量自体そんなに増えるわけではないのだから、ごみ収集場所の場所を変えるまでもない。ごみ出しのルールをみんなで守れば問題はない。

規約：ごみ収集場所は、これまでどおり川上さんの家の前とするべきであり、町内会員は期日とルールを守ってごみを出すようにするべきである。ごみ出しのルールの確認をもう一度行う。その上で、もし、ルールを守らない町内会員には、一週間、ごみ収集場所付近の清掃を担当してもらうこととする。

理由：今回、私の不注意で違う日にごみを出してしまい迷惑をかけたが、これまでも川上さんの家の前のごみ収集場所で問題がなかったのだから、これからもごみ収集場所は川上さんの家の前にしてもらいたい。ごみ出しの期日とルールを守れば問題はない。

### D 山本不動産の立場

主張：新しい建売住宅の中に、ごみ収集場所をつくってほしくない。ごみ出しのルールを徹底させるようにする。

規約：ごみ収集場所は、これまでどおり川上さんの家の前とするべきであり、町内会員は期日とルールを守ってごみを出すようにするべきである。そのため、ごみ出しルールの確認を回覧板で行うこととする。もし、それでもルールを守らない町内会員には、一週間、ごみ収集場所の清掃を担当してもらうこととする。

理由：まだ売れていない建売住宅が売れ残ると困るので、ごみ収集場所が、建売住宅地の中に移されるのは困る。これまでも川上さんの家の前のごみ収集場所で問題がなかったのだから、これからもごみ収集場所は川上さんの家の前にしてもらいたい。ごみ出しの期日とルールを守れば問題はない。

### E 佐藤さん（町内会長）の立場

主張：古くからの住人も、今度来た新しい住人にも、皆さんにとってよいような町内会規約をつくってほしい。

規約：〔司会なので特にない〕

理由：これまでも町内会では、ごみ収集のルールを守ってきた。これまでどおり川上さんの家の前でもよい、新しくできた建売住宅地の一角でもよい。いずれにしてもごみ出しのルールを守らないと、今回のようなことが再び起こるので町内会規約をつくるに当たって、今後、このようなことが再び起こらないように、よく検討していただきたい。

### F 太田さん（商店街の商店主の一人）の立場

主張：ごみ収集場所は、これまでどおり川上さんの家の前でよい。ごみ出しルールの徹底を図ることとする。

規約：ごみ収集場所は、これまでどおり川上さんの家の前とするべきであり、町内会員は期日とルールを守ってごみを出すようにするべきである。そのため、ごみ出しルールの確認を回覧板で回し、町内の掲示板にも掲示することとする。もし、それでもルールを守らない町内会員には、一週間、ごみ収集場所の清掃を担当してもらうこととする。

理由：商売をしているため、町がごみで汚れているというのは困る。毎朝、店を開ける前に掃除をしているが、ごみが氾濫する状況は何とかしなければならぬ。川上さんのところで、これまで、あまり問題がなかったのだからこれからも川上さんの家の前がよい。ただし、今回のようなことがまた起こらないとも限らないので違反者の出ないような対策は必要と考える。

## 資料2 議論の論点例

- ごみ収集場所の近隣住民の被害は、ごみ収集場所を変更しなければならないほどのものかどうか。
- ごみ収集場所を変更する場合、場所選定にあたり、公平性を期すためには、どのような配慮が必要なのか。
- ごみ収集にかかわるルール（ごみ出しの期日、場所、時間、種別など）を守らない場合、罰則を科す必要があるのかどうか。
- ごみ収集場所への通行人の投棄、ごみに対するカラスや猫への対策などが必要かどうか。





## 町内会規約つくってみよう！

3年( )組( )番 氏名

### 1 ごみ収集場所をどこに？

商店街にある空き地を山本不動産が買い取って5軒程度の建売住宅を売り出しました。うち何軒かはすでに新しい住人が入居しています。

この商店街のごみ収集場所は、川上さんという人の家の前にありますが、ある日、新しく引っ越してきた山村さんが、燃えないごみの日に間違えて生ごみを出してしまいました。これをきっかけに、川上さんは、「これまで長い間、自分の家の前にごみ収集場所があるのを我慢してきたが、町内の住人が増えて、ごみの量も増えている。また、商店街を通る人たちが、ごみを勝手に捨てていって、ごみ収集場所は散らかっている。生ごみの日は、猫が入ってきて散らかし、悪臭がすごい。この機会にごみ収集場所を変えてほしい。」と言い始めました。その両隣や向かいの人も川上さんに賛成しています。

他方、古くからこの町内に住んでいる田中さんは、「住人が増えて、ごみの量が増えるからといって、もともと住んでいる私たちが不利益を受けるのは困る。もし収集場所を変えるなら新しい建売住宅地の中にしてもらいたい。」と言っています。古くからの住人はだいたい田中さんと同じ意見のようです。

しかし、山村さんなど新しく引っ越してきた人たちは、「ごみの量が増えるといっても、たいした量ではなく、ごみ収集場所を変えるほどのことはない。」と言っています。山本不動産も、「まだ売れていない建売住宅が売れ残ると困るので、ごみ収集場所が建売住宅地の中に移されるのは困る」と言っています。

商店街の太田さんも、「うちの前にごみ収集場所ができたのでは商売に影響が出るので困る。」と言っています。

町内会長の佐藤さんと町内会の役員さんたちは、この問題を解決するために、町内のごみ収集場所に関する町内会規約をつくらなければならなくなりました。

現在、ごみの収集は、この町内では、毎週火・金の2回燃えるごみの収集が行われています。燃えないごみの収集は、毎週木曜日の1回だけです。また、ごみ収集車の通行上、ごみ収集場所に指定できる場所は、川上さんの家の前、山村さんの家の前、太田さんの家の前の3か所だけです。

### 2 各自の主張

#### A 川上さん（ごみ収集場所周辺に住む住人）の立場

ごみの量が増えるのだし、これまで我慢してきたのだから、別の場所にごみ収集場所を変えるべきである。ごみ出しのルールを守らない人もいる。

#### B 田中さん（古くからの住人）の立場

住人が増えてごみの量が増えるのは、新しい住人が来るからである。新しい住人の住んでいる周辺にごみ収集場所をつくるべきである。ごみ出しのルールを守らない人もいる。

#### C 山村さん（新しく引っ越してきた住人）の立場

ごみの量自体そんなに増えるわけではないのだから、ごみ収集場所の場所を変えるまでもない。ごみ出しのルールをみんなで守れば問題はない。

#### D 山本不動産の立場

新しい建売住宅地の中に、ごみ収集場所をつくってほしくない。ごみ出しのルールを徹底させるようにする。

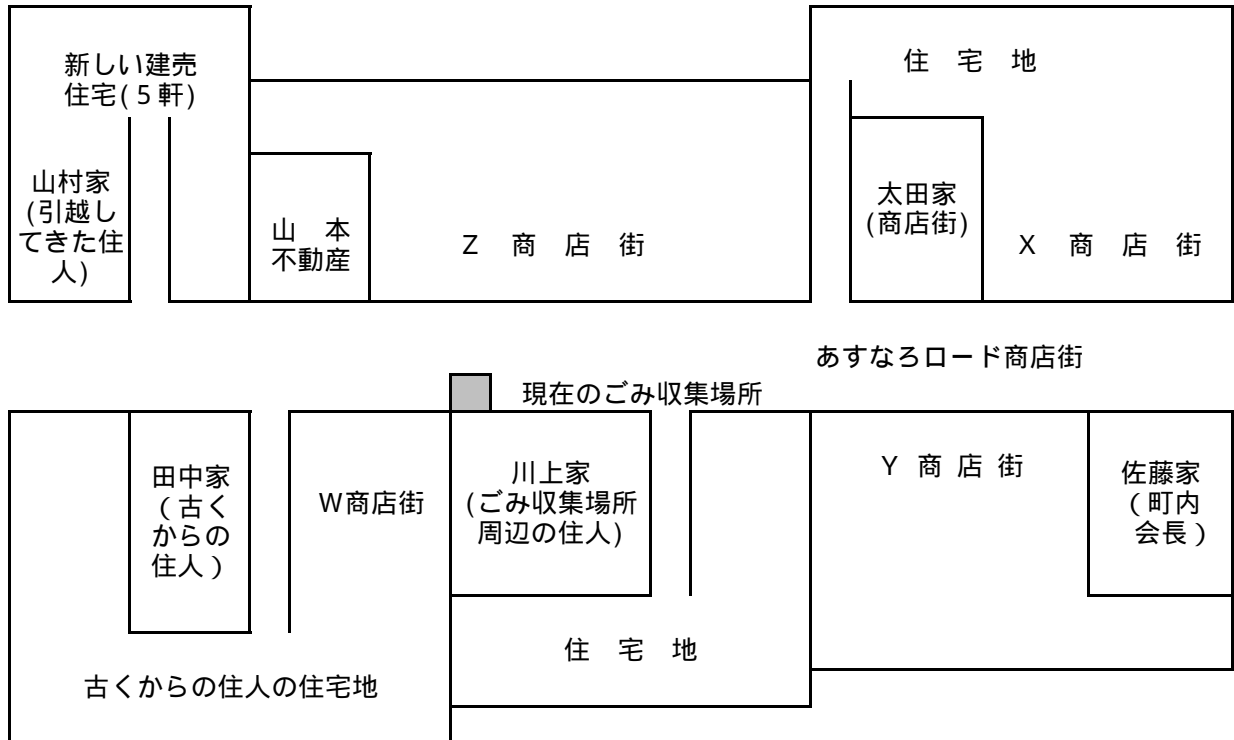
#### E 佐藤さん（町内会長）の立場

古くからの住人も、今度来た新しい住人にも、皆さんにとってよいような町内会規約をつくってほしい。

#### F 太田さん（商店街の店主の一人）の立場

ごみ収集場所は、これまでどおり川上さんの家の前でよい。ごみ出しルールの徹底を図ることとする。

3 付近地図



町内会規約つくってみよう！

3年( )組( )番 氏名

自分の班の立場は	
自分で考えた発言内容 ごみ収集場所はどこに	
ごみ出しのルール 1 2 3 4	
と の理由	

3年( )組( )番 氏名

## 司会進行シート（町内会長・役員班専用シート）

### 1 司会班の自己紹介

司会は、以下の役割分担をしています。

- 解決策発表担当の( )  
質疑・応答担当の( )  
解決策の検討担当の( )  
記録担当の( )

です。

### 2 立論

- (1) それぞれの立場の町内会規約案を発表してもらいます。その際、次の3点をはっきりさせて発表してください。

ごみ収集場所をどこにするのか。

ごみを出す時のルール（守らなければならないこと）は何か。

以上、の理由は、どういうことか。

- (2) では、次の順番で発表してください（対立する主張のある人を順番に）。

- A ごみ収集場所近くに住む川上さん  
C 新しく引っ越してきた山村さん  
B 古くからの住人の田中さん  
D 不動産屋の山本さん  
F 商店街の商店主の一人の太田さん

### 3 質疑・応答

それでは、A、C、B、D、F各班から、それぞれ質問や疑問はありませんか。

〔特にならなければ、A班はありませんかと、各班それぞれを指名する。〕

### 4 町内会規約案の検討

- (1) では、ロールプレイング（役割演技：各立場での発表）を終わって、一人ひとり個人として自分の支持する町内会規約案を考えてください。

- (2) それでは、考えるのをやめてください。途中の人もお願いします。続いて、クラス全体で話し合いたいと思います。自分の考えのある人はいませんか。

〔特にならなければ、まず、A班（川上さん）の主張を支持する人はどうですか。

逆に、C班（山村さん）の主張を支持する人はどうですか。と各人をそれぞれ指名する。〕

**\* 町内会役員班として、自分たちで最終的に町内会規約を決定するため、様々な意見を出してもらおうようにする。**

## 町内会規約つくってみよう！

3年( )組( )番 氏名 \_\_\_\_\_

- 1 町内会役員班の決定した町内会規約とその理由  
ごみ収集場所は

とします。

その理由は

です。

- 2 1の町内会規約を評価してみよう。

A：はい B：どちらでもない C：いいえ

ルール評価の項目	評 価 結 果	B か C に を 付 け た 理 由
ルールづくりにみんなが参加し、ルールをつくる過程に問題はありませんか？	A    B    C	
立場が変わってもその決定は受け入れられますか？	A    B    C	
そのルールはいろいろな解釈ができませんか？	A    B    C	
ごみ収集場所の問題を解決するという目的を実現するために適切な手段ですか？	A    B    C	

- 3 班で話し合った結果はどのようなものでしたか。










ま と め	<p>ルールの正当性を示す根拠・ルールが適正となる要件</p>	<p>どのようなルールであれば受け入れることができるのでしょうか。</p> <p>社会の秩序を維持したり、紛争を解決するルールは、その機能を果たす限りにおいて正当なルールとして我々は受け入れることができる。</p> <p>また、ルールが正しい目的のためにつくられていることのほか、</p> <p>(a) 目的に対して、適切なものになっている。</p> <p>(b) いく通りにも解釈されないものになっている。</p> <p>(c) 立場を替えても受け入れられるものになっている。</p> <p>(d) ルールをつくる過程にみんなが参加している。</p> <p>限りにおいて、我々は正当なルールとして受け入れることができる。</p>	<p>整理しても良い。</p> <p>左記内容が生徒から答えとして出てこなければ教師の方で説明を加える。</p>
-------------	---------------------------------	---	--

(2) 第二時 「マンションの紛争を解決するルールをつくろう」

	学習内容	学習活動（教師の指示・発問と生徒の予想される答え）	指導上の留意点																
導 入		<p>前時の授業内容の内、「どのようなルールであれば、受け入れることができるのでしょうか」について確認する。</p>																	
展  開		<p>本時から3時間かけて、「マンションのルールづくり」の授業を行うことを提示する。</p> <p>あるマンションで、ペットの飼育についての問題が生じています。まず、問題の状況を確認しましょう。</p> <p>以下の問題状況を範読する。</p> <p>いちょうさんは、ペットのチワワと一緒に暮らしています。マンションでは、規則でペット禁止のルールを決めているところもありますが、いちょうさんの住んでいるマンションでは、ペット飼育が禁止されていません。同じように猫や犬を飼っている世帯が何軒かあります。しかし、マンションに住む人たちの中には、犬のほえる声がうるさいし、フンの悪臭もひどい。ペットの飼育は迷惑なので、何とかしてほしいと要望が出されています。</p> <p>さて、どのように問題を解決すればいいのでしょうか。</p> <p>クラスを6班に分ける。以下の「マンションの図」を示す。 マンション入居者一覧</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>4 F</td> <td>住人</td> <td>チワワを飼っている「いちょう」さん A</td> <td>E さん</td> </tr> <tr> <td>3 F</td> <td>住人</td> <td>B さん</td> <td>猫を飼っているがフンの処理をしない。</td> </tr> <tr> <td>2 F</td> <td>朝ほえる犬を飼っている「かえで」さん C</td> <td>子どものいる「もみじ」さん D</td> <td>住人</td> </tr> <tr> <td>1 F</td> <td>住人</td> <td>住人</td> <td>管理人(中立) F</td> </tr> </table> <p>ペットの飼育について、それぞれの立場を確認しましょう。</p> <p>A～Fの立場に班分けを行い、自分たちの状況(事実)、事実に基づく主張(自分の希望する状況)、主張の理由(それを希望する理由)について、各班ごとに話し合い、ワークシート2-1に記入する。</p> <p>生徒から予想される回答は以下のとおり。 A 事実：チワワと一緒に楽しく遊んでいる。 主張：ペットの飼育を認めてほしい。</p>	4 F	住人	チワワを飼っている「いちょう」さん A	E さん	3 F	住人	B さん	猫を飼っているがフンの処理をしない。	2 F	朝ほえる犬を飼っている「かえで」さん C	子どものいる「もみじ」さん D	住人	1 F	住人	住人	管理人(中立) F	<p>連続した2時間で行うのが望ましい。</p> <p>事前に「マンションの図」をクラス全員に見えるように模造紙等で作成しておくが良い。</p> <p>机間指導を行い、適宜アドバイスをするとともに、時間をしっかりととり、想定される事実を整理して記入させる。</p>
4 F	住人	チワワを飼っている「いちょう」さん A	E さん																
3 F	住人	B さん	猫を飼っているがフンの処理をしない。																
2 F	朝ほえる犬を飼っている「かえで」さん C	子どものいる「もみじ」さん D	住人																
1 F	住人	住人	管理人(中立) F																

展 開		<p>理由：チワワを生きがいにして、生活に欠かせない。</p> <p>B 事実：猫のフンがくさい。 主張：猫の飼育を禁止してほしい。 理由：フンの臭いがしない環境にしてほしい。</p> <p>C 事実：犬のフンの処理はしっかりしているが、朝、犬がほえる。 主張：犬の飼育を禁止しないでほしい。 理由：迷惑をかけているのは分かるが、仮に飼育を禁止しても、今飼っている犬を捨てるわけにはいかない。しつけをきちんとするように頑張る。</p> <p>D 事実：Cの家の犬はうるさい。 主張：犬の飼育を禁止してほしい。 理由：朝、犬がほえるとうるさい。子どもが怖がっている。</p> <p>E 事実：チワワの鳴き声がうるさい。 主張：ペットの飼育を禁止してほしい。 理由：安眠妨害である。</p> <p>なお、Fは中立的な立場で答を考え、第三時は司会の役割を担う。 各班がワークシートの内容（事実・主張・理由）を発表する。生徒は、各班が発表した内容をワークシート2-2にメモする。ワークシートにメモした内容を踏まえて、各班に対して質問をする。</p>	左記A～Eに示すような意見が出ない場合は教師の方で意見を例示する。
ま と め		<p>それぞれの班で、解決策を作成してみましょう。</p> <p>それぞれの立場に立った解決策（ルール）について各班で議論する。 ワークシート2-3に記入する。</p>	<p>罰則を設けることのみに着目させない。 解決策（ルール）はいく通りもあることを意識付けるようにする。</p>

### (3) 第三時「ルールについて討論しよう」

	学習内容	学習活動（教師の指示・発問と生徒の予想される答え）	指導上の留意点
導 入 ・ 展 開	<p>解決策を考えるための視点 手段の相当性 明確性 平等性 手続の公平性</p>	<p>第二時に作成した解決策（ルール）について再検討する。</p> <p>今日は、それぞれの班が作成した解決策について、まず自分で評価してみましょう。</p> <p>「考える視点シート」に沿って解決策（ルール）を再検討・話し合う。その間にF班は司会の役割を担うので、教師は、F班に対して、「司会進行シート」に沿って、後の討論の進め方について指示する。</p> <p>それでは、それぞれの班が作成した解決策について発表し、どのような解決策が望ましいか議論しましょう。</p> <p>各班で提案を行う。各班の提案をワークシート3-1に記入する。F班は、「司会進行シート」に沿って司会・討論を進める。各班は、解決策（ルール）及びその理由を発表し合い、また、その主張に対して質問を受ける。教師は解決策（ルール）を板書する。 なお、解決策（ルール）を議論する際の論点は以下のとおり。</p> <p>ペットの鳴き声は、住民の受忍限度（犬のほえる声の大きさ、時間帯を考慮）を超えるものなのかどうか。 ペットのフンの悪臭は、住民の受忍限度を超えるものなのかどうか。 ペット禁止をルール化すると、以前から飼っていたペットをどうするのか。 飼育を認めるとして、ペットの種類を制限するかどうか。 飼育を認めるとして、フンの処理を飼主がしなくてよいのか。</p>	<p>F班への指示終了後、机間指導を行い、適宜アドバイスする。</p> <p>F班の進行に対して適宜アドバイスを行う。 「考える視点シート」の項目については、第一時の展開「指導上の留意点」を参照。 左記論点が生徒から出されない場合は、教師が例示する。</p>

展 開	<p>ペットの飼育を認めるとして、ペットに関わる費用負担（消臭剤・しつけにかかる費用等）を誰が負担するのか。</p> <p>生徒からの予想される解決策（ルール）は以下のとおり。</p> <p>A ペットの飼育を認める。ただし、消臭剤等の費用はペットの飼主が負担する。また、飼主はペットのしつけを徹底する。</p> <p>B ペットの飼育を原則禁止にする。ただし、希望する人に対して申請書を出させ、その都度、自治会で審議する、以前から飼っていたペットは特別に許可する（しつけは徹底する）。</p> <p>などが考えられる。</p>	<p>不合理な回答（例えば「ペットを飼っている住人にマンションから出て行ってもらう」「迷惑している人たちが、マンションから出て行く」等）は教師の方から、理由を明示し避ける。</p>
ま と め	<p>話し合いで解決策（ルール）を決定する（多数決でも良い）。</p> <p>それでは、どのような解決策がよいか全体で決定しましょう。</p> <p>決定した解決策（ルール）をワークシート3 - 2に記入する。第四時に本時で決まった解決策（ルール）について、評価することを生徒に伝える。</p>	

#### (4) 第四時 「ルールを評価しよう」

	学習内容	学習活動（教師の指示・発問と生徒の予想される答え）	指導上の留意点
導 入		<p>1時間で学習した、「どのようなルールなら受け入れられるか。」を思い出してみましょう。</p> <p>第一時で学習した、ルールが適正となる要件（手段の相当性、明確性、平等性、手続の公平性）について確認する。</p>	
展 開		<p>話し合いで決定した解決策（ルール）について、ルールが適正となる要件に沿って評価する。</p> <p>評価した内容をワークシート4 - 1に書く。</p> <p>ワークシート4 - 1の内容について、何人かの生徒が発表する。</p> <p>発表した生徒の理由が、適切なのかどうかについて、他の生徒に確認する。</p> <p>解決策（ルール）をあなたは受け入れられますか。その理由は何ですか。</p>	<p>評価する理由をしっかりと書くよう机間指導する。</p> <p>「理由の適切性」も大事なポイントなので、生徒が考えるには難しいようなら教師の方で回答する。</p> <p>ワークシート4 - 1「マンションの問題を解決するという目的を実現するために適切な手段ですか」</p> <p>個人の自由を、必要以上に制限していないか等について考えさせる。</p>
ま と め	<p>ルールの特徴（ルールは守るべきである。ルールは変えることができる）</p>	<p>この解決策（ルール）を皆さんは守れますか。</p> <p>何人かの生徒が発表する。自分たちでつくったルールなのだから守るべきではないのかといったことを生徒が発表する。</p> <p>新たな問題が発生して、「望ましい」解決策（ルール）で解決できない状況が生じた時に、これまでのルールはどうしますか。</p> <p>指名された何人かの生徒が発表する。状況が変化して、ルールが、現状に適用できない場合は、ルールを変える必要が出てくる、自分たちでつくったルールは自分たちで、現状に対応したルールに変更するべきではないのかといったことを生徒が発表する。</p>	

マンションの問題を解決しよう！

いちょうさんは、ペットのチワワと一緒に暮らしています。マンションでは、規則でペット禁止のルールを決めているところもありますが、いちょうさんの住んでいるマンションでは、ペット飼育が禁止されていません。同じように猫や犬を飼っている世帯が何軒かあります。しかし、マンションに住む人たちの中には、犬のほえる声がうるさいし、フンの悪臭もひどい。ペットの飼育は迷惑なので、何とかしてほしいと要望が出されています。

さて、どのように問題を解決すればいいのでしょうか。

マンションの入居者一覧

4 F	住人	チワワを飼っている 「いちょう」さん A	E さん
3 F	住人	B さん	猫を飼っているが フンの処理をしない
2 F	朝ほえる犬を飼っている 「かえで」さん C	子どものいる 「もみじ」さん D	住人
1 F	住人	住人	管理人(中立) F

3年( )組( )番 氏名 \_\_\_\_\_

考 え る 視 点 シ ー ト
-----------------

2時間目に考えた解決策（ルール）を，次の視点から再検討してみよう！

- 1 その解決策で不利益を受けるのは誰か。
- 2 その解決策では，どのような不利益を受けるのか。
- 3 その解決策で利益を受けるのは誰か。
- 4 その解決策で，どのような利益を受けるのか。
- 5 その解決策は，どのような目的の達成を目指しているのか。
- 6 その目的を達成するために，もう少し不利益の少ない方法はないのか。
- 7 その解決策は，ルールとして明確か。
- 8 解決策（ルール）をつくる過程に問題はないか。
- 9 解決策（ルール）は，みんなに平等であるか。

3年( )組( )番 氏名

## 司会進行シート（管理人班専用シート）

### 1 司会班の自己紹介

司会は、以下の役割分担をしています。

解決策発表担当の( )

質疑・応答担当の( )

解決策の検討担当の( )

記録担当の( )

です。

### 2 解決策の発表

(1) それぞれの役割の「望ましい」解決策を発表してもらいます。その際、次の2点をはっきりさせて発表してください。

A 解決策を明確に発表する。

B 解決策の根拠としての理由を明確に発表する。

(2) では、次の順番で発表してください（対立する主張のある人を順番に）。

Aさんの立場

Bさんの立場

Cさんの立場

Dさんの立場

Eさんの立場

### 3 質疑・応答

それでは、Aさん、Bさん、Cさん、Dさん、Eさんの立場の各班から、それぞれ質問や疑問はありませんか。

〔特にならぬようなら、班はありませんかと、各班それぞれを指名する。〕

### 4 解決策の検討

(1) それでは、クラス全体で話し合いたいと思います。自分の考えのある人はいませんか。

〔特にならぬようなら、まず、班の主張を支持する人はどうですか。逆に、班の主張を支持する人はどうですか。と各人をそれぞれを指名する。〕

(2) 最後に、「望ましい」解決策（ルール）を決定したいと思います。 さんの解決策に賛成の人は挙手してください。 さんの解決策に賛成の人は挙手してください。（以下、いくつかある場合には続く。）賛成多数のため、??さんの解決策に決定します。

**\* 十分、審議を尽くし、簡単に多数決による決定に持ち込まないよう配慮する。**

3年( )組( )番 氏名 \_\_\_\_\_

身の回りにあるルールについて考えてみよう！

- 1 自分の身の回りにあるルールを、いくつか書いてみよう。


- 2 ルールは、何のためにあると思いますか。自分の考えを書いてみよう。


- 3 提示されたA・B・Cのルールを、あなたは受け入れることができますか。その理由も書いてください。受け入れられない場合、受け入れられるルールに変えるにはどのようにすればよいですか。改正案を書いてください。

		理 由	改 正 案
A	受け入れられる		
	受け入れられない		
B	受け入れられる		
	受け入れられない		
C	受け入れられる		
	受け入れられない		

- 4 私たちは、どのようなルールであれば、受け入れることができるのでしょうか。


3年( )組( )番 氏名 \_\_\_\_\_

マンションの問題を解決しよう！

1 資料を読み，マンションの問題状況についてグループ内で話し合い，自分の立場（班）について考えてみよう

(1) 自分の立場（班）

(2) 事実（自分たちの部屋の様子）

(3) 事実に基づく主張（自分の希望する状況）

(4) そう主張する理由（それを希望する理由）

2 グループで議論し，出てきた主張について整理してみよう。

班	事 実	主 張	理 由
自 分 の 班			

3 自分たちの班で議論して出てきた解決策（ルール）を書いてみよう。



3年( )組( )番 氏名 \_\_\_\_\_

マンションの問題を解決しよう！

- 1 自分たちの班と他の5つの班がつくった解決策(ルール)を「考える視点シート」に沿って再検討してみよう。そして、その理由を書いてみよう。

班	解 決 策	理 由
自 分 の 班	_____ _____ _____ _____	_____ _____ _____ _____
	_____ _____ _____ _____	_____ _____ _____ _____
	_____ _____ _____ _____	_____ _____ _____ _____
	_____ _____ _____ _____	_____ _____ _____ _____
	_____ _____ _____ _____	_____ _____ _____ _____
	_____ _____ _____ _____	_____ _____ _____ _____

- 2 決定した解決策(ルール)を書いてみよう。

_____ _____ _____ _____ _____
---

3年( )組( )番 氏名 \_\_\_\_\_

マンションの問題を解決しよう！

1 解決策（ルール）について評価してみよう。

A：はい B：どちらでもない C：いいえ

	ルール評価の項目	評 価 結 果	B か C に を 付 け た 理 由
1	誰が読んでも同じように読み取ることができる。	A B C	
2	解決策を決定する過程でみんなが参加している。	A B C	
3	自分の置かれている立場が替わっても、受け入れることができる。	A B C	
4	マンション問題を解決するという目的を実現するのに適切な手段である。	A B C	

2 1で評価した解決策（ルール）をあなたは受け入れられますか。その理由も書いてください。

_____ _____ _____ _____ _____
---

3 1で評価した解決策（ルール）をあなたは守りますか。その理由も書いてください。

_____ _____ _____ _____ _____
---

4 新しい入居者が入ってくるなど、このルールが適用できないような新たな問題が発生したらどうしますか。

_____ _____ _____ _____ _____
---



## 私法と消費者保護に関する教材

### 第1 「私法と消費者保護」の単元設定の趣旨

#### 1 法教育における「私法と消費者保護」の学習の必要性

「私法と消費者保護」の単元は、「個人と個人の間を規律する私法分野について、学習機会の充実を図る。その際には、日常生活における身近な問題を題材にするなどの工夫をして、契約自由の原則、私的自治の原則などの、私法の基本的な考え方について理解させるとともに、企業活動や消費者保護などの経済活動に関する問題が法と深くかかわっていることを認識させる」(報告書第3の1(2)イ)ことを目指すものである。

こうしたねらいを踏まえ、本教材では、中学校社会科公民的分野で扱われる市場における商品の売買と消費者保護について私的自治の原則からとらえさせるものとした。

#### 2 「私法と消費者保護」に関する学習指導要領や教科書の記述

##### (1) 学習指導要領の内容

要領では、大項目「(1) 現代社会と私たちの生活」の中項目「イ 個人と社会生活」で、「社会生活における取決めの重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる」と記されており、また、「解説」には、「個人と社会とのかかわりについての見方や考え方の学習の成果は、以後の学習の基礎となるものであり、具体的、体験的な事例を取り上げ、課題追究的な学習を行うなどの工夫を行い、確実に身に付けさせることが必要」とされている。次に、大項目「(2) 国民生活と経済」の中項目「ア 私たちの生活と経済」では、私的活動領域である市場経済の基本的な考え方を学ばせるようになっている。この学習では、市場における商品の売買が取り上げられるが、本教材では生徒の身近な経済活動である商品の購入について、大項目(1)の中項目イの学習の成果を踏まえ、対等な個人が自由な意思に基づきながら行う契約という観点から改めてとらえ直させ、市民社会における自由と責任を考えさせるようにしている。その上で、市場の働きにゆだねることが難しい問題として扱われる、大項目(2)の中項目「イ 国民生活と福祉」の「消費者の保護」の学習と関連させるようにしている。その際、「消費者保護行政を中心に取り扱うこと」(要領「内容の取扱い」)に留意して、本教材では、消費者基本法(旧消費者保護基本法)や消費者契約法も含めて取り扱うようにしている。また、技術・家庭科の家庭分野で行われる、「消費者保護」の学習と連携することができるように指導計画を作成し、消費者教育の内容を充実させることも視野に入れている。

##### (2) 教科書の記述

私的自治の原則を示す法として民法があるが、教科書では、民法は、「平等権」に関連させて家族に関する法律として記述されたり、巻末に資料として記載されていることが多い。私法自治の原則は、法との関連ではなく、契約という行為に関連させて教科書に記述されており、例えば、消費者保護などに関連して記述した教科書がある。

### 第2 単元

大項目	「(2) 国民生活と経済」
中項目	「ア 私たちの生活と経済」 「イ 国民生活と福祉」

- 1 小単元 「私的自治の原則」(3時間：第1プラン)の構成
  - 第一時 「契約成立の要件」
  - 第二時 「契約が解消できるとき，できないとき」
  - 第三時 「私的自治の原則」
 小単元 「経済活動と消費者保護」(3時間：第2プラン)の構成
  - 第一時 「契約とは何だろう」
  - 第二時 「契約が解消できるとき，できないとき」
  - 第三時 「契約が解消できる特別な場合」

第1プラン又は第2プランを選択的に利用することを想定している。

## 2 単元の目標

身近な経済活動に対する関心を高めるとともに，具体的な事例を通じて，契約成立の要件や，いったん成立した契約が例外的に解消できる場合について理解させる。

契約は，対等な個人の自由な意思に基づいて結ばれ，その結果，法律上の権利と義務が発生することを理解させる。

消費者が不利な条件のもとで契約を結んだ場合，後に契約を解消できる仕組みをつくるなど，国や地方公共団体が消費者を保護するための施策を実施していることを理解させる。

## 3 単元の位置付け

「私法と消費者保護」の単元は，必修教科である中学校社会科公民的分野で実施する。通常，消費者保護の授業は1時間程度の扱いが一般的だが，この単元は，経済活動を対等な当事者間での契約を中心にとらえさせた上で，対等ではない立場の間で結ばれた契約の事例を素材に消費者保護の問題を考えさせるなど，先の二つの中項目を関連させた学習を展開させるため，全体で3時間の扱いとした。

また，第1プランにおいては，法律実務家などを外部講師として招き，生徒との対話を通じて，私的自治の原則について，より深い理解を得させるような指導計画とした。

## 4 単元の指導計画

### (1) 「私的自治の原則」の概要

#### ア 第一時 「契約成立の要件」

第一時の授業では，「契約成立の要件」というテーマのもと，契約について考える。具体的には，物の売買契約を結んだと想定して，その契約書を作成する活動を行い，契約成立の要件を理解する学習が行われる。

実際の学習の流れは次のようになる。

プロ野球選手の契約金などを例に，日常生活でも「契約」という言葉が使われていることを確認する。

物の売買契約を結んだと想定して売買契約書を書く。

日常行っている商品の売買も契約であることを確認する。

契約書を作成する意義を確認する。

イ 第二時 「契約が解消できるとき，できないとき」

第二時の授業では、「契約が解消できるとき，できないとき」というテーマのもと，契約が成立した場合には，原則として契約は解消できないが，例外的に，様々な事情により契約が解消できる場合があることを学習する。具体的には，一方の当事者が契約の解消を望む状況に至ったと想定し，第一時の授業で結んだ契約が，例外的に解消できる場合に当たるか，また，その理由は何かをワークシートにまとめる学習が行われる。

実際の学習の流れは次のようになる。

契約の解消を望む状況を確認する。

契約を解消できるか，できないかを考える。

契約を解消できる，できない理由を考える。

契約を解消できる，できないを決定する基本的な考え方をまとめる。

ウ 第三時 「私的自治の原則」

第三時の授業では、「私的自治の原則」というテーマのもと，外部講師として法律実務家などを招き，第二時で学習した，契約を解消できる，できない事例について，法的な側面から学習するとともに，日常の消費活動の中で，生徒が持つ疑問も合わせて解説を受け，私的自治の原則やその例外としての消費者保護などをまとめる学習が行われる。

実際の学習の流れは次のようになる。

契約成立の要件を確認する。

契約を解消できる場合の理由を確認する。

日常の消費活動の中での疑問などを確認する。

消費者が不利な条件のもとで契約を結んだ場合，消費者保護の観点から国・地方公共団体が，このような契約を解消できる制度を設けたり，苦情を相談する場所を置いたりしていることをまとめる。

(2) 「経済活動と消費者保護」の概要

ア 第一時 「契約とは何だろう」

第一時の授業では、「契約とは何だろう」というテーマのもと，契約が成立する要件について考える。具体的には，物の売買契約を結んだと想定して契約書を作成する活動を行い，契約成立の要件をまとめる学習が行われる。

実際の学習の流れは次のようになる。

日常行っている商品の売買が契約であることを確認する。

物の売買契約を結んだと想定して契約書を作成する。

売買契約の成立の要件を確認する。

イ 第二時 「契約が解消できるとき，できないとき」

第二時の授業では、「契約が解消できるとき，できないとき」というテーマのもと，契約が成立した場合には，原則として契約は解消できないが，例外的に，様々な事情により契約が解消できる場合があることを学習する。具体的な内容や学習の流れは，第2の4(1)イと同様である。

ウ 第三時 「契約が解消できる特別な場合」

第三時の授業では、「契約が解消できる特別な場合」というテーマのもと，契約がいつ

たん成立した後，解消できるのは例外的な場合であり，その一つとして消費者保護が位置付けられることを学習する。具体的には，正しい情報や十分に考える時間を与えていないまま契約を結ぶ状況になったときなどに契約が解消できること，このような契約を解消できる仕組みを国がつくるなど，国や地方公共団体に消費者を保護する役割があることをまとめる学習が行われる。

実際の学習の流れは次のようになる。

第一時，第二時の授業を振り返り，契約が成立するための要件を確認する。

契約が解消できる場合の理由を確認する。

日常生活の中で見られる契約解消の事例を調べる。

消費者が不利な条件のもとで契約を結んだ場合，消費者保護の観点から国・地方公共団体が，このような契約を解消できる制度を設けたり，苦情を相談する場所を置いたりしていることをまとめる。

### 第3 単元の指導計画

#### 1 私的自治の原則（第1プラン）

##### (1) 第一時 「契約成立の要件」

	学習内容	学習活動（教師の指示・発問と生徒の予想される答え）	指導上の留意点
導入	契約	<p>契約とは何だろうか。</p> <p>契約の意味について考える。</p>	辞書の定義を引用することも考えられる。日常で用いられている例を挙げる（プロ野球選手の契約金等）。
展開	意思の合致による契約の成立	<p>今日は、売買契約書を作成してみましょう。</p> <p>二人一組で売買契約書（ワークシート2）を作成する。 売主・買主，売買する物，売買条件を決定する。 契約書の作成手順について説明する。</p> <p>ここにホットドックがあります。このホットドックを買った時の場面を想像してください。これは実は契約です。他にもコンビニで、何かを買う時や，出前や宅配ピザを電話で注文する時なども契約です。意外に日常的な普通の行為ですね。</p> <p>ホットドックを購入するに当たって，通常の行為（注文する，代金を払う，物を受け取る）を確認し，買う意思と売る意思が合致して，契約が成立していることを確認する。</p>	<p>作業の手順について，混乱が起きないように説明しておく。 机間指導しながら，他のグループにも参考になる内容があればクラス全体に伝える。</p> <p>契約が，日常的な行為であることに気付かせる。 コンビニでの買い物，宅配ピザの注文等の事例を挙げてもよい。</p>
まとめ	契約書作成の意義	<p>今回は，二人一組で，物を売り買いして契約書を書いてもらいましたが，なぜ，契約書を書くのでしょうか。</p> <p>双方の意思，契約の内容について正確に確認するために契約書を作成する場面があることを理解する。</p> <p>いくつかの組が作成した売買契約書の内容を発表する。 発表の内容を参考にしながら，さらに作業を進める。</p>	作成した売買契約書を回収しておく。

##### (2) 第二時 「契約が解消できるとき，できないとき」

	学習内容	学習活動（教師の指示・発問と生徒の予想される答え）	指導上の留意点
導入		第一時で作成した，売買契約書を返却する。	第一時に回収した売買契約書を返却する際，資料A，Bのうち一つ及びC，Dのうち一つをそれぞれ添付しておく。
展開	契約が解消できる，できない場合及びその理由	<p>1時間目で売買契約を結びましたが，今，皆さんに配ったカードに書いてあるハプニングが起こった場合に，この契約は解消できるでしょうか，できないでしょうか。</p> <p>ワークシート3-1，3-2に結論と理由を記載する。</p>	



展 開		<p>契約が解消できるか、できないか、また、その理由は何か、他の人と話し合いながら考えてみましょう。</p> <p>同じハブニングカードを選択した二人一組のグループが集まり、二つのグループをつくる。二種類のカードがあるので、全体で四つのグループをつくる。</p> <p>再編したグループにおいて、二人一組のグループで考えたハブニングカードの対応についての意見を発表し合う。</p> <p>他のグループとの意見交換をした中で、分かったことや、考えたこと、疑問点などをワークシート3 - 3にまとめる。</p> <p>他のグループの意見を聞いて、自分の意見を修正する場合には、ワークシート3 - 4, 3 - 5に記入する。</p>	
ま と め		<p>次の授業では、日ごろから契約を取り扱っているゲストの先生が来ますので、質問したい点があればまとめておきましょう。</p>	

### (3) 第三時 「私的自治の原則」

	学習内容	学習活動（教師の指示・発問と生徒の予想される答え）	指導上の留意点
導 入		<p>今日は、ゲストの先生に来てもらいましたので、契約について解説してもらいましょう。</p> <p>法律実務家など（弁護士・司法書士・国民生活センター相談員等）を外部講師として招き、意見交換を行い、これまでの学習活動で出てきた疑問点や解決策についてのアドバイスを受ける。</p>	<p>授業前に、第二時の四グループごとの座席にするように指示しておく。</p>
展 開	<p>契約の成立</p> <p>消費者保護法の趣旨</p>	<p>ゲストの先生には、以下の内容を生徒に解説していただく。</p> <p>意思が合致した場合に、契約が成立すること。</p> <p>ハブニングカードの内容が起こった場合に契約が解消できるかどうか及びその理由</p> <p>意思が合致して、契約が成立した場合には、原則として解消できない。契約により法律上の権利と義務が発生する。</p> <p>他方、契約を結んだ意思が不完全な（瑕疵がある）場合には、契約を解消できる場合がある。</p> <p>さらに、対等ではない立場の間における契約について、弱い立場にある消費者が、不利益を受けるような場合には、一定の場合に、国や地方公共団体が、消費者の利益を保護するための施策を行うことがあり（消費者基本法（旧消費者保護基本法））、そのような観点から消費者保護のための特別の立法を行って消費者を保護している（消費者契約法等）。</p> <p>法律は常識的なものであること。 に気付かせる。</p>	<p>教師は授業のコーディネートをを行い、各グループでの進行状況や話し合いの状況をチェックする。</p>
ま と め		<p>契約について、分かったことは何でしょうか。</p> <p>市民社会において、意思が合致して結ばれた契約には、法律上の権利と義務が発生し、原則として守らなければならないこと。</p> <p>例外的に契約を解消できる場合があること。</p>	

## 2 経済活動と消費者保護（第2プラン）

### (1) 第一時 「契約とは何だろう」

	学習内容	学習活動（教師の指示・発問と生徒の予想される答え）	指導上の留意点
導入	<p>日常の消費活動と契約</p> <p>契約の具体例</p>	<p>契約とは、どういうことを言うのか考えてみよう。</p> <p>ワークシート1を配る。 次の場合、契約が結ばれたといえるだろうか。 携帯電話でピザを注文する。 本を予約する。 電車に乗るために切符を買う。 契約とは、売る意思と買う意思が合致したときに成立するので、どの事例も契約が結ばれたと言える。</p>	<p>生徒にとって身近な消費活動の事例を取り上げる。</p>
展開	<p>契約成立の要件</p>	<p>売買契約書を書いてみよう。</p> <p>ワークシート2を配る。</p> <p>これから隣同士二人一組となって、物の売り買いをし、売買契約書を書いてみましょう。例えば、私が、この時計を 円で売りますというとき、売るとき、買うときの条件を売買契約書の条件欄に書きます。</p> <p>商品の説明、契約条件を明確にしておく。 売るとき、買うときの契約条件を確認する。 二人一組になっているペアごとに契約内容を発表する。 売買契約の要素は、目的物の特定と代金であり、この点について意思が合致すれば契約は成立し、その他の条件は付随的なものであることを確認する。 契約が成立するのは、次のどの時点だと思うか。 A 契約書に印鑑を押すとき、サインしたとき。 B 双方が、「売る」「買う」と合意したとき。 C 売買することが明記された日付けから。</p> <p>答は、「B」となる。</p>	<p>何を作業するのか明確に指示を出す。</p>
まとめ	<p>契約自由の原則</p>	<p>契約とは何か、契約の原則を確認してみましょう。</p> <p>自分の自由な意思で商品・価格の選択を行い、対等な立場で売り買いを行うということを約束した以上、それを守るべき責任がある。お互いが売る買うことに合意して意思が合致したときに契約が成立する。</p> <p>今日の授業の感想を書きなさい。</p>	<p>できるかぎり平易な言葉を用いて、生徒の日常生活における消費活動の多くが契約であること、経済活動は契約する自由と、これに伴う責任に裏付けられていることを説明する。</p> <p>作成した売買契約書を回収しておく。</p>

### (2) 第二時 「契約が解消できるとき、できないとき」

	学習内容	学習活動（教師の指示・発問と生徒の予想される答え）	指導上の留意点
導入	<p>契約成立の要件の確認</p>	<p>契約が成立するのはどのようなときでしたか。</p> <p>売る意思と買う意思が合致したとき。</p>	<p>第一時で作成した契約書を返却しておく。</p>
展開	<p>契約が解消できる、できない場合及びその理由</p>	<p>新しい状況が生まれたとき、契約は解消できるだろうか。</p> <p>A 同じ物を他店で安く売っていたことが分かったとき。 B 家に帰ったら母が同じものを買っていてくれたことが分かったとき。</p> <p>契約の内容を確認し、売る意思、買う意思が合致した後、資料のAとBの状況になったとき、契約は解消できるだろうか。</p>	<p>机間指導を適宜行い、話し合いをスムーズに</p>

展 開		<p>グループ内で話し合い，解消できる，できないと考えた理由をまとめる。</p> <p>「考える視点シート」を使って考えをまとめる。</p> <p>次のような状況のときは，契約は解消できるだろうか。</p> <p>C ブランド品と言われて買ったが偽物だと分かった。 D 商品の代金を支払ったのに，品物を渡してくれない。</p> <p>契約の内容を確認し，売る意思，買う意思が合致した後，資料CとDの状況になったとき，契約は解消できるだろうか。</p> <p>グループ内で話し合い，解消できる，できないと考えた理由をまとめる。</p> <p>「考える視点シート」を使って考えをまとめる。</p>	進める。
	民法の原則	<p>契約を解消できる，できないを決めている考え方は何でしょうか。</p> <p>契約が解消できない，できる事例を契約の成立図式を使って再度確認し，契約の原則である民法の基本原則を確認する。</p> <p>AとBについて，自分の一方的な都合だけで契約は解消できない。自分が自由な選択の中で，その商品を選んだのだから十分考えて約束したものは守らなくてはならない。</p> <p>Cについて，十分に考えて約束したのに，考える基本条件が違っている場合には，その約束に拘束されるべきではない。</p> <p>Dについて，相手方が約束を守らないのに，自分だけが約束を守らなければならないというのは公平ではない。</p> <p>契約の原則は，私たちが暮らす社会の常識と同じ原則であることを確認する。</p> <p>なお，想定される生徒からの質問事項は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売買条件に「1週間以内なら契約を解消できる」と記載があった。売買条件は約束だから，約束した範囲（1週間以内）でなら解消できる。</li> <li>・ お店にレシートを持っていくと解消してくれる。 次回も自店で契約してくれることを期待して解消してくれる。これは，お店の方針であり，すべてのお店で解消してくれるわけではないことに留意する。</li> </ul> <p>今日の授業の感想を書きましょう。</p>	<p>ワークシート4の契約図式により視覚的な理解を促す。</p> <p>契約自由の原則を支えるものとして市民社会の常識（みんなで暮らすためのきまりである「民法」）があることに言及する。</p> <p>成立 = 有効に成立した契約は，原則として解消できない。</p> <p>解消 = 意思が不完全な（瑕疵がある）場合などには，契約を解消することができる。</p>

### (3) 第三時 「契約が解消できる特別な場合」

	学習内容	学習活動（教師の指示・発問と生徒の予想される答え）	指導上の留意点
導 入		<p>契約とは何であったか，改めて確認しよう。</p> <p>ある映画の主演の俳優の写真を提示する。</p> <p>4万人の中からオーディションで選ばれました。 1作目，映画会社と1,400万円で出演契約を結びます。 3作目では，3億5,000万円で出演契約を結びました。 映画会社は，彼の俳優としての能力を3億5,000万円で利用し，この俳優は，俳優としての能力を3億5,000万円で提供するという契約が結ばれています。契約が成立していますね。</p>	契約について全員が分かるよう留意する。
展 開	契約成立の要件	<p>契約が成立するのは，どのようなときだったでしょうか。</p> <p>売る意思と買う意思が合致したとき。</p> <p>契約が解消できるのは，どのような場合だったでしょうか。</p>	このように売る意思又

## 消費者契約法の適用

ブランド品だと嘘の説明を受けて買った場合には、偽物だったら買おうとは思わなかったので、買主は契約を解消することができる。

お金を払ったにもかかわらず、商品を渡さないのは、相手が一方的な利益を受け、自分が一方的に不利益を被るので、買主は契約を解消することができる。

この契約（消費者契約法の適用がある特殊な事例）は、解消できるか。

ワークシート5及びカードEを配布し、範読する。

アンケートの電話に答えたら、「景品が当たった」と営業所に呼び出されました。

私は景品のポーチをもらった後、同じ営業所内で開催されているブランド財布の展示会に連れて行かれ、「本来は10万円以上するが、今日なら特別に6万円がいい」と言われました。でも、私には、そんな高い財布を買う意思は、まったくありませんでした。

しかし、似合うなどとほめられつつ熱心に勧められ、断りきれないまま、3人に囲まれて説明され続けました。私は、「終電も近いので帰りたい」と言うと、「こんなに熱心に勧めたのだから誠意をみせて」と言われ、部屋から出してもらえず、困って、契約してしまいました。まったく不要で高価なものを買ったと後悔するばかりです。私は契約を解消できるでしょうか。

この事例は解消できる。

ブランドの財布は確かに本物だが、この財布を買う（契約する）と言ったのは、この財布が欲しいためではない。

買う（契約する）と言ったのは、終電間近なので、「帰りたい」というと、「こんなに熱心に勧めたのだから誠意をみせて」と言われ、部屋から出られそうもなく、困って契約したためである。

カードEのようなことが起こったときには、どうなるのでしょうか。契約どおりに、売買は行われなくてはいけないのですか。私は、契約を解消してお金を返してもらうことはできるのでしょうか。

契約を解消できる、できないについて、どのような理由でそう思うのかを考え、その理由を発表する。

契約を結ぶときに、成立しているが「困った」「部屋から出られない」という事情がありました。私には、何が十分に与えられていなかったのでしょうか。

十分に考える条件・時間が与えられなかった。

十分に考える時間やチャンスがあり、正しい情報も得られる状況にありながら結んだ契約については、自分勝手な理由で契約を解消することはできない。無責任に契約が解消できることになると、自由な経済活動ができなくなる。

契約をするかどうかの意思決定をするときに、正しい情報が与えられない、十分に考える時間やチャンスが与えられない場合は、特別に契約を解消できるきまり（制度）がある。

私には、十分に考える時間やチャンスが与えられなかった。このような場合、もう一度、冷静に考えるチャンスを与えようとしてつくられたきまり（制度）を何といいますか。

クーリングオフ制度

日常生活の中で経験した事例を問う。

困ったり部屋から出られなくて、商品を買ってしまった場合に、後で、「買います」と言った契約を取り消すことができるように国や地方自治体がつくったきまり（法律）を何といいますか。

消費者契約法

は買う意思が不完全な場合には契約を解消することができる。  
この事例では、買おうと思ったもの（ブランド品）と、実際に引き渡されたもの（偽物）とが異なるから、買う意思が不完全だった（瑕疵があった）と言える。

範読後、再度、事実を図式やカードの内容を板書して、視覚的に確認する（ワークシート5の契約図式を板書しておく）。

先の事例と異なり、買おうと思ったものと、実際に引き渡されたものは異なることを確認する。

部屋から出られないカードを黒板の契約図式に提示する。

困ったカードを黒板の契約図式に提示する。

板書しておいたワークシート5の契約図式を使って説明する。

教科書・資料集の該当ページを、指名して読ませるなどして確認する。

展 開	<p>消費者が、このような苦情を相談する機関として、例えば、どのようなものがありますか。</p> <p>国民生活センターや消費生活センターのパンフレットやホームページ等視覚映像などの資料を見て、具体的な活動について知る。</p> <p>これらが、各地方公共団体にあり、実際に機能するように決めたまきり（法律）を何といいますか。</p> <p>消費者基本法（旧消費者保護基本法）</p>	
ま と め	<p>これまでの時間を振り返って、契約についてまとめてみよう。</p> <p>身の回りのあらゆる場面に、契約という法的な行為があること。 私たちが、生活している経済社会は、契約などの法的な行為の上に成り立っている。 日常生活の様々な契約は、対等な個人が自由な意思に基づきながら行う。 お互いに自由な経済活動ができるためには、お互いに契約を守る責任がある。 十分に考える時間やチャンスがあり、正しい情報も得られる状況にありながら結んだ契約については、自分勝手な理由で契約を解消することはできない。 無責任に契約を解消できることになると、自由な経済活動ができなくなる。 このように契約自由の原則は、自由で公正な社会生活を営む上でごく常識的なものである。 契約をするかどうかの意思決定をするときに、消費者など弱い立場の人間が正しい情報や十分な時間・チャンスが与えられずに契約を結んだ場合、契約が解消できる仕組みや契約について相談できる仕組みを国や地方公共団体が設けている。</p>	

カード A

私はA君から、「その物」を買った後新品の同じものが、近くの店で安く売られていることを発見した。

そこで、私は、A君との契約を解消して、A君に支払ったお金を返してもらいたいと思っている。

私は、契約を解消して、お金を返してもらおうことができるでしょうか。

カード B

私がA君から、「ある物」を買った後、家に帰ると、お母さんが、「A君から買ったある物と同じ物」を買ってくれていた。

私としては、同じ物は必要ないのでA君との契約を解消して、A君に、「ある物」を返して、支払ったお金を返してもらいたいと思っている。

私は、契約を解消して、お金を返してもらおうことができるでしょうか。

カード C

私はA君から、「××は有名なブランド製である。」とウソの説明をされて、これを信用して買った。

後日、それはニセモノであることが判明した。

私は、ニセモノならいらないので、契約を解消して、代金を返してもらいたいと思っている。

私は、契約を解消して、お金を返してもらおうことができるでしょうか。

カード D

私は、商品の代金を支払ったのに、A君は約束の日が過ぎても、いつも、「今日は都合が悪いから」と言って、商品を引き渡してくれない。

そこで、私は、契約を解消して、代金を返してもらいたいと思っている。

私は、契約を解消して、お金を返してもらおうことができるでしょうか。

## カード E

アンケートの電話に答えたら、「景品が当たった」と営業所に呼び出されました。

私は景品のポーチをもらった後、同じ営業所内で開催されているブランド財布の展示会に連れて行かれ、「本来は10万円以上するが、今日なら特別に6万円がいい」と言われました。でも、私には、そんな高い財布を買う意思は、まったくありませんでした。

しかし、似合うなどほめられつつ熱心に勧められ、断りきれないまま、3人に囲まれて説明され続けました。私は、「終電も近いので帰りたい」と言うと、「こんなに熱心に勧めたのだから誠意をみせて」と言われ、部屋から出してもらえず、困って、契約してしまいました。

まったく不要で高価なものを買ったと後悔するばかりです。

私は契約を解消できるでしょうか。



## 考える視点シート

契約を解消できるのか，できないのか

は，次の2つの視点から考えてみましょう。

### 1 契約は約束

だから原則として契約は守らなければならない。  
では，契約を解消できるのはどのような場合か。  
契約とは何と何の約束かを分析してみよう。

A君：      を売る。      私： × × 円を支払う。  
契約とは，この2つの意思（考え・思い）が合致した約束。

とすると ... 契約した時点で，どちらかの意思が不完全であれば，意思が合致しないので契約は解消できることになる。

### 2 契約を守らせるか，それとも契約の解消を認めるか。

契約を守らせるか，それとも契約の解消を認めるかは，契約当事者の利益状況を分析して判断する。

契約の解消を認めると得する人は誰？  
契約の解消を認めると損する人は誰？

どちらの利益を保護するほうが公平かを考えてみよう。

3年( )組( )番 氏名

---

1 次の場合、契約が結ばれたといえるだろうか。

- (1) 携帯でピザを注文する。
- (2) 本を予約する。
- (3) 電車に乗るため切符を買う。

2 契約が成立するのは、次のどの時点だと思えますか。

- A 契約書に印鑑を押すとき、サインしたとき。
- B 双方が、「売る」「買う」と合意したとき。
- C 売買することが明記された日付けから。

答 ( )

3 感想

<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
---

# 売 買 契 約 書

この契約は、あくまで授業のための架空の契約であり、実際の効力はないものとする。

売り主 \_\_\_\_\_ (以下「甲」という。)と

買い主 \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)は、

甲が所有する \_\_\_\_\_ について、以下に定める売買条件で

売買契約を結んだ。

売買する品物の説明

売買条件



年 月 日

売り主(「甲」)3年 組( )番 \_\_\_\_\_ 印

買い主(「乙」)3年 組( )番 \_\_\_\_\_ 印

3年( )組( )番 氏名 \_\_\_\_\_

ペアの相手は 3年( )組( )番 氏名 \_\_\_\_\_

1 カード  のような場合，私は契約を解消できるだろうか。

できる( )                      できない( )

2 どのような理由で，「できる」又は「できない」と思うのですか。

---

---

---

3 他のペアの意見を聞いて，新たに気付いたことや疑問に思ったことを書きましょう。

---

---

---

4 他のペアの意見を聞いてみて，あなたの意見はどちらになりましたか。

解消できる( )                      解消できない( )

5 どのような理由で，「できる」又は「できない」と思うのですか。

---

---

---

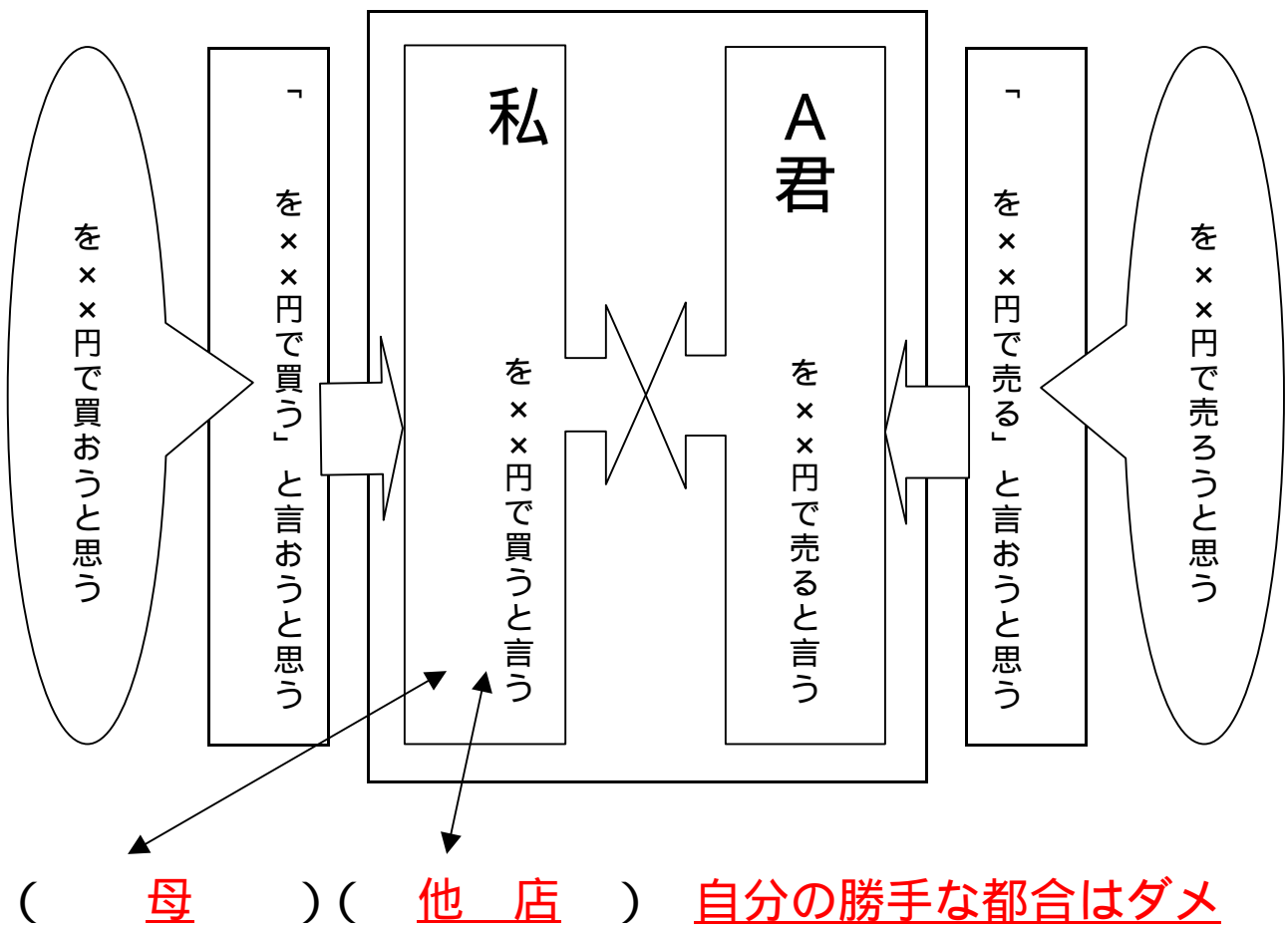
3年( )組( )番 氏名

1 契約とは何だろう

( ) を ( <u>××円</u> ) で ( <u>買う</u> )
二人の ( <u>意思</u> ) が ( <u>合致</u> ) したとき

2 契約を解消できないとき

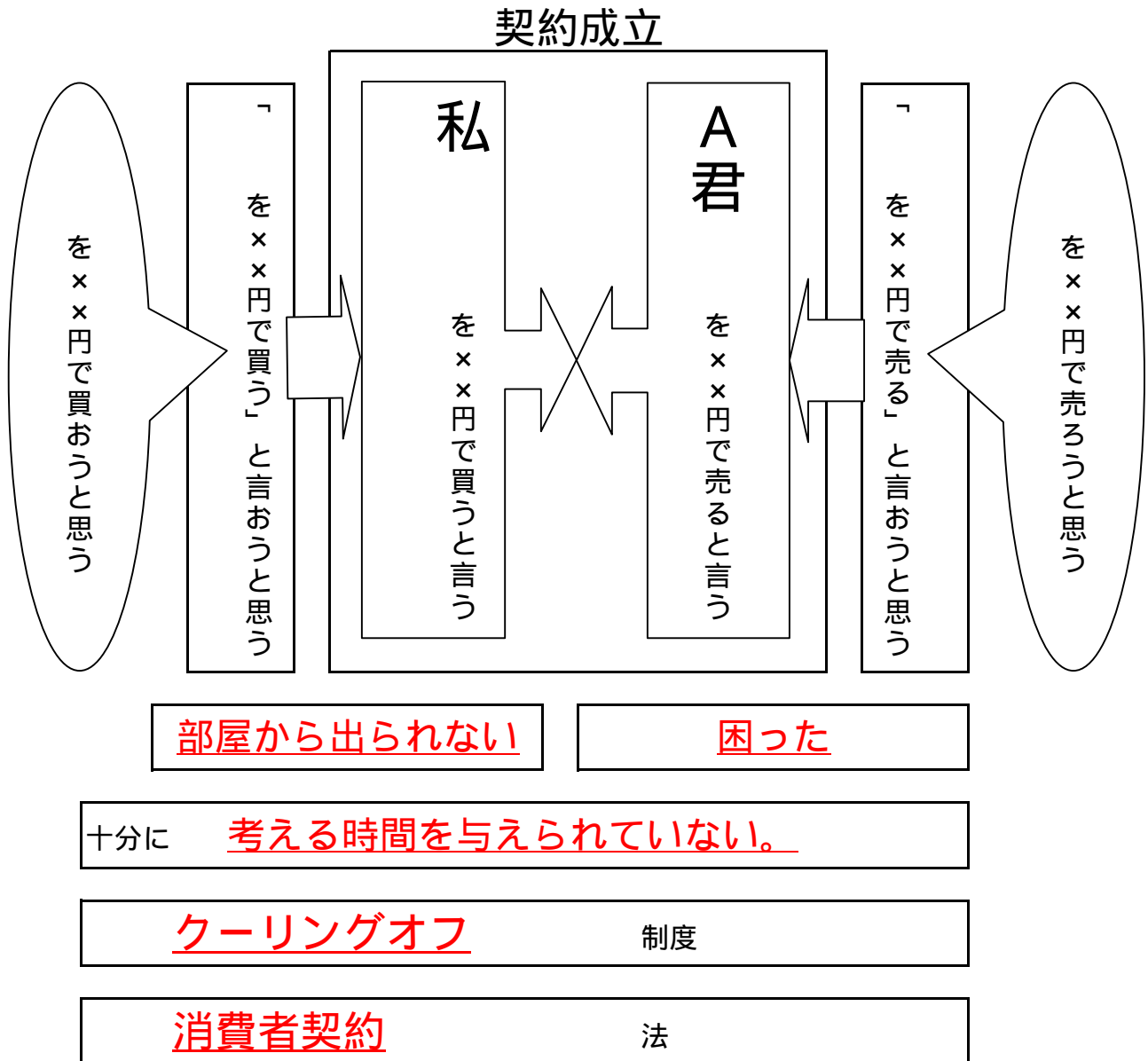
契約成立



(注) 実際の授業では下線部分を生徒に記載させる。

1 カードEのような場合は契約を解消できるでしょうか。

解消できる ( ) 解消できない ( )



(注) 実際の授業では下線部分を生徒に記載させる。



## 「憲法の意義」に関する教材

### 第1 「憲法の意義」の単元設定の趣旨

#### 1 法教育における「憲法の意義」の学習の必要性

「憲法の意義」の単元は、「一人ひとりの人間が、かけがえのない存在として相互に尊重されるべきであること及び自律的かつ責任ある主体として自由で公正な社会の運営に参加していく必要があることを認識させるとともに、それに必要な資質や能力をはぐくむために、個人の尊厳、国民主権あるいは法の支配などの憲法及び法の基礎にある基本的な価値や国と個人との関係の基本的な在り方について、一層理解を深めさせる」(報告書第3の1(2)ウ)ことを目指すものとして位置付けることができる。この「個人の尊厳や法の支配」などの憲法及び法の基本原理について、司法制度改革審議会意見書 第2の1では、「法の下ではいかなる者も平等・対等であるという法の支配の理念は、(中略)司法の在り方において最も顕著に現れていると言える。それは、ただ一人の声であっても、真摯に語られる正義の言葉には、真剣に耳が傾けられなければならない、そのことは、我々国民一人ひとりにとって、かけがえのない人生を懸命に生きる一個の人間としての尊厳と誇りに関わる問題であるという、憲法の最も基礎的原理である個人の尊重原理に直接つらなるものである。」と述べられている。

「憲法の意義」の単元においては、法教育が目指す「自由で公正な社会」の理念・原理となっている個人の尊厳と法の支配について取り上げ、その内容について適切に理解させることが求められている。

#### 2 「憲法の意義」に関する学習指導要領や教科書の記述

##### (1) 学習指導要領の内容

「憲法の意義」について、要領では、大項目「(3) 現代の民主政治とこれからの社会」の中項目「ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」で取り上げられる。この大項目のねらいには「民主主義の基礎には個人の尊厳と人権の尊重という考え方があること、また、自らが自らを治めるといふ民主政治の基本となる考え方は、現代の国家においては国民によって選出された代表者が治めるといふ代表民主制の仕組みに反映されていること」(解説)を理解させることがあげられている。また、中項目においては、「法の意義に着目させ、民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解」させるとし、「民主的な社会における法は、国民生活の安定と向上を目指し、国民の意思のあらわれとして国民の代表者によって構成されている議会によって制定されるものであり、国や地方公共団体は国民の自由と権利を侵さないようにそうした法の拘束を受けるのである。したがって、ここでは、国民の自由及び権利はこのような法によって守られること、それゆえ、『法に基づく政治』が民主政治の原理となっており、その運営によって恣意的支配を排除しようとしていること、独裁政治や専制政治とは異なるものであることを理解させること」(解説)の重要性を指摘している。本教材は、このような考えを生徒に具体的に理解させるために作成されたものであり、憲法学習において、国民主権と立憲主義という基本的な考え方を理解させるとともに、憲法が、基本的人権の規定と統治機構を主な内容としていることの意義を明らかにしようとするものである。

##### (2) 教科書の記述



憲法学習に関しては、人権の尊重、人権思想、憲法の意義、日本国憲法、三大原則、政治と権力の関係といった要素がある。これらの配列は、大きく二つに分けることができる。一つの配列は、人権の尊重を述べた後で人権思想を説明し、この考えや精神が憲法に結実していること、そして、日本国憲法は、人権思想の内容である人権尊重の精神と国民主権を受け継ぐ一方で、日本独自の平和主義を掲げているというものである。もう一つの配列は、「政治とは何か」から解きおこし、政治には権力が不可欠であること、国の政治の在り方は、誰が権力を握るかによって左右されることを理解させ、人権思想は、専制的な権力に対して、基本的人権の尊重と国民主権を主張し、その内容が憲法に規定されたことを解き明かしている。

本教材による授業の展開は、後者の配列に近いものとなっている。

### 3 「憲法の意義」学習の内容とその理解

法教育のねらいが、自律的かつ責任ある主体として、自由で公正な社会の運営に参加するために必要な資質や能力を養うことであると考えれば、主権を持つ国民は、自らの生活と社会の向上を図るという目標のために、政治に参加するのであるという意識と、憲法が基本的人権を保障し、政治権力の在り方を定めたものであるという認識は重要である。したがって、本教材は、政治と権力の関係、憲法、人権思想、日本国憲法という学習の配列を採用し、できるだけ生徒の生活と関連させながら、民主主義や権力、人権の問題を取り上げ、自らが主権者であるという自覚のもとで、憲法の意義を認識させるように工夫したものである。

この場合、日本国憲法そのものの意義を述べる前に、権力と人権との関連から憲法一般の意義について、民主主義と立憲主義を中心に理解させるような学習が重要である。

本教材では、民主主義を、「みんなのことはみんなで決めること」、立憲主義を、「みんなで決めるべきこと、みんなで決めてはならないことを明らかにすること」と言い換え、こうした概念を生徒の生活と関連付けながら理解させようとしている。さらに本教材では、三権をそれぞれ、「決めて良いことについて誰がどのように決めるのか〔立法権〕」「決めたことを、誰がどのように実行に移すのか〔行政権〕」「決めて良いことと決めてはならないこととの区別が守られているか、決められたことが適切に実行されているかを、誰がどのように判断するのか〔司法権〕」と位置付け、できるだけ平易な言葉で学べるようにしている。

以上の考え方に基づき、憲法とは、主として、「みんなで決めてよいこと、いけないこと」にかかわる基本的人権の尊重と、「みんなで決める仕組み」である統治機構を定めたものであることを理解させるように構成したものである。

## 第2 単元

大項目	「(3) 現代の民主政治とこれからの社会」
中項目	「ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」

### 1 小単元「憲法の意義」(3時間)の構成

第一時 「国の政治の在り方は誰が決めるべきか」

第二時 「みんなで決めるべきこと、みんなで決めてはならないこと」

### 第三時 「憲法とは何か」

## 2 単元の目標

日本国憲法の基本的な考え方や政治の仕組みに対する関心を高め、それを意欲的に追究させる。

民主主義と立憲主義という、現代の民主政治の基本概念を、身近で具体的な例をもとに考えさせ、基本的人権の尊重と政治の仕組みを主な内容としている憲法の意義を理解させる。

自分の考えを持ち、論理的に意見を述べ、討論し、合意を形成することができる能力を育成する。

## 3 単元の位置付け

「憲法の意義」の単元は、民主主義と立憲主義の考えを理解するとともに、これらをもとに憲法が成り立っていることを学習するものであり、この後に続く、「政治単元」の学習の基盤となるものである。日本国憲法や基本的人権の学習においても、国会、内閣、裁判所の学習においても、この民主主義と立憲主義の考えが基礎となっている。したがって、本単元は、要領の大項目「(3) 現代の民主政治とこれからの社会」の中項目「ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」の最初に位置付けた。

## 4 単元の指導計画

### 「憲法の意義」の概要

#### (1) 第一時 「国の政治の在り方は誰が決めるべきか」

第一時の授業では、「国の政治の在り方は誰が決めるべきか」というテーマのもと、国の政治のあり方を決定する主体は誰か、ということについて事例を取り上げて考察する。

実際の学習の流れは次のようになる。

身近な生活の中に政治が関係しているものを取り上げる。

「ある特定の人」だけが、政治の在り方を決めた場合の問題点を考える。

問題が起こらないようにするためにはどうすればよいか考える。

政治の在り方を、みんなで決めることが民主主義の基本であることを学ぶ。

#### (2) 第二時 「みんなで決めるべきこと、みんなで決めてはならないこと」

第二時の授業では、「みんなで決めるべきこと、みんなで決めてはならないこと」というテーマのもと、クラスが集団として決定を行う事例を取り上げ、「みんなで決めるべきこと」と「みんなで決めてはならないこと」とは何かを考え、その上で、国の政治ではどのように考えればよいかを追究する。

実際の学習の流れは次のようになる。

みんなで何かを決定しなければならないとき、どのような方法があるかを考える。

多数決という決定方法を取り上げ、クラス内で、多数決で決めてよいことと、決めてはいけないことにはどのようなものがあるかを考える。

国の政治において、「みんなで決めるべきこと」と「みんなで決めてはならないこと」について考える。

#### (3) 第三時 「憲法とは何か」

第三時の授業では、「憲法とは何か」というテーマのもと、憲法は、「みんなで決めてよいこと、いけないこと」に関することと、「みんなで決める仕組み」に関することを定めたものであることについて学習する。

実際の学習の流れは次のようになる。

生徒が各自で、「憲法」の定義について考える。

「憲法」とは、「みんなで決めてよいこと、いけないこと」に関すること（＝基本的人権の尊重）と「みんなで決める仕組み」に関すること（＝統治機構）を定めたものであることを確認する。

日本国憲法では、「みんなで決めてよいこと、いけないこと」に関することと、「みんなで決める仕組み」に関することについて、どのように定めているかを確認する。

### 第3 単元の指導計画

#### 1 第一時 「国の政治の在り方は誰が決めるべきか」

	学習内容	学習活動（教師の指示・発問と生徒の予想される答え）	指導上の留意点
導入	生活と政治との関連	<p>私たちの生活の中で、政治に関連していると思われるものを挙げてみましょう。</p> <p>学校、教師、教科書、道路、信号機など、政治に関係していることが身近な生活に多くあることをつかむ。</p>	生徒にとって気付きにくい問題であるため、いくつかの事例（教科書、私鉄の運賃など）を挙げ、それらが政治に関係するかどうかを考えさせると良い。
展開	国の政治の在り方の決め方	<p>国の政治の在り方は、誰が決めるべきでしょうか。</p> <p>かつて、どこの国においても、国の政治の在り方は、「ある特定の人」が決めていたが、どうして彼らは国の政治の在り方を決めることができたのでしょうか。</p>	<p>「ある特定の人」という言葉の意味は漠然としたままにしておく。</p> <p>「権力」と「権威」という言葉は、教師から提示しなくてはならない場合もあると思われる。</p> <p>状況に応じて合理的ではない条件で指名したり、ルールを決めたりさせる。</p> <p>「ある特定の人」の政治がすべて悪い結果を及ぼす訳ではないことにも必要に応じて言及する。</p>
	権力と権威とは何か  「ある特定の人」による政治の問題点	<p>力を持っていたから（軍事力、経済力） 「ある特定の人」が権力（人を強制させる力）を持っていたから。 みんながそのことを認めていたから 「ある特定の人」が権威（人を強制させる精神的な力）を持っていたから。</p> <p>現在の日本において、「ある特定の人」が、国の政治の在り方を決めるべきでしょうか。</p> <p>クラス内で「ある特定の人」を2、3人、教師の決めた条件に基づいて指名する。</p> <p>あなた方は権力と権威を持ち各自の意思が国の政策となるとしたとき、あなたの夢や願いを実現するためにどのようなルールを決めますか。</p> <p>他の生徒は、国民の立場から、これらのルールが妥当かどうかを、その理由とともに検討する。</p> <p>「ある特定の人」が、国の政治の在り方を決定すると、「おかしなルール」になってしまうことも多い。それはなぜかを話し合ってみましょう。</p> <p>A 「ある特定の人」の決め方がおかしい。 B 特定の利害関係者に有利なルールにしてしまう。 C 悪意は無いものの、全体の利害関係が反映されない。</p> <p>こうした問題が起こらないようにするにはどうしたらよいでしょうか。</p> <p>A 国の政治の在り方を決めるべき人をどのように決めるかを、みんなで決めるべきではないか。 B 特定の人での決定ではよくない。 C 特定の人だけではなく、みんなが決定に加わらなくてはならない。 みんな（国民）が国の政治の在り方を決める力を持つべきである。（＝国民主権）</p> <p>民主主義 国の政治の在り方はみんなで決めるべきである。（＝民主主義）</p>	
まとめ	民主主義を支える考え方  個人の尊重	<p>それでは、みんなで物事を決めていくには、何が必要でしょうか。</p> <p>「みんな」と一概にいても、実は、一人ひとり意見が違うことを理解すること。</p> <p>「自分」とは異なる意見や利害を持つ「他人」が存在することを十分に理解すること。</p>	<p>生徒の意見を拾いつつ教師がまとめていく。</p> <p>各自が、異なる意見や利害を持つことを実感させる例を挙げると良い。</p>

まとめ	議論の必要性 「みんなで決める」ことの意味	「自分」と「他人」と一緒に政治の在り方を決めていくには、お互いに意見や利害を明確に主張し、議論しなくてはならないこと。 「自分」のこととともに「他人」のことを考えて決めるということが、「みんなで決める」ということであること。
-----	--------------------------	---

## 2 第二時 「みんなで決めるべきこと、みんなで決めてはならないこと」

	学習内容	学習活動（教師の指示・発問と生徒の予想される答え）	指導上の留意点																					
導入	いろいろな決め方  集団の意志の決定 多数決	<p>みんなで何かを決めるときの方法には、どのようなものがあるでしょうか。</p> <p>くじ、あみだくじ、じゃんけん、多数決、全員一致</p> <p>集団の意志をみんなで決める最善の方法は何でしょうか。</p> <p>多数決</p>	多数決以外にも、全員一致や話し合いによる合意で決めることもある。																					
展開	<p>みんなで決めるべきこと、決めるべきではないこと</p> <p>みんなで決めるべき理由</p> <p>決めたことを守る責任</p> <p>みんなで決めるべきではないものとその理由</p> <p>みんなで決めてはならないこと</p>	<p>みんなで決めるべきこと、決めるべきではないことについて考えてみましょう。</p> <p>次にあげることは、基本的にはクラスみんなで多数決によって決めるべきことが、決めるべきではないことかを考えてみましょう。</p> <p>（例）</p> <table border="0"> <tr> <td>A</td> <td>移動教室のキャンプファイヤーでのクラスの出し物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>クラスの生徒一人ひとりの昼休みの過ごし方</td> <td style="text-align: right;">×</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>教室の掃除当番の決め方</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>クラスの中で人数の一番多い 部の今年の目標</td> <td style="text-align: right;">×</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>遠足でのバスの座席の決め方</td> <td></td> </tr> <tr> <td>F</td> <td>クラス内の有志が発行している新聞の内容</td> <td style="text-align: right;">×</td> </tr> <tr> <td>G</td> <td>卒業文集に載せるクラス内での今年の十大ニュース</td> <td></td> </tr> </table> <p>A, C, E, Gは、なぜみんなで決めるべきなのでしょう。</p> <p>全員がかかわることであり、一人、または数人で決めてしまっただけでは集団の意見を反映できない。</p> <p>集団内には、個々に異なる意見や考えがあるものの、クラスという集団の意志を決めなくてはならない。</p> <p>したがって、話し合って多数決で決める。</p> <p>みんなで決める。</p> <p>みんなで話し合って多数決で決定したことは、みんなで守らなければならない。</p> <p>B, D, Fは、なぜみんなでは決めるべきではないのでしょうか。</p> <p>基本的には個人の判断にまかされるべきものである。</p> <p>ある集団の意思に関することを他の集団が決めることは不適切である。</p> <p>学級新聞といっても記事の内容は有志が自由に決めるべきことである。</p> <p>みんなで話し合って多数決で決めるといっても、決めてはならないことはないが。A, C, E, Gの場合で考えてみましょう。</p> <p>A クラスの出し物なのに、出演をいやがる特定の人にまかせることをクラスで話し合って多数決で決めても良いか。なぜ良くないのか。</p> <p>C クラスの掃除当番を出席番号の1番から5番までの人が毎日行うということをクラスで話し合って多数決で決めても良いか。なぜ良くないのか。</p>	A	移動教室のキャンプファイヤーでのクラスの出し物		B	クラスの生徒一人ひとりの昼休みの過ごし方	×	C	教室の掃除当番の決め方		D	クラスの中で人数の一番多い 部の今年の目標	×	E	遠足でのバスの座席の決め方		F	クラス内の有志が発行している新聞の内容	×	G	卒業文集に載せるクラス内での今年の十大ニュース		<p>生徒の挙手でクラスの意見の傾向をつかむ。</p> <p>AからGのすべてを使用する必要はない。また、内容も、そのクラスに合ったものにするが良い。</p> <p>ほとんどの項目が、生徒たちの感覚で、すぐに答えられるものであるが、なぜ、そう思うのか、その理由を考えさせることが大切である。</p> <p>既習事項との関連を図りながら、授業を進める。</p> <p>Bについては、個人の判断にまかせるべきことではあるものの無制限ではないことに触れる。</p> <p>生徒の挙手でクラスの意見の傾向をつかむ。</p> <p>ほとんどの項目が、生徒たちの感覚で、すぐに答えられるものであるが、なぜ、そう思うのか、その理由を考えさせることが大切である。</p>
A	移動教室のキャンプファイヤーでのクラスの出し物																							
B	クラスの生徒一人ひとりの昼休みの過ごし方	×																						
C	教室の掃除当番の決め方																							
D	クラスの中で人数の一番多い 部の今年の目標	×																						
E	遠足でのバスの座席の決め方																							
F	クラス内の有志が発行している新聞の内容	×																						
G	卒業文集に載せるクラス内での今年の十大ニュース																							

展 開	個人の尊厳 ・公正さ	<p>E 車酔いしやすいため、前の座席を希望する人を、本人の意思に反して後の座席にさせることを、クラスで話し合って、多数決で決めても良いか。なぜ良くないのか。</p> <p>G いくら「大きな出来事」といっても、個人を傷つけたり、プライバシーを侵してしまうような、個人の尊厳を損なうことを十大ニュースとして取り上げることを、クラスで話し合って、多数決で決めても良いか。なぜ良くないのか。</p> <p>個人の尊厳を否定するもの、少数の特定の集団が不当に不利益を被ることなどは 多数決によって決定すべきことではない。</p> <p>B, D, Fについて、個人やある特定の個人たちにまかせるといっても、プライバシーを侵害したり、少数の特定の集団が不当に不利益を被ることなど、個人の尊厳を否定するようなことは、決めてはならないことであるということを確認する。</p>	<p>A から G のすべてを使用する必要はない。また、内容もそのクラスにあったものにするとう良い。</p> <p>生徒自身でまとめることは難しいと思われる場合は、生徒の発言を汲み取りながら教師がまとめるようにする。</p>
	国の政治における、「みんなで決めるべきこと、決めてはならないこと」	<p>国の政治の在り方を決めるときも、「みんな」で決めるべきことと、「みんな」で決めてはならないことはないか考えてみましょう。</p> <p>次にあげるものから、みんなによって選ばれた代表者が多数決で決めるべきことと、多数決で決めてはならないものを考えさせる。</p> <p>A 政治を批判した人を処罰すること。 B 他人のものを盗んだ人を処罰すること。 C 女性に選挙権を認めないこと。 D 20歳以上の人に選挙権を認めること。 E 政府が国民一人ひとりの職業を適切に決定すること。 F 政府が失業者の求めに応じて職業をあつせんすること。</p> <p>A, C, Eは、国民によって選ばれた代表者といえども、なぜ決めてはならないのでしょうか。</p> <p>A 個人の考えを公表することを禁止することは個人の尊厳を否定するものであり、個人の考えを自由に発表することが民主主義の基本となるから。 C ある特定の「性」だけが不当に不利益を被るから。 E 職業を選ぶことは、個人個人の決定にまかせるべきことだから。</p> <p>みんなで決めてはならないこととはどのようなことでしょうか。</p> <p>個人の尊厳を否定するもの、個人個人の決定にまかせるべきもの、少数の特定の集団が不当に不利益を被ること（プライバシーにかかわること、個人の事情を無視したものなど。）。</p>	<p>第一時に国の政治に関して学習したことを踏まえる。</p> <p>先ほどと同じように、ほとんどの項目が、生徒たちの感覚で、すぐに答えられるものであるが、なぜ、そう思うのか、その理由を考えさせることが大切である。</p> <p>A から F のすべてを使用する必要はない。</p> <p>先ほど学習したクラスのケースと同じことが国の政治レベルでもいえることを確認する。</p> <p>B, D, Fは、なぜみんなで決めるべきことなのかは、後の学習の課題とする。</p>
ま と め			

### 3 第三時 「憲法とは何か」

	学習内容	学習活動（教師の指示・発問と生徒の予想される答え）	指導上の留意点
導 入		<p>憲法って何だろうか。自分なりに定義してみましょう。</p> <p>「憲法とは何か」について、自分の考えを書く。 国のきまり、国民の守るべき規則、国の最高のきまりなど。 何人かが、自分の考えを発表する。</p>	自分の考えを自由に書かせる。
	憲法の意義	憲法って何だろう。	

展 開	民主主義	<p>憲法とは、以下のことを定めたものであることを理解する。</p> <p>一つは、1時間目に学習した、国の政治の在り方はみんなで決めようということ。</p> <p>もう一つは、2時間目に学習した国民によって選ばれた代表者といえども、みんなで多数決によって決めてはならないことがあるということ。</p>	<p>これから学習する内容を、1, 2時間目の学習事項と関連させながら、憲法の意義を論理立てて説明することが大切である。</p> <p>司法の内容は、これがすべてではないことに留意する。</p>
	個人の尊厳 基本的人権 の尊重	<p>とは個人の尊厳にかかわること = 基本的人権にかかわること。</p> <p>国民一人ひとりの基本的人権は尊重されなくてはならず、国民みんなが、多数決によってその人権の核心を制約してはならない。</p> <p>国の政治の在り方に関して、みんなで決めるべきこと。</p> <p>の個人の尊厳（基本的人権の尊重）を守りながら、の「みんなで決める」という民主主義の考えを実行していくための制度。</p> <p>この制度が三権分立である。</p>	
	立法権 行政権 司法権	<p>A 「決めて良いことを、誰がどのように決めるのか」</p> <p>B 「決めたことを、誰がどのように実行に移すのか」</p> <p>C 「決めて良いことと決めてはならないこととの区別が守られているか、決められたことが適切に実行されているかを、誰がどのように判断するのか」</p>	
	国民主権	<p>国民が代表者を選び、選ばれた代表者が決定を下して政治を行っていく前に、国民がその国の政治の在り方を決める最終的な権限があるという国民主権を宣言し、それに基づいて、国民が ~ の内容を文章で表した憲法を定め、選ばれた代表者といえども、この憲法に従わなくてはならないこととした。</p>	
	立憲主義	<p>日本国憲法も、本当に、こういう仕組みになっているか確かめてみましょう。</p>	
	日本国憲法の三大原則	<p>日本国憲法はどうだろうか。</p> <p>日本国憲法の三原則は何かをもとに、日本国憲法の「章立て」を予想してみる（資料1参照）。</p> <p>日本国憲法の資料をもとに、実際に確かめてみる。</p> <p>これらの学習から、「憲法とは何を定めたものか」を整理する。</p>	資料1を活用する。
	日本国憲法の意義	<p>日本国憲法とは、基本的人権の尊重、国民主権、平和主義（三大原則）と、三権分立を基本とする政治の仕組み（統治機構）とを定めたものである。</p>	
ま と め	日本国憲法の意義	<p>日本国憲法第10章「最高法規」の条文を読み、その内容の概要を簡潔にまとめ、日本国憲法の意義を確認する（資料2参照）。</p> <p>この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である。</p> <p>この憲法は、国の最高法規であり、どのような法律も、これに反してはいけない。</p> <p>この憲法を守る義務は、天皇または摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員（=国の政治を行う権力者）にある。</p>	<p>資料2の日本国憲法第97条から99条の条文を読み、その内容を確認する。</p> <p>条文の概要については、できるだけ簡単な表現を用いる。</p>

資料 1 日本国憲法

日本国憲法	
第一章 天皇	第七章 財政
第二章 戦争の放棄	第八章 地方自治
第三章 国民の権利及び義務	第九章 改正
第四章 国会	第十章 最高法規
第五章 内閣	第十一章 補則
第六章 司法	

資料 2 日本国憲法 第 10 章 最高法規

第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第 98 条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

(略)

第 99 条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。





## 「司法」に関する教材

### 第1 「司法」の単元設定の趣旨

#### 1 法教育における「司法」の学習の必要性

「司法」の単元は、「司法とは、法に基づいて、侵害された権利を救済し、ルール違反に対処することによって、法秩序の維持・形成を図るものであることを認識させるとともに、すべての当事者を対等な地位に置き、公平な第三者が適正な手続を経て公正なルールに基づいて判断を行うという裁判の特質について、実感を持って学ばせる」(報告書第3の1(2)エ)ことを目指している。

本教材では、法・ルールに基づいて紛争を解決し、また、ルール違反に対処するという裁判の機能について、裁判手続の一部を、模擬体験を通じて学習させることにより、裁判が公正な手続のもとで理性的な議論を踏まえて行われていることに気付かせることを目指している。

#### 2 「司法」に関する学習指導要領や教科書の記述

##### (1) 学習指導要領の内容

「司法」について、要領では、大項目「(3) 現代の民主政治とこれからの社会」の中項目「イ 民主政治と政治参加」に「法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させる」という記述が見られる。このことについて解説は、「『法に基づく公正な裁判の保障』については、(中略)法に基づく公正な裁判によって社会の秩序が保たれ人権が守られていること、そのため、司法権の独立と法による裁判が憲法で保障されていることについて理解させることを意味している。その際、抽象的な理解にならないように裁判官、検察官、弁護士などの具体的な働きを通して理解させるなどの工夫が大切である」と述べ、裁判の基本的な役割を具体的に理解させることを求めている。実際の授業においては、「調査や見学」などの活動(要領「内容の取扱い」)の工夫をはじめ、様々な学習指導の工夫が考えられる。

同じく要領では、選択教科としての「社会」について、「生徒の特性等に応じ多様な学習活動が展開できるよう、(中略)見学・調査、課題学習、自由研究的な学習、作業的、体験的な学習、補充的な学習、発展的な学習などの学習活動を各学校において適切に工夫して取り扱う」と述べられており、「司法」の学習においても、発展的な展開や活動的な学習を行うなど、学校や生徒の特色に応じた学習指導の工夫が考えられる。

##### (2) 教科書の記述

教科書における「司法」は、「国の政治」という大項目に位置付けられ、国会、内閣、裁判所の順に記述されているのが一般的である。司法が、三権分立の一権力機関として位置付けられるため、教科書の中には、記述の大部分を、「三権分立と司法権の独立」、「違憲立法審査権」に充てているものもある。基本的に、このような構成を採用しながら、「司法」のページの多くを、「社会生活と法」「民事裁判と刑事裁判」「裁判と人権保障」などの記述に充て、司法の目的や役割を理解させる工夫を行っているものも見られる。また、弁護士会等による模擬裁判の指導や講演の依頼、さらには裁判の傍聴の方法が記述されているものなどもあり、体験的な活動など様々な学習指導を想定したものとなっている。いずれも

司法を生徒の身近なものにしていくための工夫であり、このほかにも、裁判所，検察庁において、模擬裁判の指導や講演，さらには裁判の傍聴や体験的な活動など様々な学習支援を行っていることから，これらも授業改善のために活用することができる。

### 3 「司法」学習の内容とその理解

「司法」に関する学習では，紛争やルール違反が起こった場合，その内容に即して解決を図っていく過程を教材化している。この教材では，裁判の当事者による主張等と裁判官による判断の過程が授業の中心となる。生徒は，事例の中から法的な問題を発見し，個々の問題点に法を適用して，その内容に即して解決を考えていくことになる。これらの一連の学習によって，裁判制度の意義と機能を理解することができる。

## 第2 単元

大項目 「(3) 現代の民主政治とこれからの社会」

中項目 「イ 民主政治と政治参加」

### 1 小単元「司法」(3時間)の構成

第一時 「紛争はどのように解決されるか」

第二時 「当事者の主張を聞いて判断しよう」

第三時 「民事裁判との比較を通じて刑事裁判の特徴を考えよう」

### 2 単元の目標

さまざまな紛争解決の方法と比較しながら，裁判の仕組みについて関心を高める。

具体的な紛争事例の中に，法的問題を発見し，紛争の原因や争点を分析・評価した上で，その内容に即した解決について考え判断させる。

具体的な事例をもとに，法やルール違反への対処の在り方について考え判断させる。

具体的な事例と関連付けながら，法に基づく公正な裁判の仕組みや機能について理解させる。

### 3 単元の位置付け

「司法」の単元は，必修教科である中学校社会科公民的分野で実施する。なお，発展的な部分については選択教科としての「社会」，総合的な学習の時間においても実施が可能になるような工夫がなされている。

現在，多くの中学校では社会科公民的分野において司法学習に充てられる時間は，3～4時間程度と推察される。このような実態を踏まえ，「司法」の学習を3時間の構成とし，司法に関する基本的な知識と法的に考える力を養うことができるようにした。また，選択教科としての「社会」や総合的な学習の時間において，司法に関する学習を展開させることができるように，模擬裁判などの実践を取り入れることも可能なものとした。

### 4 単元の指導計画

#### (1) 「司法」の概要

ア 第一時 「紛争はどのように解決されるか」

第一時の授業では，「紛争はどのように解決されるか」というテーマのもと，紛争の解

決のために第三者を間に立てながら当事者同士が話し合う方法があることや、正当な手続のもとで第三者が公正に判断する方法があることを学習する。具体的には、日常見られる友達同士のけんかを取り上げ、けんかをした当事者が友人を交えて、そのけんかを解決する方法について、ワークシートを用いて学習を行う。

実際の学習の流れは次のようになる。

ワークシートに記された、「友達同士のけんか」を読み、紛争の内容を読み取る。

紛争の解決方法として、第三者を間に立てながら当事者同士が話し合う方法があることを学び、グループに分かれ、けんかの当事者、第三者である友人の立場に立って紛争解決を目指す。

紛争が解決されたかどうかを発表する。

当事者間で解決できなかった場合、正当な手続のもとで公正な第三者が判断して紛争を解決する必要があることを理解し、裁判制度（民事）の意義を学ぶ。その際、裁判（民事）による紛争解決にも限界があることを学ぶ。

#### イ 第二時 「当事者の主張を聞いて判断しよう」

第二時の授業では、民事裁判を想定し、「当事者の主張を聞いて判断しよう」というテーマのもと、当初は当事者の立場に立って主張を行い、最後は裁判官の立場に立って判断する。具体的には、交通事故を想定事例として取り上げ、それぞれの当事者の立場から、どのような主張がなされるかを考えるとともに、当事者の主張を前提とした判決内容をワークシートに記入する。

実際の学習の流れは次のようになる。

交通事故の想定事例を読み、紛争の内容を理解する。

紛争の解決方法としての民事裁判の特徴と、この紛争に適用される法律（民法709条）を確認する。

交通事故の被害者の立場に立ち、損害賠償を請求する主張内容を考える。

交通事故の加害者の立場に立ち、被害者の損害賠償請求を減殺する主張内容を考える。

裁判官の立場に立ち、判決内容を考える。

民事裁判の役割をまとめる。

#### ウ 第三時 「民事裁判との比較を通じて刑事裁判の特徴を考えよう」

第三時の授業では、「民事裁判との比較を通じて刑事裁判の特徴を考えよう」というテーマのもと、民事裁判が私人間の私的紛争を扱うのに対し、刑事裁判が、犯罪に対する処罰という公益的な事柄に関する裁判であり、民事裁判とは異なることを認識させるとともに、刑事裁判に裁判員制度が導入されることの意義について考察する。具体的には、傷害事件を想定事例として取り上げ、事件発生から判決に至る過程において、裁判官、検察官、被告人、弁護人がどのような役割を担うかをまとめるとともに、刑事裁判の特徴などを考え、ワークシートに記入する。

実際の学習の流れは次のようになる。

「電車における傷害事件」を読み、刑事責任について考える。

刑事裁判が行われるまでの手続をまとめる。

民事裁判と比較しながら刑事裁判の特徴をまとめる。

刑事裁判の重要な原則を考える。

裁判官の立場に立ち判決を考える。

裁判員制度が導入されることの意義を考える。

(2) 発展的学習教材 - 学習の深化・発展を図る場の設定（例えば、選択教科としての「社会」）

「司法」については、選択教科としての「社会」を念頭において、学習の深化・発展を図る場として、刑事裁判の傍聴と、模擬裁判の実践をオプションとして組み込んでいく。いずれの学習においても、法律実務家から指導を受けることにより授業の充実が図られると考えられる。とりわけ、模擬裁判では、シナリオづくりや判決主文、判決理由のまとめに際して、法律実務家の指導・助言により生徒の関心を深めることができる。

ア 個別課題の設定を行う

3時間の小単元の授業後、これまでの学習内容に基づいて個別課題の設定を行う特設の時間を置く。

事前の準備として、小単元の学習に入る前に、「司法制度について生徒が日ごろから疑問に思っていることや知りたいと思っていること」をまとめさせておく。この内容を集計した一覧表を作成して、生徒の疑問や学習への関心を共有する場を設ける。

この授業では、生徒の関心事項の中から論題を選択し、クラスで議論を行う。生徒はこの議論の内容を参考にしながら自己の課題を再検討する。課題の研究については、夏休みなどの長期休業期間を活用し、生徒の見学調査や校外機関（裁判所、検察庁、弁護士会など）の活用を促すなどの工夫が考えられる。生徒の研究成果は、発表会を開く、ある程度の期間を設けて掲示するなど、この学習を位置付ける時期や学校行事等との関連を考慮して決定する。

イ 法廷傍聴の実施

「司法」の学習後、法廷傍聴を実施する。その際には、傍聴のマナーを事前によく指導し、傍聴後は報告書や感想文をまとめさせる。また、法廷傍聴ではなく、裁判官、検察官、弁護士などの法律実務家をゲストとして学校に招き、授業への参加・協力を求めることも選択肢の一つである。その場合には、あらかじめ生徒に事前質問をまとめさせておき、その内容に基づいて、ゲストの役割を事前に打ち合わせておくなどの準備が必要である。

ウ 模擬裁判の実施

「司法」の学習を踏まえて、例えば、模擬裁判を実施する。もし、法廷傍聴を実施した後、模擬裁判を実施することができれば、更に効果的である。

判決主文・判決理由などをまとめる際には、生徒の発達段階に配慮し、難解な専門用語にこだわりすぎないように指導する。必要に応じて、法律実務家の指導・助言を受ける場を設けることも視野に入れて学習を進める。学習に際しては、課題や役割分担を明確にすること、関係者のプライバシーには十分留意すること、スモール・ステップで学習を進められるような、授業の進み具合の調節や指導・助言を心がけることなどの工夫が考えられる。発表については、文化祭・学校祭や学校公開授業などの活用が考えられる。

### 第3 単元の指導計画

#### 1 第一時 「紛争はどのように解決されるか」

	学習内容	学習活動（教師の指示・発問と生徒の予想される答え）	指導上の留意点
導入	日常生活における紛争	<p>普段の生活の中で、けんかをすることはありますか。</p> <p>生徒の身近にある紛争をあげる。</p>	<p>裁判の仕組みを学習するための導入單元である。この授業では紛争解決という裁判の役割を学習することに留意する。</p> <p>具体的にどんなけんかをしたのか、発言を促すようにする。</p>
展開	日常生活における紛争の具体例  具体的紛争の解決	<p>仲の悪い友達同士に悩んでいる夏郎君の話聞いてみましょう。</p> <p>資料1を範読し、その内容を理解する。 春菜と秋穂の紛争状況と夏郎の紛争解決への意欲を理解する。</p> <p>この友達同士のけんかにみられるような、「人と人との間に起こる議論・意見・見解の相違による争い」のことを紛争と呼びます。この友達同士のけんかでは、どのようなことが問題になっているのでしょうか。</p> <p>紛争を分析する。 お互いの好き嫌い 家事の役割分担 お弁当の取り合い 春菜のけが</p> <p>紛争について、「誰が紛争に関係しているのか」「どんな紛争なのか」「いつ起こったのか」「どうして紛争が起きたのか」を考える。</p> <p>夏郎君の願いは、二人のけんかにみられる紛争を解決することです。この紛争をどうやって解決するか考えてみましょう。</p> <p>紛争解決の方法として、第三者立会いのもとで当事者の二人で話し合う方法があることを知る。 クラスをグループに分け、春菜役、秋穂役、夏郎役を指名する。</p> <p>夏郎役は上記～までの点について、春菜役や秋穂役がどのように考えているか順番に言わせる。</p> <p>春菜役と秋穂役にそれぞれの解決策を言わせる。 夏郎役が解決策を提示して春菜役と秋穂役に示し、双方に受け入れられるように修正する。 春菜役・秋穂役はそれぞれ、「ロールプレイ（発言者）」と「発言の記録（記録者）」に分ける。 発言はワークシート1に記録する。 夏郎役は、それぞれの意見を聞きながらワークシート1にメモをとり、最終的な解決策を記入する。</p> <p>今度は、どのように紛争が解決されたかを、話し合ってみましょう。</p> <p>話し合いの過程・結果を各班の夏郎役が発表する。 それぞれ異なる紛争解決の結果が得られることに気付く。</p>	<p>ノートに各自で、「友達同士のけんか」に見られる紛争の状況を記入するよう指示する。</p> <p>第三者が、立ち会って話し合う方法について、分かりやすく説明する。 資料2を配布して指導する。</p> <p>それぞれの役割の主張をよく考えるように支援する。</p> <p>夏郎役が、紛争解決の結果を記録するように、あらかじめ生徒に指導する。</p>
まとめ	紛争解決手段としての民事裁判制度	<p>話し合いで解決しない場合に、紛争はどうしたらいいのでしょうか。そのまま放っておいていいのかな。</p> <p>紛争を放置することが社会秩序の混乱につながりかねず、国家による紛争解決手段（民事裁判）が用意されていることを理解させる。</p>	

ま と め	<p>民事裁判だとなぜ解決できるんだろう。</p> <p>公平な第三者が入ること、裁判官という第三者の判断には強制力がありこれに従わなければならないルールになっていること、その代わり手続は公平なものとなっていることを理解させる。</p>	<p>裁判が法に基づく解決であることを理解させる。</p> <p>なぜ、<u>          </u>は裁判では解決できず、<u>          </u>は解決できる場合があるのか。</p> <p>これは法の限界（＝裁判の限界、なぜなら裁判に適合するのは、「法的紛争」、なぜなら裁判は、「法」に基づく解決だから）</p> <p>仲良くすること、部分社会の共同生活でどのような負担を分担するか、どのようにお互い助け合うかというのは原則として国がつくった法に基づいて決まるものではない。</p> <p>これに対して、<u>          </u>は民法という法に基づいて、民事上は不法行為責任を問うことが可能である。</p>
	<p>でも、民事裁判って何でも解決できるんだろうか。</p> <p><u>          </u>は解決できない。国が法によって「仲良くしなさい」「あなたは1週間に3日家事を担当しなさい」と強制できない。</p> <p><u>          </u>は、例えば、民事裁判では、お金を払いなさいという形で判決することが可能である。法に基づいて、どちらに所有権があるか、けがをさせた責任が誰にあるか、他人に与えた損害（お弁当代、けがの治療費など）がどの程度かといったことを判断できる。</p>	

## 2 第二時 「当事者の主張を聞いて判断してみよう」

	学習内容	学習活動（教師の指示・発問と生徒の予想される答え）	指導上の留意点
導 入	紛争の具体例としての交通事故	<p>今日は、交通事故を取り上げます。皆さん、交通事故が話題になっている新聞記事の切り抜きはもってきましたか。</p> <p>交通事故を起こした人は、どんな責任を負うのでしょうか。</p> <p>与えた損害を賠償するという民事責任、刑罰を受けるという刑事責任、免許が停止されたり取り消されたりするなどの行政責任が生じることを理解させる。</p>	<p>この学習に入る前に生徒に交通事故に関する新聞記事を収集しておくよう指示しておく。</p> <p>一つの交通事故で、民事・刑事双方の裁判が行われた事例を記載している新聞記事を用意し、掲示・配布などの方法で活用を図る。</p>
展 開	民事裁判の過程と機能	<p>では、今日取り上げた交通事故の問題を読んでみましょう。</p> <p>ワークシート2の事案を範読する。</p> <p>ここでは紛争が起こっていますが、この紛争を解決する手段としてどのようなものがありますか。</p> <p>直接の話し合い、第三者を交えた話し合い、裁判などをあげる。</p> <p>裁判には、どのような種類の裁判があるか知っていますか。</p> <p>民事裁判（私人間の私的紛争を解決するもの）、刑事裁判（犯罪に対する処罰を取り扱うもの）を挙げる。</p> <p>個人と個人の紛争で話し合っても解決しない場合には民事裁判によって解決することを勉強しましたが民事裁判の大きな特徴は何でしょうか。</p>	<p>生徒に事故の状況を正確に捉えさせるために、事故の状況を図示した資料を掲示して活用する。</p>

<p style="text-align: center;">展 開</p>	<p style="text-align: center;">民事裁判による解決</p>	<p>第三者による解決，法に基づく解決，解決に強制力があることを挙げる。</p> <p>この紛争は，どうも話し合いでは解決せず，民事裁判になりました。民事裁判になると「法に基づく解決」なので，この場合に使われる法律を説明しておきましょう。</p> <p>民法709条を範読する（条文についてはワークシート2参照）。 民法709条によれば，故意（わざと）・過失（うっかり）により，誰かの権利（生命・身体・財産）に損害を与えた場合には，その損害を賠償する責任がある。</p> <p>あなたがXさん（被害者）だったら，Yさんにお金の支払いを求めるために，どんな主張をするかをワークシート3に書いてみましょう。</p> <p>主張には，Yの過失を裏付けるもの（見通しの悪いカーブを時速60km/hで走行していたこと），の損失を裏付けるもの（治療費，本来もらえる予定であった給料の金額）があることを理解する。</p> <p>次に，あなたがYさんだったら，どんな主張をするかワークシート3に書いてみましょう。</p> <p>主張には， Yの過失を否定するもの（センターラインを超えそうになったダンブカーを避けようとしたので前を見るのが難しかった）， Xにも過失があると主張するもの（横断歩道が近くにあった）があることを理解する。</p> <p>あなたが裁判官だったら，Yさんに対して，「Xさんにいくら支払え」という判決を下しますか。 ワークシート3に金額とその理由を書いてみましょう。</p> <p>裁判官が公平な第三者として，XとYの主張を聞き，この主張を総合的に考慮して，法律に当てはめ結論を出すことを理解する。</p>	<p>民事裁判では，当事者双方が自分の主張を裏付ける証拠を集めること。</p> <p>裁判官は，当事者の主張を聞き当事者が提出した証拠に基づいて判断することに触れる。</p> <p>民事裁判は損害の賠償（金銭の支払いなど）という形で紛争解決策を示すことを理解させる。</p> <p>ヒントとして，「もしXさんの言い分だけを聞くと90万円（治療費と本当であればもらえる予定の給料と同じ金額）を請求できますね。」と述べることも考えられる。 なお，実際の裁判においては，これ以外に慰謝料の請求がなされる場合などがあることや交通事故では通常保険が適用されることに留意する。</p>
<p style="text-align: center;">ま と め</p>		<p>この裁判の事例から，どのようなときに民事裁判が必要かを考えましょう。</p> <p>判決によってどんな点が解決できたのでしょうか。 判決以外に裁判を終わらせることはできないのでしょうか。 民事裁判のとき裁判所は，どのような役割を果たしているのでしょうか。</p> <p>事例をもとにして民事裁判で裁判所が公平な第三者として紛争解決に取り組むことを理解する。</p> <p>民事裁判では，損害賠償などの面で解決できる部分と，当事者の感情など判決だけでは解決できない部分があることに気付く。</p>	<p>第一時の学習内容を踏まえながら，民事裁判が当事者では解決が困難な紛争に対して，第三者による法に基づく解決を図る役割を果たしている点を理解させる。</p> <p>判決以外にも，「示談」「和解」など様々な解決方法がとられていることを着目させる。その際，経済的な側面以外に，「お互いの気持ちにしこりが残らない」「早く結論が出る」などの視点を示唆し，紛争解決に必要な</p>



ま と め		<p>な方策を多角的・多面的に考えさせる。          なお、判決に不服ならば三審制によって自分の立場を主張する機会が保障されている点にも着目させる。</p>
-------------	--	--

### 3 第三時 「民事裁判との比較を通じて刑事裁判の特徴を考えよう」

	学習内容	学習活動（教師の指示・発問と生徒の予想される答え）	指導上の留意点
導 入	刑事裁判の役割	<p>交通事故を起こした人には、どのような責任が生じましたか。思い出ししてみましょう。</p> <p>2時間目に学習した刑事責任・民事責任・行政責任を復習する。</p> <p>今日は、刑事事件を中心に勉強します。刑事事件というと、どんな事件を想像しますか。</p> <p>生徒が新聞で見た事件などを挙げる。</p>	
展 開	刑事責任の特徴	<p>今日は、ある事件をもとに刑事事件を考えてみましょう。</p> <p>ワークシート4の事案を範読する。</p> <p>新聞やテレビを見ると、このような事件が時々起こっていますね。この事件で自分がXさんだったら、どう感じるといいますか。また、自分の目の前でこのような事件が起きたら、どうしますか。</p> <p>Xの立場に立って、事件の当事者としての立場から、Yの行為を考えさせる。</p> <p>目撃者の立場に立って、犯罪にどう対処するのかを考えさせる。</p> <p>Yさんには、どのような責任が生じますか。治療費を払うだけでなく、刑事責任を負うのはどうしてでしょう。</p> <p>前回学習した民事責任のほか、刑事責任がある。民事責任について復習しつつ、刑事責任の特徴、意義を考えさせる。</p> <p>Yさんは、どんなルールを破ったから刑事責任を負うのでしょうか。</p> <p>刑法に違反した場合に刑事責任を負う。          あらかじめルールをつくり、どのような行為をすれば、どのような処罰を受けるのか決めておく必要がある。</p> <p>XさんがYさんの刑事責任を問いたいと思ったら、Xさんは自分でYさんを探して裁判所に訴えないといけないのかな。</p> <p>個人で勝手にYさんを処罰することはできない。犯罪は、公益にかかわる事柄であるので、警察・検察という捜査機関が犯人を捜して処罰を求める必要がある。</p> <p>Xさんが街で、たまたまYさんを見つけた場合、自分で逮捕してもいいのかな。</p> <p>原則として警察などの捜査機関が逮捕する。          捜査にはルールがあり、勝手に逮捕できるわけではなく、原則として裁判官が発行する令状（逮捕状）に基づいて逮捕する。</p>	<p>刑罰は、個人の被害の救済だけではなく、人々の共存を保障する法秩序を維持するためのものであることに気付かせる。</p> <p>あらかじめルールをつくり、どのような行為をすれば、どのような処罰を受けるのかを決めておくことによって、そのルールに反しない行為については処罰を受けないことに気付かせる。</p> <p>刑事手続は、原則として警察官などの捜査機関から始まることを、教科書の手続の流れ図などを使って理解する。また、その際、捜査官が令状によって逮捕することについて、裁判官によるチェックが働いていることを理解させる。</p>



## 友達同士のけんか

春菜，秋穂，夏郎は四季中学校の3年生です。

春菜と秋穂は，四季中学校の寮で一緒に生活していますが，仲が悪く，二人の幼なじみである夏郎は胸を痛めていました。

春菜は，秋穂のことをまじめすぎると思ってうんざりしていました。

秋穂は，春菜のことをいい加減な性格だと思って嫌っていました。

四季中学校の寮では，掃除，洗濯，炊事などの家事は皆で協力してやることになっていましたが，春菜は炊事をさぼってばかりいて，いつも春菜の食事までつくって，まじめに家事をやっている秋穂は怒っていました。そんなある日のことでした。春菜と秋穂は，学校の遠足に行くことになりました。四季中学校の寮では，遠足の日のお弁当は各自できちんと用意することになっていました。

そこで，当日，秋穂は，朝早く起きてお弁当を一生懸命つくりました。お弁当を寮の台所に置いたまま，遠足の準備をするために，自分の部屋に行きました。しばらくして台所に戻ってきたところ，なんと，遠足に持っていくお弁当が，台所の机の上から無くなっていました。春菜がそのお弁当を持って行ってしまったのです。

秋穂は，急いで春菜を追いかけてきました。秋穂は，通学路の途中でやっと春菜に追いつき，春菜の腕をつかんで，「私のお弁当を返してよ！」と叫びました。

ところが，春菜は，「あれは私のお弁当でしょ？いつも秋穂は私の分も料理をつくってくれるじゃない。どうして今日だけ自分のお弁当なんて言い張るの？」と言いました。

秋穂は，「とにかくお弁当を返してよ。」と言いましたが，春菜は，「自分のお弁当なのだから返さない。」と答えたので，ついに秋穂は春菜の持っていたカバンを力ずくで奪い取りました。

春菜が，「自分のお弁当なら，自分の部屋に置いておけば良かったじゃない。台所にあったんだから，いつもどおり私のもでしょ。」と言って，再び秋穂からカバンを奪い取ろうとしたので，自分のお弁当をどうしても取り返したかった秋穂は，思わず春菜を振り払ってしまいました。

春菜は転んでしまい，手足をすりむいてしまいました。

夏郎は，このような二人のけんかに心を痛め，とても悩んだあげく，なんとかしなければならぬと決意しました。

3年( )組( )番 氏名

---

第 三 者 を 交 え た 紛 争 解 決 の 方 法
-----------------------------

ステップ1 夏郎，春菜，秋穂の3人で話し合いのルールを決めておこう。

ステップ2 夏郎は，春菜と秋穂から，「何が起きたのか」「そのことについてどのように感じているか」を聞こう。

ステップ3 夏郎は，春菜と秋穂から「どのようにして解決したいか。」を聞こう。

ステップ4 夏郎は，春菜と秋穂が，二人とも納得するような解決策を考えよう。

ステップ5 夏郎は，春菜と秋穂に解決策を示してみよう。二人が納得しないようであれば，納得できるように修正してみよう。

3年( )組( )番 氏名 \_\_\_\_\_

1 自分の役割

--

2 それぞれの主張

	春菜の主張	秋穂の主張
について (お互いの好き嫌い)	_____ _____ _____	_____ _____ _____
について (家事の役割分担)	_____ _____ _____	_____ _____ _____
について (お弁当の取り合い)	_____ _____ _____	_____ _____ _____
について (春菜のけが)	_____ _____ _____	_____ _____ _____

3 それぞれの解決策

春菜の解決策	秋穂の解決策
_____ _____ _____ _____ _____ _____	_____ _____ _____ _____ _____ _____

二人の解決策を聞いて、夏郎は最終的にどのようにしたらよいか考えてみよう。

夏郎の解決策
_____ _____ _____ _____ _____

3年( )組( )番 氏名

次の事例をもとに紛争解決について考えてみよう。

(基本的な事実)

36歳のXさんは、2004年5月28日午後10時25分頃、Yさんの運転する自動車にはねられて重傷を負った。

さっそく警察がこの事故について調べたところ、次のようなことがわかった。

(事故の状況)

事故現場はせまい県道で、見通しの悪いカーブだった。

現場の制限速度は時速30キロであるが、Yさんの自動車は時速60キロで走行していた。

事故直前、対向車線から大型のダンプカーがセンターラインをはみ出しそうになってYさんが運転する車に向かってきていた。Yさんは、そちらに目を奪われており、Xさんが道路を渡ろうとしていることに気付くのが遅れた。

事故現場には、横断歩道がなく、30メートル先の信号にしか、横断歩道はなかった。

Xさんは、入院はしないで済んだが、3か月の通院治療を余儀なくされた。また、治療費は月に20万円かかった。

Xさんは、月収30万円の仕事についていたが、けがで仕事ができず給料をもらえなかった。

さんには妻と子(中学生)がいたが、事故後、経済的にも苦しくなったため、Yさんに治療費などを請求することにした。一方、Yさんも生活に追われているため、ぎりぎりの額まで支払額を抑える必要が生じた。

参照条文

民法709条 故意又は過失に因りて他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之に因りて生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

平成16年秋に行われた臨時国会において民法が改正され、上記の条文は下記のように改正されることとなった。なお、改正後の民法は遅くとも平成17年5月までには施行される。

(不法行為による損害賠償)

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。



3年( )組( )番 氏名

次の事例をもとに民事裁判と刑事裁判の特徴を考えてみよう。

(電車における傷害事件)

Xさんは、電車でたまたま隣り合ったYさんが、よろめいて足を踏んだので、思わず、「痛いよ、気をつけて。」と注意しました。すると、Yさんは、いきなり怒り出して、「生意気だ。」などと言い、Xさんを両手で突き飛ばしました。そのため、Xさんは転倒して、頭を切るけがをしました。

Xさんは、Yさんを捕まえようとしたのですが、Yさんは、次の停車駅で電車から走って逃げてしまいました。

Xさんが、その後病院に行って診察してもらったところ、頭を5針縫うけがで、全治1か月と診断されました。Xさんは、治療費として合計20万円を病院に支払いました。

参照条文

刑法204条 人の身体を傷害した者は、十年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。



3年( )組( )番 氏名 \_\_\_\_\_

1 Yさんを訴えるのは誰だろうか。

民事裁判の場合

刑事裁判の場合

2 刑事裁判での裁判官・検察官・被告人・弁護人の役割を考えてみよう。

刑 事 裁 判 で の 役 割	
裁 判 官	
検 察 官	
被 告 人	
弁 護 人	

3 自分がYさんの事件を担当している裁判官だったら、どんなところに気をつけて裁判を進めるか考えてみよう。


4 民事裁判と刑事裁判の場合に分けて、それぞれの裁判で裁判官が下す判決を考えてみよう。

民事裁判の場合


刑事裁判の場合


## 法教育研究会委員名簿

( 五十音順 敬称略 )

あんどう 安藤	かづ 和津	エッセイスト
えぐち 江口	ゆうじ 勇治	筑波大学教育学系教授
おおすぎ 大杉	あきひで 昭英	文部科学省初等中等教育局視学官
おきの 沖野	まさみ 眞巳	学習院大学法学部教授
おぎわら 荻原	ひろこ 弘子	日本テレビ放送網株式会社報道局ディレクター
からつ 唐津	けいいち 恵一	新日鐵化学株式会社総務部長
きぬがわ 絹川	やすき 泰毅	最高裁判所事務総局総務局制度調査室長
すずき 鈴木	ひろぶみ 啓文	弁護士・日本弁護士連合会広報室長
たかはし 高橋	ふみお 文郎	司法書士・日本司法書士会連合会初等中等教育推進委員会委員長
たち 館	じゅんじ 潤二	筑波大学附属中学校教諭
どい 土井	まさかず 真一	京都大学大学院法学研究科教授
ながの 永野	かおる 薫	東京都新宿区立落合第二中学校教諭
にしやま 西山	たくじ 卓爾	法務省大臣官房司法法制部付
はしもと 橋本	やすひろ 康弘	福井大学教育地域科学部助教授
やまね 山根	かおり 香織	主婦連合会常任委員

## 法教育教材作成部会構成員名簿

(五十音順 敬称略)

### 1 総監修

江口 勇治	筑波大学教育学系教授 (法教育研究会委員)
大杉 昭英	文部科学省初等中等教育局視学官 (法教育研究会委員)

### 2 教材執筆グループ ( はグループ主担当 )

#### 「ルールづくり」グループ

仲村 秀樹	中央区立銀座中学校教諭
橋本 康弘	福井大学教育地域科学部助教授 (法教育研究会委員)
日高 貞雄	千葉市立花見川第一中学校教諭

#### 「私法と消費者保護」グループ

三枝 利多	目黒区立第二中学校教諭
寺本 誠	お茶の水女子大学附属中学校教諭
永野 薫	新宿区立落合第二中学校教諭 (法教育研究会委員)

#### 「憲法の意義」グループ

小泉 城一	野田市立福田中学校教諭
関 基雄	渋谷区立広尾中学校教諭
館 潤二	筑波大学附属中学校教諭 (法教育研究会委員)

#### 「司法」グループ

磯山 恭子	静岡大学教育学部助教授
大島 康明	宇都宮市立宮の原中学校教諭
吉田 俊弘	筑波大学附属駒場中学校教諭

### 3 法的助言グループ

大森 直哉	大阪地方裁判所判事補 (前最高裁判所事務総局 総務局付)
小林 正樹	最高裁判所事務総局総務局付
後藤 直樹	弁護士・茨城県弁護士会所属
丸山 嘉代	法務省大臣官房司法法制部付
村松 剛	弁護士・横浜弁護士会所属

## 審議経過

法教育研究会 (説明者の敬称は略, 肩書きは当時のもの)		法教育教材作成部会
第1回会議 H15.9.22	<p>【テーマ】 法教育全般の理解を深める 我が国における法教育の現状 1</p> <p>事務次官挨拶 開催要領承認 座長選任 今後の進行についての討議 法教育全般(概要)について(現在の我が国における取組み, 諸外国における制度など) 筑波大学教育学系教授 江口勇治(委員) 日本弁護士連合会等における法教育への取組みについて 弁護士・日本弁護士連合会広報室長 鈴木啓文(委員)</p>	
第2回会議 H15.10.15	<p>【テーマ】 消費者教育, 民事的紛争について 我が国における法教育の現状 2</p> <p>司法書士会における法教育の取組み 日本司法書士会連合会 司法書士 高橋文郎(委員) 司法書士 竹村秀博 先駆的法教育の取組み 千葉大学大学院教授 嶋津 格</p>	
第3回会議 H15.10.29	<p>【テーマ】 社会的問題(いじめ, 非行)を防止するための法教育の在り方について 我が国における法教育の現状 3</p> <p>いじめ, 非行について 日本女子大学教授 清永賢二 学校教育における法教育の取組み 文部科学省初等中等教育局 視学官 大杉昭英(委員) 教育課程課学校教育官 吉富芳正 最高裁判所における法教育の取組み 最高裁判所事務総局総務局制度調査室長 絹川泰毅(委員) 法務省における法教育の取組み 法務省大臣官房司法法制部 参事官 大場亮太郎</p>	
第4回会議 H15.11.12	<p>【テーマ】 諸外国における法教育について 1 全体の論点整理</p> <p>諸外国における法教育の現状について 筑波大学準研究員 磯山恭子 これまでのヒアリングを踏まえた意見交換</p>	
第5回会議 H15.11.26	<p>【テーマ】 教育現場における法教育の実践方法について</p>	

法教育研究会 (説明者の敬称は略, 肩書きは当時のもの)		法教育教材作成部会
	法教育の実践例とこれを題材にした公聴会 <ul style="list-style-type: none"> <li>実践例の紹介 筑波大学附属中学校教諭 館 潤二 (委員) 兵庫教育大学助手 橋本康弘 (委員)</li> <li>公聴会参加者 茨城県立岩瀬高等学校教諭 猪瀬宝裕 茨城県立下館第二高騰学校教諭 早川尚人 法政大学第二高等学校教諭 渡邊 弘 埼玉県北本市立北本中学校教諭 金子千之 品川区立荏原第六中学校教諭 坂本教喜 渋谷区立広尾中学校教諭 関 基雄 千葉市立花見川第一中学校 日高貞雄 筑波大学附属駒場中学校教諭 吉田俊弘 西東京市立栄小学校教諭 窪 直樹 弁護士・茨城県弁護士会 後藤直樹 弁護士・横浜弁護士会 村松 剛</li> </ul>	
第6回会議 H15.12.15	<b>【テーマ】</b> 法教育において留意すべき子どもの発達について 全体の論点整理 発達心理学について お茶の水女子大学教授 無藤 隆 論点整理(案)についての意見交換	
H15.12.16 、 H16.1.30	論点整理についてのパブリックコメント	
第7回会議 H16.1.19	<b>【テーマ】</b> 「法教育」の定義について 法教育の教材例・指導例の作成について 報告書に盛り込むべき論点について パブリックコメントの結果を受けた意見交換 法教育に盛り込むべき要素についての意見交換	
H16.1.21	茨城県弁護士会による石岡中学校での法教育授業参観	
第8回会議 H16.2.23	<b>【テーマ】</b> 学校教育における法教育と家庭, 地域社会との連携 について 石岡中学校における法教育授業見学報告 「総合的な学習の時間」についての説明 学校教育における法教育と地域社会との連携 日本テレビ放送網(株)報道局ディレクター 荻原弘子 (委員) 学校教育における法教育と家庭との連携 主婦連合会常任理事 山根香織 (委員) 石岡中学校における法教育授業報告 弁護士・茨城県弁護士会 後藤直樹 「総合的な学習の時間」について 文部科学省初等中等教育局教育課程課 学校教育官 吉富芳正 「総合的な学習の時間」における法教育の実践 新宿区立東戸山中学校教諭 永野 薫 (委員)	

法教育研究会 (説明者の敬称は略, 肩書きは当時のもの)		法教育教材作成部会	
第9回会議 H16.3.23	【テーマ】 国民が司法に主体的に参加する意識を育てる法教育の在り方について		
	北欧諸国における参審員制度を前提とした国民教育について 弁護士・第二東京弁護士会 佐藤博史	H16.4.13	方針立案会議(第1回) 今後の進め方について
第10回会議 H16.4.27	【テーマ】 発達段階に応じた法教育の在り方について 教材作成部会の進捗状況報告1	H16.4.27	全体会議 今後の進め方について
	小学校における法教育の実践 加須市立加須南小学校教諭 増田正夫 高等学校における法教育の実践 活水女子大学健康生活学部食生活健康学科講師 渡邊 弘 教材作成部会の構成員紹介 方針立案会議(第1回)の内容報告	H16.4.27 、 H16.6.8	各教材執筆グループでの活動 類似教材等の収集, 学習指導要領や教科書の 関連部分の精査 重視すべき資質, 能力の 明確化, 指導のねらい, 工夫のポイントなどの 具体化
H16.5.9 、 H16.5.16	スウェーデン及びフィンランドにおける法教育の現状視察 筑波大学教育学系教授 江口勇治(委員) 弁護士・日本弁護士連合会広報室長 鈴木啓文(委員)		
第11回会議 H16.5.25	【テーマ】 諸外国における法教育について2 教材作成部会の進捗状況報告2	H16.6.9	方針立案会議(第2回) 各グループからの教材 作成方針の報告
	海外視察報告 筑波大学教育学系教授 江口勇治(委員) 弁護士・日本弁護士連合会広報室長 鈴木啓文(委員) 全体会議の内容報告	H16.6.10 、 H16.8.23	各教材執筆グループでの 活動 教材例初稿作成
第12回会議 H16.6.18	【テーマ】 諸外国における法教育について3 教材作成部会の進捗状況報告3		
H16.7.9 、 H16.7.15	模擬授業 「私法と消費者保護」 新宿区立落合第二中学校(7/9, 7/12, 7/15) 授業担当 同校教諭 永野 薫		
第13回会議 H16.7.16	【テーマ】 教材例についての意見交換 法教育を定着させるための取組み1		
	教材例等についての報告 教材作成部会各グループ主担当 中央区立銀座中学校教諭 仲村秀樹 新宿区立落合第二中学校教諭 永野 薫 筑波大学附属中学校教諭 館 潤二 筑波大学附属駒場中学校教諭 吉田俊弘		

法教育研究会 (説明者の敬称は略, 肩書きは当時のもの)		法教育教材作成部会	
	教員研修の概要 文部科学省初等中等教育局教育課程課 学校教育官 吉富芳正 福井県での弁護士会と教育委員会の連携による先進的な取組みについて 弁護士・福井弁護士会 野坂佳生		
第14回会議 H16.8.24	<b>【テーマ】</b> 法教育を定着させるための取組み 2 委員による意見交換	H16.8.24	方針立案会議 (第3回) 研究会委員の意見を踏まえた教材例の改訂版の報告
H16.9.2 、 H16.10.8	<b>模擬授業</b> 「ルールづくり」 中央区立銀座中学校 (9/2, 9/6~9/10) 授業担当 同校教諭 仲村秀樹 「憲法の意義」 筑波大学附属中学校 (9/9, 10/7) 授業担当 同校教諭 館 潤二 「私法と消費者保護」 目黒区立第二中学校 (9/21, 9/24, 9/28) 授業担当 同校教諭 三枝利多 「司法」 筑波大学附属中学校 (9/10), 筑波大学附属駒場中学校 (10/8) 授業担当 筑波大学附属駒場中学校教諭 吉田俊弘 宇都宮市立宮の原中学校教諭 大島康明		
第15回会議 H16.9.17	<b>【テーマ】</b> 報告書についての意見交換 模擬授業結果を踏まえた教材例についての意見交換 委員による意見交換	H16.9.17 、 H16.9.23	各教材執筆グループでの活動 模擬授業の実施結果を踏まえた教材例の改訂作業
第16回会議 H16.10.18	報告書 (案) についての意見交換 委員による意見交換		

# 論 点 整 理

平成 1 5 年 1 2 月 2 6 日  
法 教 育 研 究 会



## 論 点 整 理

平成15年12月26日  
法教育研究会

この論点整理は、法教育研究会（以下、「本研究会」という。）において、我が国の法及び司法に関する教育の現状について委員等から出された意見をもとに、今後の調査及び検討を通じて議論を深めるべき論点を整理したものである。この論点整理に記載された事項については、本研究会の最終的な結論を示したものではなく、また、今後の新たな議論を否定するものでもない。

### 第1 我が国における法教育等の必要性和本研究会において検討すべき事項について

本研究会は、我が国の学校教育等における法及び司法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育（以下、「法教育等」という。）について、単に教育的観点のみならず、社会的な幅広い観点から調査・研究・検討を行うことを目的として発足した。

法教育等については、我が国においても、各方面で先駆的な取組みが始められてきているところであるが、本研究会は、「法や司法制度は、本来は、法律の専門家のみならず国民全体が支えるべきものである」（司法制度改革審議会意見書。以下、「審議会意見」という。）という認識に基づいて、現在進められている司法制度改革の一環として、上述の調査・研究・検討を行ってきている。

司法制度改革が目指すべき理念については、審議会意見において、次のとおり述べられている。

我が国は、直面する困難な状況の中であって、政治改革、行政改革、地方分権推進、規制緩和等の経済構造改革等の諸々の改革に取り組んできた。これら諸々の改革の根底に共通して流れているのは、国民一人ひとりが、統治客体意識から脱却し、自律的かつ社会的責任を負った統治主体として、互いに協力しながら自由で公正な社会の構築に参画し、この国に豊かな創造性とエネルギーを取り戻そうとする志であろう。今般の司法制度改革は、これらの諸々の改

革を憲法によって立つ基本理念の一つである「法の支配」の下に有機的に結びあわせようとするものであり、まさに「この国のかたち」の再構築に関わる一連の諸改革の「最後のかなめ」として位置付けられるべきものである。

したがって、本研究会における法教育等の検討に際しても、この趣旨にのっとり、国民一人ひとりが、従来の統治客体意識から脱却し、自律的かつ社会的責任を負った統治主体となりうるための教育を目指す必要がある。とりわけ、国民生活において、法及び司法が本来果たすべき役割の重要性に鑑みると、法教育等に関する学習機会を充実させることには大きな意義が認められる。この点に関連して、審議会意見では、司法の役割について次のとおり述べられている。

司法は、具体的事件・争訟を契機に、法の正しい解釈・適用を通じて当該事件・争訟を適正に解決して、違法行為の是正や被害を受けた者の権利救済を行い、あるいは公正な手続の下で適正かつ迅速に刑罰権を実現して、ルール違反に対して的確に対処する役割を担い、これを通じて法の維持・形成を図ることが期待されている。したがって、司法機能は公共的価値の実現という側面を有しており、裁判所（司法部門）は、多数決原理を背景に政策をまとめ、最終的に法律という形で将来に向かって規範を定立し執行することを通じて秩序形成を図ろうとする国会、内閣（政治部門）と並んで、「公共性の空間」を支える柱として位置付けられる。

すなわち、本来、法は、国民の権利を守ることによって、国民の自律的な活動を促進し、国民の生活をより豊かにするものであって、ただ単に国民を拘束するためのものではなく、司法とは、そうした法に基づいて権利を救済し、ルール違反に対処することによって、法の維持・形成を図るものである。

こうした法や司法の意義について学ぶことにより、法を作り上げる過程へ積極的に関わることの重要性、法によって自らの権利が守られているとともに、他者の権利をもまた尊重しなければならないという権利と責任についての十分な認識、法を利用して紛争を解決することの合理性などを体得することができ、国民が法に関わっていくことは、統治主体として公共的な事柄について責任を持って関わるという側面を有してい

ることを実感し得るのではなからうか。

本研究会では、このような認識に基づいて、本年9月22日に開催された第1回会議以来、法教育等の在り方について真摯に検討を進めてきたところであり、6回にわたる会議の結果、今後検討が深められるべき論点の整理を行うに至った。詳細は、第2を参照されたいが、基本的に、本研究会においては、法教育等として、法の趣旨やその基礎にある価値（憲法上の価値等）について理解を深めさせ、ルールを作る過程やルールによって争いを解決する過程を学習させることによって、法や司法制度の意義を理解させる教育などの推進を目指そうとしている。

このような法教育等は、現在の学校教育においても、その重要性が認識されてきているところである。例えば、中学校の学習指導要領にも社会科の公民的分野の目標として「個人の尊厳と人権の尊重、特に自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく認識させ、民主主義に関する理解を深めるとともに、国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う」ことが示されており、これらを踏まえて、各学校で指導が行われている。しかし、他方で、これまで教育現場において実践されている法教育等の内容や方法をはじめ種々の課題も指摘されているところであることから、本研究会では、このような従来の取組みを十分に踏まつつも、法教育等をさらに充実させ、より一層推進するために、これからの法教育等の在り方について、広い視野から体系的な検討を行い、その実現のために必要な方策について、今後議論を進めていくとともに、法教育等の教材例や指導例の作成にも着手する予定である。

また、さらに、法教育等の在り方の検討に当たっては、学校の教員による教育だけではなく、法や司法の直接的な担い手である法律実務家等のかかわりについても検討する必要があるとともに、学校教育と家庭における教育との連携や地域社会とのかかわりなど広い視野からその在り方について検討する必要もある。

本研究会において、このような検討を行うに際しては、これまで行われてきた教員及び法律実務家等による法教育等への先進的な取組みを十分に尊重し、今後、学校その他の教育機関、民間団体などによる法教育等への自発的な創意工夫をより一層促進するものとなるよう努める必要がある。

このように法教育等の在り方をめぐる問題は、学校の教員や法律家のみならず、広く国民の理解と支援を必要とする問題であることから、本

研究会では、今後、目指すべき法教育等の在り方とそれを実現するための方策についてより具体的な検討を進めるに当たり、「論点整理」として、本研究会における現時点での現状認識と今後の検討の方向性についての骨格をここに示すこととしたものである。

## 第2 我が国における法教育等の在り方についての検討状況

### 1 我が国における法教育等の現状と課題

#### (1) 現状

##### ア 学校教育における取組み状況

学校教育においては、児童生徒の発達段階に即し、社会科をはじめ関係教科等において、学習指導要領を踏まえ、教科書などを用いながら、法やきまりの意義、司法の仕組みなどについて理解させ、それらを自分の生活に生かすとともに、社会の一員として法やきまりに基づいてよりよい社会の形成に主体的、積極的にかかわろうとする態度を育成することとしている。

意欲的な学校や教員は、裁判の傍聴や模擬裁判の実施等の体験的・問題解決的な学習を取り入れたり、弁護士や司法書士等の法律実務家との連携協力による授業を行ったりして、生徒の法やきまりに関する興味・関心を引き出すような実践を行っている。

#### [各教科等における具体的な指導例]

社会科及び公民科では、日本国憲法の基本的原則、法の支配、権利・義務の関係、法に基づく公正な裁判の保障があること、裁判制度の概要など、法や司法に関して幅広く学習することとしている。

生活科では、具体的な活動や体験を通じてきまりやマナーを守ることなどの生活上必要な習慣や技能の指導が行われている。

道徳の時間では、約束やきまり、法の意義を理解させ、それを守ることの大切さを指導することとしている。

特別活動では、学級活動や児童会・生徒会活動の中で、学級や学校における生活上の諸問題の解決や学校生活の向上のために、話し合いなどの活動を展開し、協力してよりよい生活を築こうとする態度を育てることとしている。

このほか、家庭科で、生活課題を主体的に解決し、家庭生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てる学習にかかわって法律が取り上げられたり、新たに創設された総合的な学習の時間では、例えば、法に関する課題などについて、各学校の判断で学習活動を設定することができるようになっている。

##### イ 法律実務家による取組み状況

#### (ア) 裁判所における取組み

裁判所では、国民に対して司法制度、裁判制度、裁判所の仕組みや役割、裁判官の仕事などを理解してもらうため、別添資料1

のとりの取組みを行っている。

(イ) 法務省における法教育への取組み

法務省では、国民に対して法や司法の在り方を理解してもらうため、また、正義が実現されていく社会を築くために、刑事司法に対する十分な理解と信頼を持ってもらうため、別添資料2のとりの取組みを行っている。

(ウ) 日本弁護士連合会・弁護士会による取組み

弁護士会では、司法制度、裁判手続、弁護士など法律実務家の仕事を理解してもらうための取組みを行うとともに、立憲民主主義社会の構成員としてふさわしい自立した市民を育成することを狙いとする教育に取り組むべく、様々な活動を別添資料3のとりに始めている。

(エ) 日本司法書士会連合会による取組み

日本司法書士会連合会では、国民に対し、法律的な知識を身に付け紛争を予防する能力を身に付けるとともに、紛争に巻き込まれた場合であっても、法によって紛争を解決する能力を身に付けることを目的として別添資料4の取組みを行っている。

(2) 課題

ア 学校教育における取組みの課題

基本的理念、法の趣旨、法及びルールの形成過程について理解させる指導が学校において十分行われていないのではないかと。

人間関係を構築する能力や社会の一員として求められる資質等を養う指導が学校において十分行われていないのではないかと。

話し合って結論を出すという能力を養う指導が学校において十分行われていないのではないかと。

法は規制や束縛、疎遠なものではなく、社会生活をよりよくするために自ら主体的に作るものという意識をはぐくむ指導が学校において十分に行われていないのではないかと。

学校において、発達段階を踏まえた適切な法教育を行うためのカリキュラム編成が必要ではないかと。

法教育の考え方が普及しておらず、学校において法教育を効果的に進めるための教材の充実や指導法などの工夫が必要である。

イ 法律実務家による取組みの課題

司法を身近に感じさせる観点からの取組みは行われているが、

司法制度の趣旨などを理解させるための取組みが十分ではないのではないか。

法律実務家と教員との連携が十分ではないのではないか。

## 2 諸外国における法教育等の現状

米国では、1978年に連邦議会において「法教育法」が制定され、複数の団体が策定した教材・カリキュラムを学校教育に用いて、小学校低学年から高校生ままで、反復・継続して法教育を実施するシステムが構築されている。また、イギリスにおいては、1999年9月に公表されたナショナル・カリキュラムにおいて、法的権利と責任、対立の公正な解決、法を作ること、少年犯罪をいかに防止するかなどを学習内容として盛り込んだシティズンシップ科が新設され、2002年から必修教科とされている。このほかフランス、スウェーデン等においても法教育等の取組みが行われているとの報告がある。

このように欧米では法教育等が重要視され、積極的な取組みが行われており、このような状況も参考にしながら、我が国においても、その重要性を一層認識して、本研究会における検討を進めていく必要がある。諸外国における法教育では、子どもの発達段階に応じた法教育等が学校教育を通じて反復継続されていることや、そのための教材が作成されていること、そのほか法律実務家等が法教育等にかかわっていることなど、我が国における法教育等の在り方を検討するに当たって参考となる特徴を備えていると考えられることから、さらに詳細に検討していく必要がある。

## 3 我が国における法教育等の在り方

### (1) 法教育のねらいとして考えられる事項

個人の尊厳や法の支配などの憲法及び法の基本原理を十分に理解させ、自律的かつ責任ある主体として自由で公正な社会の運営に参画するために必要な資質や能力を養うこと。

法が日常生活において身近なものであることを理解させ、日常生活においても十分な法意識を持って行動し、法を主体的に利用できる力を養うこと。

自分の考えを持ち、積極的かつ論理的に意見を述べ、また自分と異なる見解にも十分配慮して、討論、合意形成、建設的批判などが

できる能力を身に付けさせること。

(2) 法教育の内容として考えられる事項

ルールをどう作るか，ルールに基づいてどのように紛争を解決していくかについて教え，そのことによって法が国民の生活をより豊かにするものであり，国民を単に束縛するだけのものではないということを一層認識させる必要がある。

法の趣旨やその基礎にある価値（憲法上の価値等）について一層理解を深めさせる必要がある。

法によって自らの権利・自由が守られているとともに，他者の権利・自由をもまた尊重しなければならないという権利と責任の密接な関係について認識を深めさせる必要がある。

私法分野について，日常生活に身近な問題を題材にするなどの工夫をして，その基本的な考え方について理解させるとともに，企業活動や消費者保護などの問題が法と深く関わっていることを認識させる必要がある。

多様な人々が共生するために，相互尊重のルールである法を守る重要性を理解させ，規範意識を涵養するための教育を充実する必要がある。

(3) 法教育の具体的な実践方法や留意事項等

一定のルールを使いながら紛争を解決していくことを体験させる手法が考えられる。

子どもたちが法や司法を身近に感じさせる題材選択が必要である。

題材を用いて考えさせるに当たって，結論より筋道を立てて考えることの重要性を強調するとともに，場合によっては正解が一つではないことを理解させることが必要である。

法やルールについて，生徒が自ら調べ自ら考えることができるような授業を行うことが重要である。

社会科のみならず，他の教科等の授業も視野に入れる必要がある。

法教育を充実させるため，学校における効果的なカリキュラムづくりが必要である。

学校で生徒に教えるべき骨格部分を明確にした上で法教育を実施することが必要である。

子どもから社会人まで，それぞれの発達段階に応じ，反復継続し



た教育・学習を行う必要がある。

教員が授業で使える教材の開発や法教育の実践事例の提供が必要である。

討論，ディベート，ロールプレイ，模擬裁判といった生徒が主体的に関わることができるような工夫が必要である。

法教育の効果的な実施のためには，教員による指導を中心としながら，法律実務家の支援を得ることが重要である。

(4) 今後の検討の方向性について

法教育が，全国の学校において，社会科，公民科をはじめとする様々な教科等において行われるとともに，子供から社会人まで，各発達段階に応じ，反復継続して行われるための方策について検討する。

学校の教員による法教育を中心としつつも，法律の専門家等の支援，家庭教育との連携，地域社会とのかかわりなどについても検討する。

法教育の実施に向け，本研究会において，法教育等の教材例，指導例の作成に着手する。

# 裁判所による司法教育の取組み

別添資料 1

## 裁判官の講師派遣（出前講義）

- 内容 ・ 裁判官が学校等に出かけ，体験談を交えて講義，講演，質疑応答  
・ 裁判所の仕組み・役割，裁判官の仕事など，司法制度・裁判制度について分かりやすく説明
- 派遣先 ・ 小学校，中学校，高校，大学，その他

### \* 東京地裁の例

- テーマ ・ 裁判制度及び裁判所の仕組み，民事裁判の仕組み，裁判所の仕事，司法の果たす役割と意義について等
- 対象 ・ 都内の中学生，高校生
- 内容 ・ 中学生：刑事裁判と民事裁判の違い等の基本事項の説明など裁判所や裁判官に親しんでもらう。  
・ 高校生：具体的な事例や経験談を通して，民事裁判全体について，また職業としての裁判官について説明する。
- 工夫例 ・ 六法や法服，事件記録の書式等実際の裁判で使用するものを持参し，生徒が見たり触れたりできるよう工夫する。  
・ 最近報道された著名事件に関連性を持たせて話をする。  
・ クイズを取り入れるなど参加型の授業にする。

## 模擬裁判・模擬調停

- 内容 ・ 模擬裁判・模擬調停で，児童，生徒等が裁判官役，弁護士役等を体験（裁判官・裁判所職員が実演する模擬裁判・模擬調停を見学してもらうこともある）
- 対象 ・ 小学生，中学生，高校生，大学生，その他

### \* 東京地裁の例

- 題材 ・ 刑事事件（強盗・否認）
- 対象 ・ 見学に来た都内外の小学生
- 内容 ・ 裁判所が準備したシナリオに従って，裁判官役や証人役を演じてもらう。判決は裁判官役の小学生が考える。
- 工夫例 ・ 小学生にも興味を持ちやすい内容にする。

## ガイド付き法廷傍聴・裁判所見学

- 内容 ・ 法廷での裁判傍聴  
傍聴後に、担当裁判官が事件や手続について説明するケースあり
- 対象 ・ 法廷，調停室，審判廷等の見学  
・ 小学生，中学生，高校生，大学生，その他

### \* 東京地裁の例

- 対象 ・ 都内外の中学生，高校生の10人程度のグループ
- 内容 ・ 法廷傍聴，空き法廷を利用した説明，質疑応答
- 工夫例 ・ 傍聴に適した事件を選定する。  
・ 裁判官と身近に話ができるようにする。

### ビデオ

- ・ 「私たちの裁判所」  
配布先 全国の中学校・高校，各高裁・地裁・家裁
- ・ 「みんな知ってる？ - 裁判のしくみ - 」  
配布先 全国の小学校，各高裁・地裁・家裁
- ・ 「知っていますか？ 裁判所」  
配布先 各高裁・地裁・家裁

(いずれのビデオも要望があれば配布先以外の学校への貸し出しも行っている。)

## 法務省における法教育への取組み

### 検察庁，刑事局における取組み

#### 移動教室・出前教室・刑事裁判傍聴プログラムの実施

##### 移動教室プログラム

- 主に小中学生を対象に，検察庁において，庁舎見学や子供用広報ビデオの上映のほか，検察官・検察庁の業務に関する説明・質疑応答を行うなどする。

##### 出前教室プログラム

- 主に小中学生を対象に，検察職員が学校等の教育機関に出向くなどして，検察官・検察庁の業務に関する説明・質疑応答を行うなどする。

##### 刑事裁判傍聴プログラム

- 主に，高校生，大学生，社会人を対象に，実際の法廷における裁判傍聴を行うとともに，検察官・検察庁の業務に関する質疑応答を行うなどする。

パンフレット，広報ビデオの作成

### 保護局における取組み

#### 「中学生サポート・アクションプラン」

非行問題に関する豊富な知識，処遇経験等を有する保護司が直接中学校へ赴き，下記のような取組みを行う。

非行問題，薬物問題をテーマにした中学生に対する非行防止教室の実施

問題を抱えた生徒への指導方法等についての教師との個別協議の実施

生徒指導担当教師との合同事例研究会の実施，など

### 人権擁護局における取組み

中学生人権作文コンテストの実施

人権擁護委員や法務局の職員による「人権学習」の出前教室（人権教室）

### 秘書課における取組み

法務省見学における我が国の基本法制等の説明

## 弁護士会の法教育への取り組み

### 1 日弁連による司法教育へのこれまでの取り組み

日弁連は、1990年代以降、弁護士による法に関する教育について、多様な形で取り組んできた。1993年5月の定期総会において「司法に関する教育の充実を求める決議」を採択した。さらに1998年11月には、「司法改革ビジョン」においても司法教育の推進について項目を設け提言している。

消費者教育の分野については、日弁連消費者問題対策委員会内に教育部会を設け活動している。また、日弁連として、現在、社会科見学を広く受け入れており、2001年度には41件、1159人、2002年度には83件、1395人を受け入れ、そのためのパンフレットも用意している。

### 2 弁護士・弁護士会のこれまでの取り組み

そして、弁護士・弁護士会も、これまで、中学生・高校生だけでなく広く市民を対象に、司法教育を実践してきた。内容は、消費者問題・家族問題・一般民事問題・司法制度の仕組みなど多岐にわたり、またその方法も講義形式だけでなく、模擬裁判の実演や指導、法廷傍聴など、創意工夫を凝らしている。実施する場所も学校・公民館・ホール・カルチャーセンター・弁護士会館などバラエティーに富んでいる。

現在の学校教育の公民科目では不十分な司法制度の紹介や基本的な法律知識を、このような形で補い、また成人に対しては生涯教育として市民向けの教育活動を行っている。

これらの活動は、司法の仕組みを理解してもらい、生活に必要な法律知識をわかりやすく紹介しながら、対話を大切にすることに重点がおかれており、今後も積極的に行っていく。

### 3 司法教育の基礎となる「法教育」の重要性

このような活動を通じて、今、その必要性が認識され始めているのは、「法教育」である。これは、知識としての法律を教えることではなく、自由で公正な民主主義社会で「法の支配を支える市民」としての資質を身につけるための教育のことである。法の役割や原理、法制度の成り立ちについての知識、それらを応用する技能、さらに他人を尊重し、基本的人権を守り、法に従って問題を解決する姿勢を身につけるためのものだ。

日弁連は昨年「法教育に関するワーキンググループ」を立ち上げ、その提言を受け、本年6月にはこれを新たな委員会組織に発展させて、日本に「法教育」を根付かせる活動に本格的に取り組むこととした。

本年6月には、現在既に弁護士が行っている法教育の実験授業を紹介し、海外の取り組みについても紹介するシンポジウムを行った。

### 4 法教育に対する各弁護士会の特色のある動き

法教育の理解が広まり、茨城県弁護士会は本年度から法教育員会を設置し、県内の学校に法教育を行うための講師を派遣することとしている。また、福井弁護士会では法教育関連活動として、出張授業メニューを各高校に配布し、また、中学校において実験授業も実施している。

## 初等中等教育における司法書士の取り組み

### 1 司法書士（司法書士会）による法教育・消費者教育への取り組み

司法書士会は、司法の重要性を考えると、「法教育」が自己責任を求められる社会の中で正しい自己決定・自己判断をするために必要な基礎教育であり、特にリーガルマインド・人権感覚の養成は、公平・公正な国民生活を守るため最も重要であると考え、10年ほど前から積極的に司法書士による法教育実践活動を展開してきた。

近年若年者層の安易な契約に起因する消費者トラブルが増加しており、学校を出て社会に巣立つ前に、社会生活に必要な基礎的法律知識や法的考え方の習得が求められている。これは法律問題（紛争）が起こってからへの対応だけを考えるのではなく、問題が起こらないようにする予防司法の観点や、更には単に被害に遭わないということを超えて、法律と国民を結びつける接点としての役割も求められているものと考え。そのため、多くは公民、家庭科の授業の一環としてクレジットやカード契約の理解を中心にして、寸劇を取り入れるなど、わかりやすい授業を行っている。司法書士は、日常の相談業務などの経験から生きた法教育が可能であり、これに取り組むことは、社会に対して司法書士が果たさなければならぬ役割の一つであると考えている。

司法書士会による法教育は、昭和54年前後に全国各地で「身近な法律問題」をテーマとした法律教室を開催したのが組織的な事業活動の始まりとされている。それ以前にも個々の司法書士が公民館活動やPTA活動の中で講演会を行っていたという実績もある。その後、社会問題化したサラ金被害の拡大に伴い、全国各地の司法書士が多重債務者の事後救済活動を行う中で、消費者教育の必要性を強く認識し、司法書士会事業として予防司法の見地から市民に対する法律教室の実施が徐々に拡大してきた。こうした各地での活動を支援するために、日本司法書士会連合会は、平成11年に初等中等教育推進委員会を組織し、法教育（消費者教育）事業のさらなる充実発展に組織として取り組むようになった。

### 2 司法書士会による法教育・消費者教育の現状

平成14年度、全国50箇所の司法書士会のうち、約80パーセントを超える41の司法書士会で法教育（消費者教育）事業が実施されるに至り、この数は年々増加している。また、各司法書士会での取り組みの内容は、独自に構成されたものが多く、テーマも様々だが、主には社会に巣立つ直前の高校生を対象にした「消費者教育」を行っている。

実施スタイルは、社会科（公民）、家庭科といった教科教育の中で行ったり、また、総合的な学習の時間やホームルームの中で行ったりと、学校側のニーズに合わせた柔軟な取り組みがなされている。

個別テーマとしては、「契約」「カードの仕組み」「悪徳商法予防法」といった社会に巣立ってから役に立つであろうと思われる社会事象に合った内容を、日々の相談業務等で得た「生きた教材」を使いながら生徒、学生たちに語りかけている。

### 3 今後の課題とこれからの方向性

前述したように、司法書士は日常業務の中で得た知識経験を「生きた教材」として提供しながら、教科書や黒板の中からは学べない部分を補完する形で学校側と連携しながら事業展開をしているが、今後もこの連携の中で法律実務家として、教育の現場に対して何ができるのかを研究しながら、この初等中等教育の分野における事業を展開していきたい。そして、消費者トラブルを回避することを教えるだけでなく、基本的な社会ルールとしての「法」の考え方も踏まえたうえで消費者教育を中心とした「法教育」の実践に向けての検討を重ねたい。

司法書士会は、「生きる力となる『法教育』」の定着を目指し、教育現場、そして法教育にかかわる様々な機関、団体との連携を深めながら、生き生きとした力のある子どもたちを社会へ送り出せるようにさらに積極的な事業展開をしていきたい。

## 平成11年度から平成14年度までの派遣校数の推移

	会事業 単位会	高等学校	専門学校	短期大学	大 学	養護学校	中学校	講 演	合 計
平成11年度	23会	228校	4校	2校	-	2校	4校	-	240校
平成12年度	32会	248校	4校	4校	1校	1校	-	-	258校
平成13年度	37会	329校	1校	4校	2校	2校	1校	1校	340校
平成14年度	34会	361校	1校	2校	1校	1校	1校	-	368校

